nikko am
Nikko Asset Management

投資信託説明書
（請求目論見書）

2024.5.2

財形株投

財形株投（一般財形 30）
財形株投（一般財形 50）
財形株投（年金・住宅財形 30）

追加型投信／国内／資産複合

◆この目論見書により行なう「財形株投」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2024 年 5 月 1 日に関東財務局長に提出しており、2024 年 5 月 2 日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	：	2024 年 5 月 1 日
発行者名	：	日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：	代表取締役社長　ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	：	東京都港区赤坂九丁目７番１号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	：	該当事項はありません。

設定・運用は
日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

ー 目 次 ー

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第１【ファンドの状況】	3
第２【管理及び運営】	43
第３【ファンドの経理状況】	48
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】	139
第三部【委託会社等の情報】	140
約款	199

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

財形株投（一般財形 30）
財形株投（一般財形 50）
財形株投（年金・住宅財形 30）
・以下、上記を総称して、また各々を称して「財形株投」、「ファンド」または「ポートフォリオ」ということがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

勤務先の事務局、販売会社の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2024 年 5 月 2 日から 2024 年 11 月 1 日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（９）【払込期日】

・取得申込者は、原則として勤務先の事務局を通じて給与天引きにより申込金額を支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、原則として勤務先の事務局を通じて販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として安定運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格
１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信
一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇国内
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合
目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（資産複合　資産配分固定型（株式、債券）））	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（資産複合　資産配分固定型（株式、債券)））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式および債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉)」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年１回

目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。
上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③　ファンドの特色

1. 「財形株投」は、財形貯蓄制度をご利用いただく勤労者の皆様専用のファンドです。

※財形貯蓄制度は、「勤労者財産形成促進法」に基づいて設けられた勤労者を対象とした制度で、勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）、勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅貯蓄）、勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金貯蓄）があります。

2. 「財形株投」は、一般財形、年金財形、住宅財形の3つの財形貯蓄にご利用できるように、次の3本のファンドから構成されています。その中からご利用の皆様のニーズに応じて選択していただきます。

<財形株投（一般財形 30）>　実質株式組入上限 30%
信託財産の純資産総額の30%を限度として株式に、残りの70%程度を公社債などに投資して信託財産の着実な成長をめざします。原則として、常時相当程度の組入比率を維持します。一般財形にご利用いただけます。

<財形株投（一般財形 50）>　実質株式組入上限 50%
信託財産の純資産総額の50%を限度として株式に、残りの50%程度を公社債などに投資して信託財産の着実な成長をめざします。原則として、常時相当程度の組入比率を維持します。一般財形にご利用いただけます。

<財形株投（年金･住宅財形 30）>　実質株式組入上限 30%
信託財産の純資産総額の30%を限度として株式に、残りの70%程度を公社債などに投資して信託財産の着実な成長をめざします。原則として、常時相当程度の組入比率を維持します。年金財形と住宅財形にご利用いただけます。

※ご選択によりそれぞれ「勤労者財産形成貯蓄契約」、「勤労者財産形成年金貯蓄契約」または「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」を結んでいただきます。

一般財形 30 一般財形 50	勤労者財産形成貯蓄契約
年金･住宅財形 30	勤労者財産形成年金貯蓄契約 または 勤労者財産形成住宅貯蓄契約

○市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

3. 信託財産の安定した成長をめざして安定運用を行ないます。

内外の公社債への投資により安定収益の確保を図るとともに、株式の運用部分については「バーラ日本株式モデル*1」によりポートフォリオを構築してTOPIX（東証株価指数）*2配当込みの動きに連動した投資効果をめざし、信託財産全体の安定した成長をめざします。

○市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

*1 バーラ日本株式モデル
バーラ日本株式モデルは、日本株への投資から期待される収益（必然的にリスクを伴ないます。）の発生源を、①市場全体の動き、②財務･株式関連データから開発された個別銘柄の株価変動指数、③業種指標、④ポートフォリオ（または個別銘柄）固有の特性などからもたらされる部分に分解･分析し数値化します。
これらのデータをもとに、常に市場全体の株価変動の性格分析を行なうと同時に、検証を重ねつつ最適のポートフォリオを求めます。

*2 TOPIX（東証株価指数）
TOPIX（東証株価指数）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット･ベンチマークで、指数採用銘柄の浮動株調整後の時価総額を指数化したものです。

4. お買付けは無手数料で、給与天引きで行ないます。

給与からの天引きですので、毎月定期的に積立ていただけます。

5. 財形貯蓄制度をご利用される方には、公的融資である財形持家融資を受けられる特典があります。

詳しくは、勤務先の事務局へお問い合わせください。

《ファンドの仕組み》

※当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。

主な投資制限

「財形株投（一般財形 30）」
「財形株投（年金・住宅財形 30）」

・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

「財形株投（一般財形 50）」

・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

分配方針

「財形株投（一般財形 30）」「財形株投（一般財形 50）」「財形株投（年金・住宅財形 30）」

・毎決算時に、利子・配当等収益を中心に安定的に分配を行ないますが、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

「TOPIX」の著作権などについて

・TOPIXの指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。
・ＪＰＸは、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXに係る標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
・ＪＰＸは、TOPIXの指数値およびTOPIXに係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
・ＪＰＸは、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、ＪＰＸは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
・当ファンドは、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではありません。
・ＪＰＸは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
・ＪＰＸは、日興アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
・以上の項目に限らず、ＪＰＸは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

④　信託金限度額
・各ファンド毎に、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

1994 年 2 月 4 日
・ファンドの信託契約締結、運用開始
2018 年 3 月 20 日
・投資対象ファンドに関する変更

（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

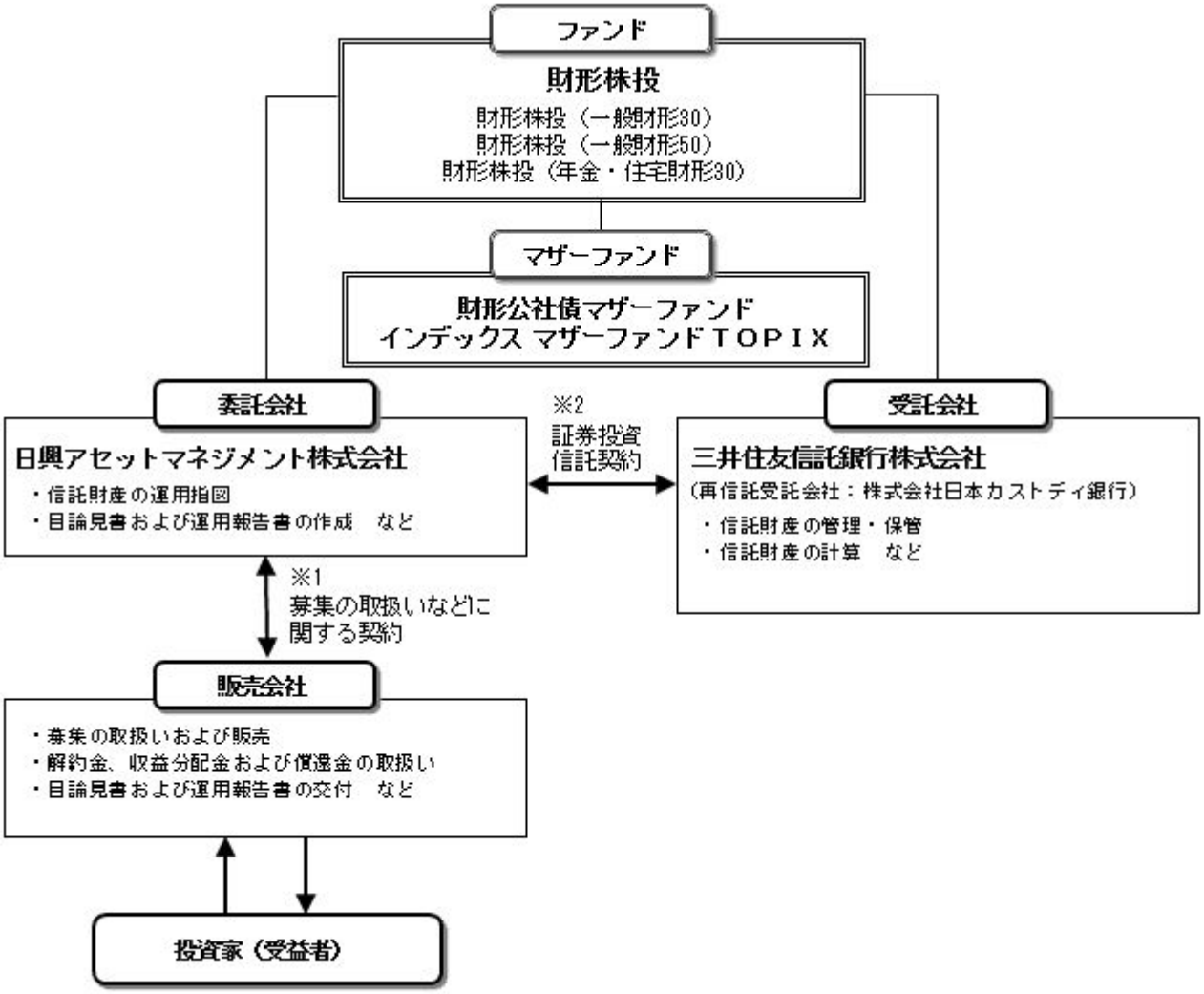

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

②　委託会社の概況（2024 年 2 月末現在）
1）資本金
17,363 百万円
2）沿革
1959 年：日興證券投資信託委託株式会社として設立
1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	192,211,000 株	97.562%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

＜財形株投（一般財形 30）＞
＜財形株投（年金・住宅財形 30）＞
・「財形公社債マザーファンド」受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保を図り、「インデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸ」受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長をめざします。
・「インデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸ」受益証券およびわが国の株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の 30%とし、原則として常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。
＜財形株投（一般財形 50）＞
・「財形公社債マザーファンド」受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保を図り、「インデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸ」受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長をめざします。
・「インデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸ」受益証券およびわが国の株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の 50%とし、原則として常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

（２）【投資対象】

＜財形株投（一般財形 30）＞
＜財形株投（一般財形 50）＞
＜財形株投（年金・住宅財形 30）＞
「財形公社債マザーファンド」受益証券および「インデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸ」受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とします。
① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１）有価証券
２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款第 18 条および第 18 条の 2 に定めるものに限ります。）
３）金銭債権
４）約束手形
５）為替手形
② 主として「インデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸ」受益証券および「財形公社債マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
１）株券または新株引受権証書
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６）特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７）コマーシャル・ペーパー
８）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
９）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～８）の証券または証書の性質を有するもの
10）投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
11）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
12）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価

証券に係るものに限ります。）
13）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
14）外国法人が発行する譲渡性預金証書
15）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17）外国の者に対する権利で 16）の有価証券の性質を有するもの

③　次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④　次の取引ができます。
１）信用取引
２）先物取引等
３）スワップ取引
４）有価証券の貸付
５）外国為替予約取引
６）資金の借入

＜インデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸ＞

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

①　投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１）有価証券
２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款第 17 条および第 18 条に定めるものに限ります。）
３）金銭債権
４）約束手形
５）為替手形

②　主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
１）株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
２）短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
３）外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、２）の証券の性質を有するもの
４）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
５）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）のうち投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）に類する証券以外のもの
６）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
７）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

③　次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

④　次の取引ができます。
１）信用取引
２）先物取引等
３）スワップ取引

４）有価証券の貸付

＜財形公社債マザーファンド＞

内外の公社債を主要投資対象とします。

①　投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１）有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）

２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款第 13 条および第 13 条の 2 に定めるものに限ります。）

３）金銭債権

４）約束手形

５）為替手形

②　主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

１）国債証券

２）地方債証券

３）特別の法律により法人の発行する債券

４）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条の３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限ります。）

５）特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

６）コマーシャル・ペーパー

７）外国または外国の者の発行する証券で、１）～６）の証券の性質を有するもの

８）投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券

９）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）

10）外国法人が発行する譲渡性預金証書

11）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

12）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

13）外国の者に対する権利で 12）の有価証券の性質を有するもの

③　次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

１）預金

２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）コール・ローン

４）手形割引市場において売買される手形

５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④　次の取引ができます。

１）先物取引等

２）スワップ取引

３）有価証券の貸付

４）外国為替予約取引

◆投資対象とするマザーファンドの概要
＜財形公社債マザーファンド＞

運用の基本方針	
基本方針	内外の公社債への投資により、安定した収益の確保を目的として安定運用を行ないます。
主な投資対象	内外の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	内外の公社債への投資により、安定した収益の確保をはかります。
主な投資制限	・株式への投資は行ないません。 ・同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条の３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 50%以下とします。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（1994 年２月４日設定）
決算日	毎年２月１日 （２月１日および２日のいずれかが休業日のときは、２月１日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち２月１日に最も近い日を決算日とします。）

＜インデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸ＞

運用の基本方針	
基本方針	わが国の長期成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）*配当込みの動きに連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	・投資成果をＴＯＰＩＸ（東証株価指数）配当込みの動きにできるだけ連動させるため、「バーラ日本株式モデル」に従い次のポートフォリオ管理を行ないます。 ①投資対象銘柄の中から、原則として 200 銘柄以上に分散投資を行ないます。 ②資金の流出入に伴なう売買にあたっては、最適ポートフォリオと信託財産のポートフォリオのカイ離を縮小するように売買を行ないます。 ③株式の組入比率は、高位を保ちます。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の 50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2001 年 10 月 26 日設定）
決算日	毎年２月 12 日（休業日の場合は翌営業日）

＊ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、指数採用銘柄の浮動株調整後の時価総額を指数化したものです。
ＴＯＰＩＸの指数値およびＴＯＰＩＸに係る標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などＴＯＰＩＸに関するすべての権利・ノウハウおよびＴＯＰＩＸに係る標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、ＴＯＰＩＸの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。

（３）【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。

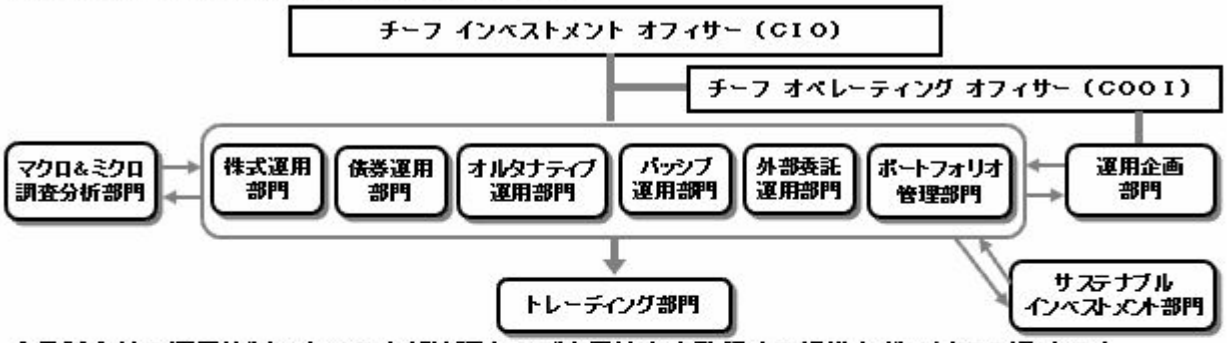

◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

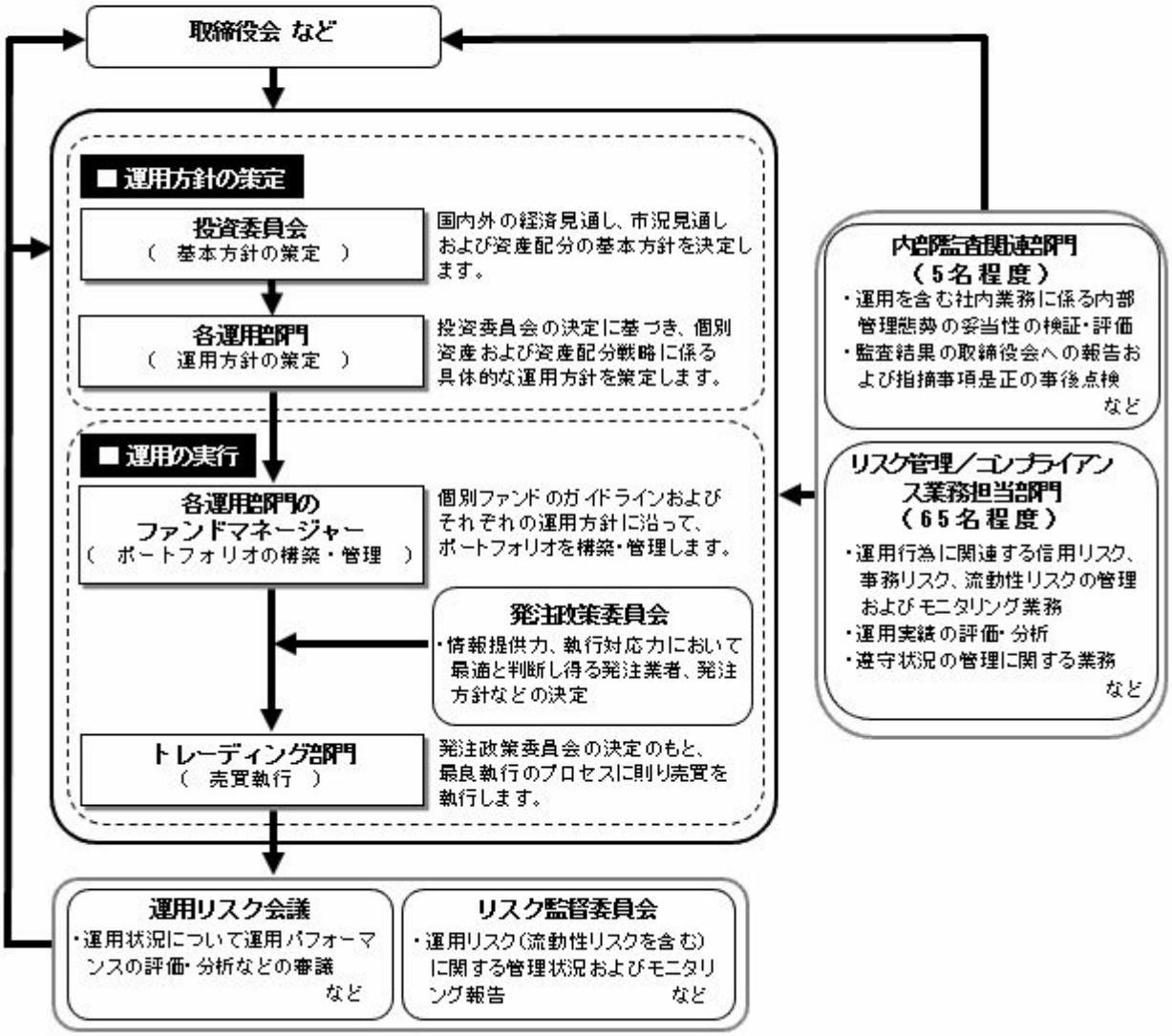

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ＥＳＧ（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。
（スチュワードシップ＆議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）

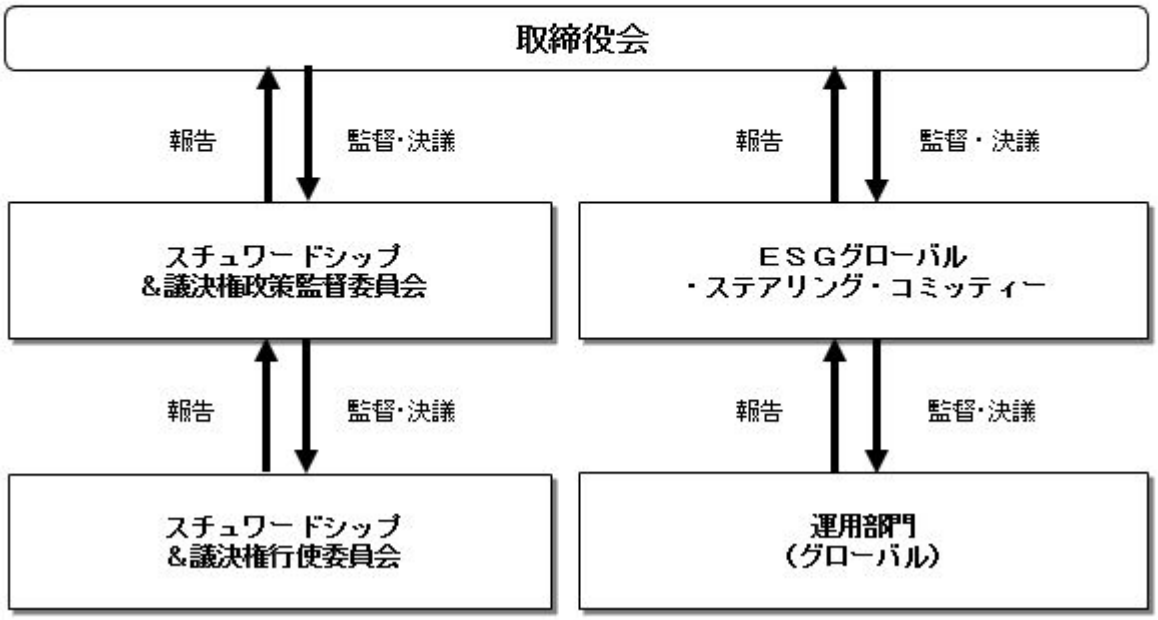

※上記体制は 2024 年 2 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

利子・配当等収益を中心に安定的に分配を行ないますが、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜財形株投（一般財形 30）＞

＜財形株投（一般財形 50）＞

＜財形株投（年金・住宅財形 30）＞

１）＜財形株投（一般財形 30）＞

＜財形株投（年金・住宅財形 30）＞

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。

＜財形株投（一般財形 50）＞

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%以下とします。

２）投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

３）同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

４）新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

５）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

６）同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条の３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

７）外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。

８）信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

イ）信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

ロ）株式分割により取得する株券

ハ）有償増資により取得する株券

ニ）売り出しにより取得する株券

ホ）信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条の３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

ヘ）信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（ホ）に定めるものを除きます。）の行使によ

り取得可能な株券

9）信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 14 条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

10）信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

11）信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 14 条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 14 条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

12）信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

13）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
14）信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
15）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
イ）解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
ニ）解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。
ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
16）デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
17）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

＜インデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸ＞

１）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
２）投資することを指図する株式は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
３）投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
４）外貨建資産への投資は行ないません。
５）信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
イ）信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
ロ）株式分割により取得する株券
ハ）有償増資により取得する株券
ニ）売り出しにより取得する株券
６）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
７）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 13 条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受

け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 13 条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

８）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

９）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

10）デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

11）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

＜財形公社債マザーファンド＞

１）株式への投資は行ないません。

２）同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条の３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

３）外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 50%以下とします。

４）信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 10 条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

５）信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

６）信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲

で行なうことの指図をすることができます。

イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 10 条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 10 条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

７）信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

８）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

９）信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

10）デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

11）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

・当ファンドは、主に株式および債券を実質的な投資対象としますので、株式および債券の価格の下落や、株式および債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。

・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制

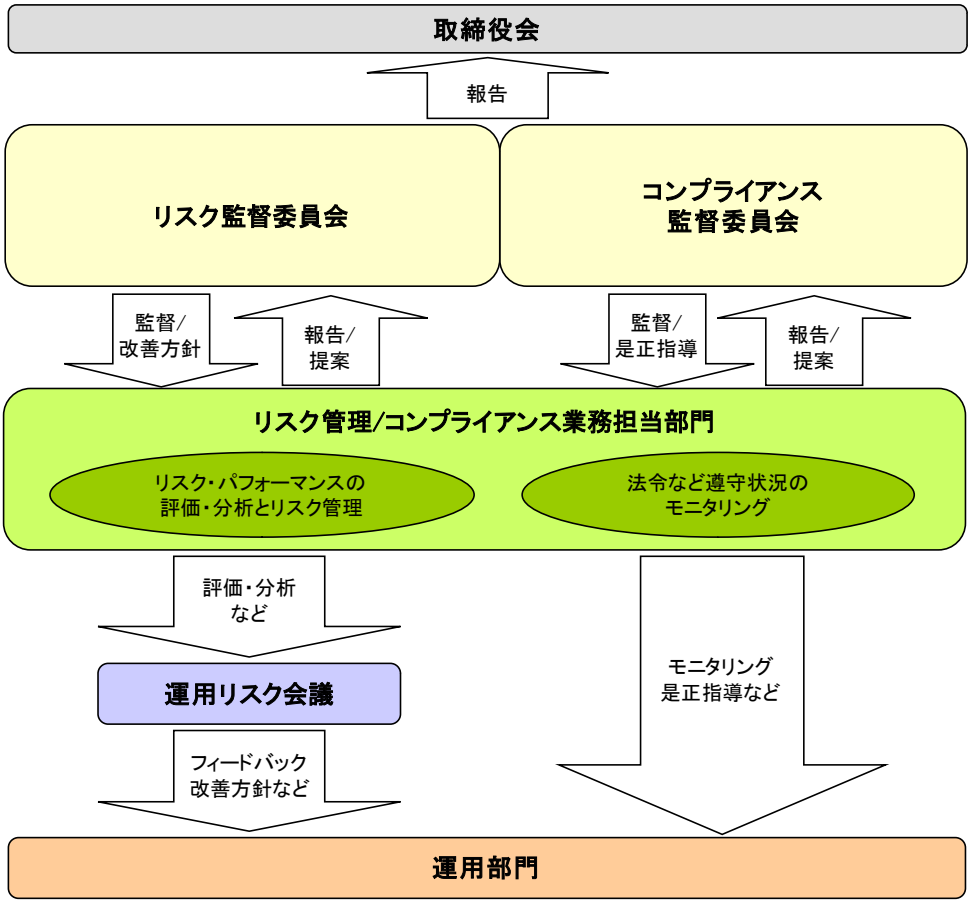

■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は 2024 年 2 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

「財形株投（一般財形 30）」

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

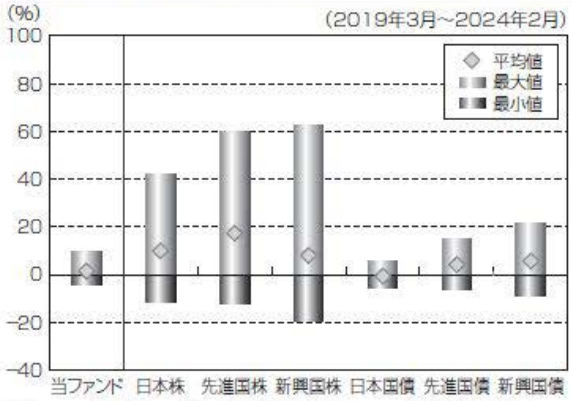

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	1.4%	9.9%	17.3%	8.0%	-0.7%	4.1%	5.6%
最大値	9.6%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	14.8%	21.5%
最小値	-4.5%	-11.4%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2019年3月から2024年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

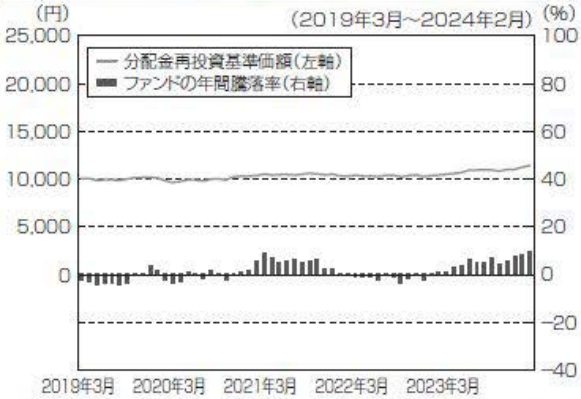

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2019年3月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

「財形株投（一般財形 50）」

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

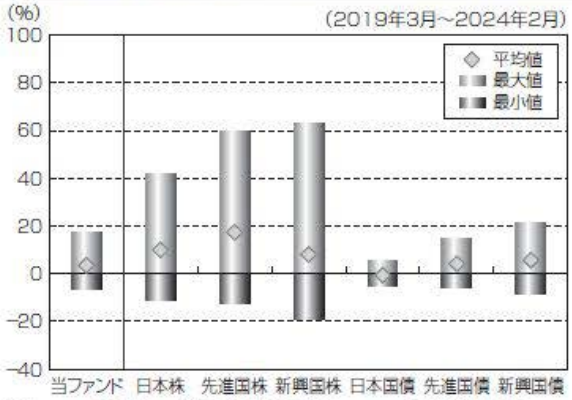

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	3.4%	9.9%	17.3%	8.0%	-0.7%	4.1%	5.6%
最大値	17.2%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	14.8%	21.5%
最小値	-6.8%	-11.4%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2019年3月から2024年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2019年3月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

「財形株投（年金・住宅財形 30）」

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

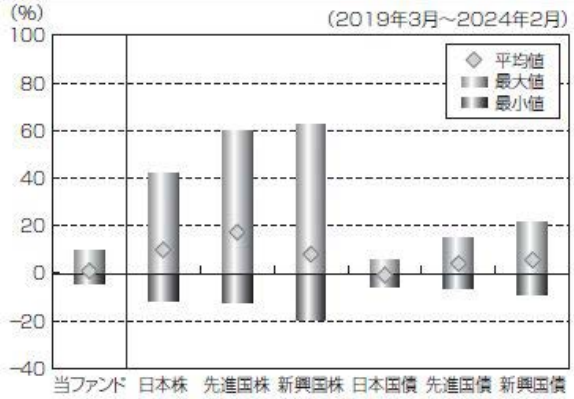

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	1.5%	9.9%	17.3%	8.0%	-0.7%	4.1%	5.6%
最大値	9.7%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	14.8%	21.5%
最小値	-4.4%	-11.4%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2019年3月から2024年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>
日本株……TOPIX（東証株価指数）配当込み
先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

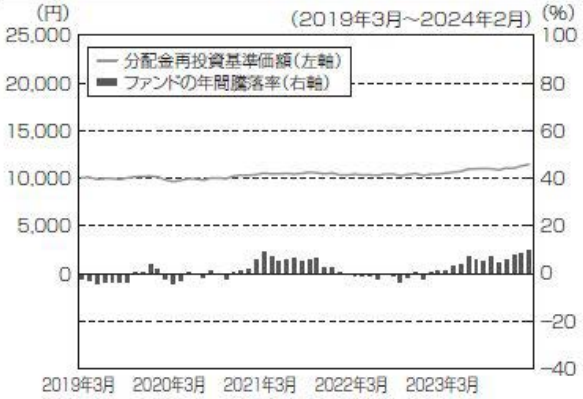

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2019年3月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み
当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債
当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.572%（税抜 0.52%）の率を乗じて得た額とします。
② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.52%	0.22%	0.25%	0.05%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。
① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とするマザーファンドに係る費用＞
・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
・信託事務の処理に要する諸費用
・信託財産に関する租税　など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
＊監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人受益者の場合

＜一般財形の場合＞

収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

＜年金・住宅財形の場合＞

・個人が受け取る収益分配金ならびに償還金および解約金には税金はかかりません。

・ただし、積み立てられた元金および収益分配金の累計額が、限度額（年金財形・住宅財形の合計で 550 万円）を超える場合には、非課税の特典を失い課税されます。この場合、収益分配金、解約金および償還金に対する課税は、一般財形の場合と同様の取扱いとなります。

（目的外解約）

年金・住宅財形の場合、年金受取り、自宅用住宅取得など以外の目的で解約請求するときには、家屋が災害などによる被害を受けた場合など法令で定められた事由がある場合を除き、非課税の特典を失い課税されます。この場合、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収となります。また、過去５年間にさかのぼり、その間に支払われた普通分配金に対しても課税が行なわれます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

③ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

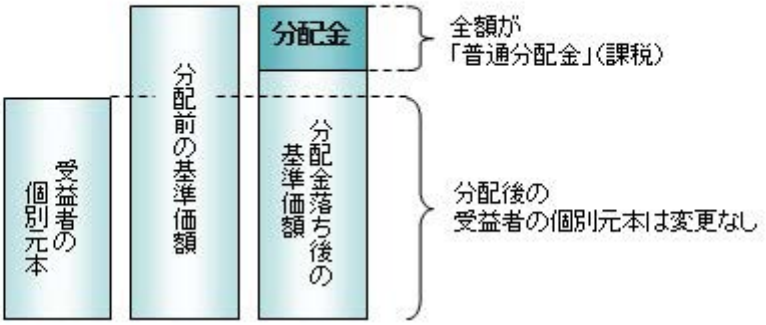

ロ）、ハ）の場合

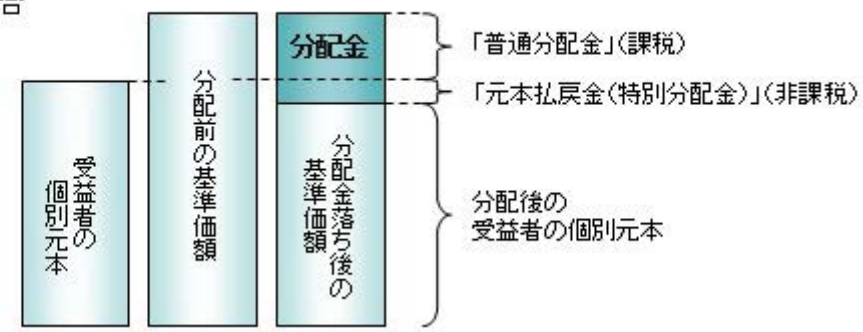

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 5 月 1 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間:2023年2月2日～2024年2月1日

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
財形株投(一般財形30)	0.58%	0.58%	0.00%
財形株投(一般財形50)	0.58%	0.58%	0.00%
財形株投(年金･住宅財形30)	0.58%	0.58%	0.00%

※対象期間の運用･管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

５【運用状況】

【財形株投（一般財形３０）】

以下の運用状況は2024年 2月29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	113,969,597	97.50
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	2,918,704	2.50
合計（純資産総額）		116,888,301	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	財形公社債マザーファンド	62,705,976	1.2659	79,383,601	1.2640	79,260,353	67.81
日本	親投資信託受益証券	インデックス　マザーファンド　ＴＯＰＩＸ	9,326,932	3.5232	32,860,647	3.7214	34,709,244	29.69

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.50
合　　計	97.50

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 21 計算期間末	(2015 年 2 月 2 日)	76	76	0.9788	0.9793
第 22 計算期間末	(2016 年 2 月 1 日)	74	74	0.9931	0.9936
第 23 計算期間末	(2017 年 2 月 1 日)	74	74	1.0043	1.0048
第 24 計算期間末	(2018 年 2 月 1 日)	96	96	1.0543	1.0548
第 25 計算期間末	(2019 年 2 月 4 日)	92	92	0.9991	0.9996
第 26 計算期間末	(2020 年 2 月 3 日)	102	102	1.0087	1.0092
第 27 計算期間末	(2021 年 2 月 1 日)	116	116	1.0311	1.0316
第 28 計算期間末	(2022 年 2 月 1 日)	110	110	1.0303	1.0308
第 29 計算期間末	(2023 年 2 月 1 日)	107	107	1.0358	1.0363
第 30 計算期間末	(2024 年 2 月 1 日)	114	114	1.1211	1.1211
	2023 年 2 月末日	108	—	1.0382	—
	3 月末日	106	—	1.0480	—
	4 月末日	104	—	1.0558	—
	5 月末日	104	—	1.0666	—
	6 月末日	106	—	1.0901	—
	7 月末日	108	—	1.0920	—
	8 月末日	108	—	1.0922	—
	9 月末日	109	—	1.0918	—
	10 月末日	108	—	1.0800	—
	11 月末日	111	—	1.0998	—
	12 月末日	111	—	1.0997	—
	2024 年 1 月末日	114	—	1.1228	—
	2 月末日	116	—	1.1377	—

②【分配の推移】

期	期間	１口当たりの分配金（円）
第 21 期	2014 年 2 月 4 日～2015 年 2 月 2 日	0.0005
第 22 期	2015 年 2 月 3 日～2016 年 2 月 1 日	0.0005
第 23 期	2016 年 2 月 2 日～2017 年 2 月 1 日	0.0005
第 24 期	2017 年 2 月 2 日～2018 年 2 月 1 日	0.0005
第 25 期	2018 年 2 月 2 日～2019 年 2 月 4 日	0.0005
第 26 期	2019 年 2 月 5 日～2020 年 2 月 3 日	0.0005

第27期	2020年 2月 4日～2021年 2月 1日	0.0005
第28期	2021年 2月 2日～2022年 2月 1日	0.0005
第29期	2022年 2月 2日～2023年 2月 1日	0.0005
第30期	2023年 2月 2日～2024年 2月 1日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第21期	2014年 2月 4日～2015年 2月 2日	4.84
第22期	2015年 2月 3日～2016年 2月 1日	1.51
第23期	2016年 2月 2日～2017年 2月 1日	1.18
第24期	2017年 2月 2日～2018年 2月 1日	5.03
第25期	2018年 2月 2日～2019年 2月 4日	△5.19
第26期	2019年 2月 5日～2020年 2月 3日	1.01
第27期	2020年 2月 4日～2021年 2月 1日	2.27
第28期	2021年 2月 2日～2022年 2月 1日	△0.03
第29期	2022年 2月 2日～2023年 2月 1日	0.58
第30期	2023年 2月 2日～2024年 2月 1日	8.24

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第21期	2014年 2月 4日～2015年 2月 2日	7,771,084	11,906,050
第22期	2015年 2月 3日～2016年 2月 1日	10,650,522	13,562,169
第23期	2016年 2月 2日～2017年 2月 1日	9,441,348	10,877,640
第24期	2017年 2月 2日～2018年 2月 1日	19,263,657	1,878,188
第25期	2018年 2月 2日～2019年 2月 4日	12,037,575	10,950,460
第26期	2019年 2月 5日～2020年 2月 3日	14,822,167	5,888,725
第27期	2020年 2月 4日～2021年 2月 1日	16,599,772	5,126,195
第28期	2021年 2月 2日～2022年 2月 1日	10,442,932	15,936,539
第29期	2022年 2月 2日～2023年 2月 1日	9,483,632	13,007,727
第30期	2023年 2月 2日～2024年 2月 1日	7,711,426	9,057,050

【財形株投（一般財形５０）】

以下の運用状況は2024年 2月29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	203,018,095	97.44
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	5,327,359	2.56
合計（純資産総額）		208,345,454	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	インデックス　マザーファンド　ＴＯＰＩＸ	27,603,839	3.5233	97,256,606	3.7214	102,724,926	49.31
日本	親投資信託受益証券	財形公社債マザーファンド	79,345,862	1.2659	100,449,092	1.2640	100,293,169	48.14

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.44
合　　計	97.44

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 21 計算期間末	(2015 年 2 月 2 日)	183	183	0.9993	0.9998
第 22 計算期間末	(2016 年 2 月 1 日)	187	187	1.0263	1.0268
第 23 計算期間末	(2017 年 2 月 1 日)	207	207	1.0525	1.0530
第 24 計算期間末	(2018 年 2 月 1 日)	241	241	1.1549	1.1554
第 25 計算期間末	(2019 年 2 月 4 日)	225	225	1.0635	1.0640
第 26 計算期間末	(2020 年 2 月 3 日)	209	209	1.0921	1.0926
第 27 計算期間末	(2021 年 2 月 1 日)	194	194	1.1429	1.1434
第 28 計算期間末	(2022 年 2 月 1 日)	195	195	1.1566	1.1571
第 29 計算期間末	(2023 年 2 月 1 日)	194	194	1.1819	1.1824
第 30 計算期間末	(2024 年 2 月 1 日)	206	206	1.3507	1.3507
	2023 年 2 月末日	193	—	1.1874	—
	3 月末日	194	—	1.2011	—
	4 月末日	192	—	1.2163	—
	5 月末日	194	—	1.2374	—
	6 月末日	202	—	1.2827	—
	7 月末日	206	—	1.2895	—
	8 月末日	206	—	1.2911	—
	9 月末日	203	—	1.2926	—
	10 月末日	198	—	1.2717	—
	11 月末日	204	—	1.3078	—
	12 月末日	206	—	1.3068	—
	2024 年 1 月末日	206	—	1.3547	—
	2 月末日	208	—	1.3861	—

②【分配の推移】

期	期間	１口当たりの分配金（円）
第 21 期	2014 年 2 月 4 日～2015 年 2 月 2 日	0.0005
第 22 期	2015 年 2 月 3 日～2016 年 2 月 1 日	0.0005
第 23 期	2016 年 2 月 2 日～2017 年 2 月 1 日	0.0005
第 24 期	2017 年 2 月 2 日～2018 年 2 月 1 日	0.0005
第 25 期	2018 年 2 月 2 日～2019 年 2 月 4 日	0.0005
第 26 期	2019 年 2 月 5 日～2020 年 2 月 3 日	0.0005

第27期	2020年 2月 4日～2021年 2月 1日	0.0005
第28期	2021年 2月 2日～2022年 2月 1日	0.0005
第29期	2022年 2月 2日～2023年 2月 1日	0.0005
第30期	2023年 2月 2日～2024年 2月 1日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第21期	2014年 2月 4日～2015年 2月 2日	8.53
第22期	2015年 2月 3日～2016年 2月 1日	2.75
第23期	2016年 2月 2日～2017年 2月 1日	2.60
第24期	2017年 2月 2日～2018年 2月 1日	9.78
第25期	2018年 2月 2日～2019年 2月 4日	△7.87
第26期	2019年 2月 5日～2020年 2月 3日	2.74
第27期	2020年 2月 4日～2021年 2月 1日	4.70
第28期	2021年 2月 2日～2022年 2月 1日	1.24
第29期	2022年 2月 2日～2023年 2月 1日	2.23
第30期	2023年 2月 2日～2024年 2月 1日	14.28

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第21期	2014年 2月 4日～2015年 2月 2日	17,501,615	18,329,958
第22期	2015年 2月 3日～2016年 2月 1日	17,040,435	17,577,441
第23期	2016年 2月 2日～2017年 2月 1日	18,988,051	4,886,387
第24期	2017年 2月 2日～2018年 2月 1日	48,663,216	36,200,357
第25期	2018年 2月 2日～2019年 2月 4日	21,221,642	18,123,775
第26期	2019年 2月 5日～2020年 2月 3日	21,804,485	42,344,325
第27期	2020年 2月 4日～2021年 2月 1日	20,242,673	42,112,594
第28期	2021年 2月 2日～2022年 2月 1日	16,776,660	17,963,998
第29期	2022年 2月 2日～2023年 2月 1日	16,167,615	20,049,736
第30期	2023年 2月 2日～2024年 2月 1日	15,664,055	27,818,749

【財形株投（年金・住宅財形３０）】

以下の運用状況は 2024 年 2 月 29 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	253,680,931	97.51
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	6,486,613	2.49
合計（純資産総額）		260,167,544	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	財形公社債マザーファンド	139,804,511	1.2659	176,978,531	1.2640	176,712,901	67.92
日本	親投資信託受益証券	インデックス　マザーファンド　ＴＯＰＩＸ	20,682,547	3.5232	72,868,750	3.7214	76,968,030	29.58

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.51
合　　計	97.51

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 21 計算期間末　(2015 年 2 月 2 日)	190	190	0.9807	0.9812
第 22 計算期間末　(2016 年 2 月 1 日)	178	178	0.9949	0.9954
第 23 計算期間末　(2017 年 2 月 1 日)	182	182	1.0057	1.0062
第 24 計算期間末　(2018 年 2 月 1 日)	210	210	1.0558	1.0563
第 25 計算期間末　(2019 年 2 月 4 日)	203	203	1.0016	1.0021
第 26 計算期間末　(2020 年 2 月 3 日)	201	201	1.0109	1.0114
第 27 計算期間末　(2021 年 2 月 1 日)	221	221	1.0324	1.0329
第 28 計算期間末　(2022 年 2 月 1 日)	237	237	1.0325	1.0330
第 29 計算期間末　(2023 年 2 月 1 日)	251	252	1.0392	1.0397
第 30 計算期間末　(2024 年 2 月 1 日)	258	258	1.1256	1.1256
2023 年 2 月末日	253	—	1.0416	—
3 月末日	254	—	1.0521	—
4 月末日	255	—	1.0600	—
5 月末日	259	—	1.0707	—
6 月末日	266	—	1.0942	—
7 月末日	270	—	1.0963	—
8 月末日	271	—	1.0965	—
9 月末日	267	—	1.0961	—
10 月末日	264	—	1.0843	—
11 月末日	270	—	1.1042	—
12 月末日	262	—	1.1041	—
2024 年 1 月末日	258	—	1.1273	—
2 月末日	260	—	1.1424	—

②【分配の推移】

期	期間	１口当たりの分配金（円）
第 21 期	2014 年 2 月 4 日～2015 年 2 月 2 日	0.0005
第 22 期	2015 年 2 月 3 日～2016 年 2 月 1 日	0.0005
第 23 期	2016 年 2 月 2 日～2017 年 2 月 1 日	0.0005
第 24 期	2017 年 2 月 2 日～2018 年 2 月 1 日	0.0005
第 25 期	2018 年 2 月 2 日～2019 年 2 月 4 日	0.0005
第 26 期	2019 年 2 月 5 日～2020 年 2 月 3 日	0.0005

第27期	2020年 2月 4日～2021年 2月 1日	0.0005
第28期	2021年 2月 2日～2022年 2月 1日	0.0005
第29期	2022年 2月 2日～2023年 2月 1日	0.0005
第30期	2023年 2月 2日～2024年 2月 1日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第21期	2014年 2月 4日～2015年 2月 2日	4.83
第22期	2015年 2月 3日～2016年 2月 1日	1.50
第23期	2016年 2月 2日～2017年 2月 1日	1.14
第24期	2017年 2月 2日～2018年 2月 1日	5.03
第25期	2018年 2月 2日～2019年 2月 4日	△5.09
第26期	2019年 2月 5日～2020年 2月 3日	0.98
第27期	2020年 2月 4日～2021年 2月 1日	2.18
第28期	2021年 2月 2日～2022年 2月 1日	0.06
第29期	2022年 2月 2日～2023年 2月 1日	0.70
第30期	2023年 2月 2日～2024年 2月 1日	8.31

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第21期	2014年 2月 4日～2015年 2月 2日	20,521,555	27,814,502
第22期	2015年 2月 3日～2016年 2月 1日	20,768,810	35,315,828
第23期	2016年 2月 2日～2017年 2月 1日	22,112,907	19,936,078
第24期	2017年 2月 2日～2018年 2月 1日	34,698,129	17,021,386
第25期	2018年 2月 2日～2019年 2月 4日	22,034,865	18,046,134
第26期	2019年 2月 5日～2020年 2月 3日	21,763,698	25,689,628
第27期	2020年 2月 4日～2021年 2月 1日	21,694,209	6,452,657
第28期	2021年 2月 2日～2022年 2月 1日	19,721,443	4,395,546
第29期	2022年 2月 2日～2023年 2月 1日	25,024,830	12,521,696
第30期	2023年 2月 2日～2024年 2月 1日	15,931,802	28,993,479

（参考）

財形公社債マザーファンド

以下の運用状況は2024年 2月29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	177,953,049	49.97
地方債証券	日本	34,655,940	9.73
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	143,527,089	40.30
合計（純資産総額）		356,136,078	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
日本	国債証券	第３５３回利付国債（１０年）	40,000,000	99.20	39,682,000	98.79	39,518,000	0.100	2028/12/20	11.10
日本	国債証券	第３５５回利付国債（１０年）	40,000,000	99.04	39,618,400	98.59	39,438,000	0.100	2029/6/20	11.07
日本	国債証券	第３５７回利付国債（１０年）	40,000,000	98.87	39,549,200	98.40	39,363,600	0.100	2029/12/20	11.05
日本	地方債証券	平成２７年度第４回京都府公募公債	34,500,000	100.59	34,705,275	100.45	34,655,940	0.553	2025/6/19	9.73
日本	国債証券	第１４２回利付国債（５年）	20,000,000	100.12	20,024,249	100.12	20,024,249	0.100	2024/12/20	5.62
日本	国債証券	第１４６回利付国債（５年）	20,000,000	100.11	20,022,400	99.89	19,978,200	0.100	2025/12/20	5.61
日本	国債証券	第３５９回利付国債（１０年）	20,000,000	98.53	19,706,400	98.15	19,631,000	0.100	2030/6/20	5.51

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	49.97
地方債証券	9.73
合　　計	59.70

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

インデックス　マザーファンド　ＴＯＰＩＸ

以下の運用状況は2024年 2月29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	60,351,374,550	99.74
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	156,621,178	0.26
合計（純資産総額）		60,507,995,728	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	160,860,000	0.27

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	874,000	3,456.00	3,020,544,000	3,621.00	3,164,754,000	5.23
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	954,600	1,410.50	1,346,463,300	1,542.00	1,471,993,200	2.43
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	112,600	14,735.00	1,659,161,000	12,945.00	1,457,607,000	2.41
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	33,700	33,720.00	1,136,364,000	36,870.00	1,242,519,000	2.05
日本	株式	キーエンス	電気機器	15,900	66,950.00	1,064,505,000	70,040.00	1,113,636,000	1.84
日本	株式	三菱商事	卸売業	323,700	2,889.50	935,331,150	3,205.00	1,037,458,500	1.71
日本	株式	日立製作所	電気機器	77,300	12,355.00	955,041,500	12,665.00	979,004,500	1.62
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	111,500	7,682.00	856,543,000	8,344.00	930,356,000	1.54
日本	株式	信越化学工業	化学	143,100	5,990.00	857,169,000	6,387.00	913,979,700	1.51
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	4,748,400	181.00	859,460,400	182.30	865,633,320	1.43
日本	株式	任天堂	その他製品	100,500	8,710.00	875,355,000	8,400.00	844,200,000	1.40
日本	株式	三井物産	卸売業	126,900	6,118.00	776,374,200	6,553.00	831,575,700	1.37
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	113,200	6,668.00	754,817,600	6,516.00	737,611,200	1.22
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	121,100	6,281.00	760,629,100	6,044.00	731,928,400	1.21
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	78,800	8,492.00	669,169,600	8,790.00	692,652,000	1.14
日本	株式	第一三共	医薬品	139,100	4,707.00	654,743,700	4,974.00	691,883,400	1.14
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	388,200	1,719.00	667,315,800	1,782.00	691,772,400	1.14
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	154,900	4,277.00	662,507,300	4,376.00	677,842,400	1.12
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	141,300	4,350.00	614,655,000	4,387.00	619,883,100	1.02
日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	31,300	18,500.00	579,050,000	19,485.00	609,880,500	1.01

日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	211,600	2,705.50	572,483,800	2,801.00	592,691,600	0.98
日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	123,300	4,547.00	560,645,100	4,554.00	561,508,200	0.93
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	257,200	1,958.01	503,600,588	1,972.50	507,327,000	0.84
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	86,600	5,247.00	454,390,200	5,363.00	464,435,800	0.77
日本	株式	村田製作所	電気機器	144,800	3,025.00	438,020,000	3,023.00	437,730,400	0.72
日本	株式	ＳＭＣ	機械	4,800	83,220.00	399,456,000	90,150.00	432,720,000	0.72
日本	株式	三菱電機	電気機器	178,900	2,170.50	388,302,450	2,381.50	426,050,350	0.70
日本	株式	ダイキン工業	機械	19,200	21,445.00	411,744,000	21,175.00	406,560,000	0.67
日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	174,000	2,076.66	361,340,000	2,230.00	388,020,000	0.64
日本	株式	ディスコ	機械	7,700	43,580.00	335,566,000	48,260.00	371,602,000	0.61

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.31
		建設業	1.98
		食料品	3.10
		繊維製品	0.35
		パルプ・紙	0.16
		化学	5.75
		医薬品	4.53
		石油・石炭製品	0.48
		ゴム製品	0.69
		ガラス・土石製品	0.68
		鉄鋼	0.96
		非鉄金属	0.67
		金属製品	0.52
		機械	5.45
		電気機器	17.43
		輸送用機器	9.35
		精密機器	2.34
		その他製品	2.34
		電気・ガス業	1.30
		陸運業	2.58
		海運業	0.83
		空運業	0.41
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	7.52
		卸売業	7.30
		小売業	4.14

		銀行業	7.29
		証券、商品先物取引業	0.89
		保険業	2.59
		その他金融業	1.18
		不動産業	1.88
		サービス業	4.55
合　　計			99.74

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物　２０２４年０３月	買建	6	日本円	158,585,550	160,860,000	0.27

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

≪参考情報≫

運用実績

2024年2月29日現在

基準価額･純資産の推移

「財形株投(一般財形 30)」

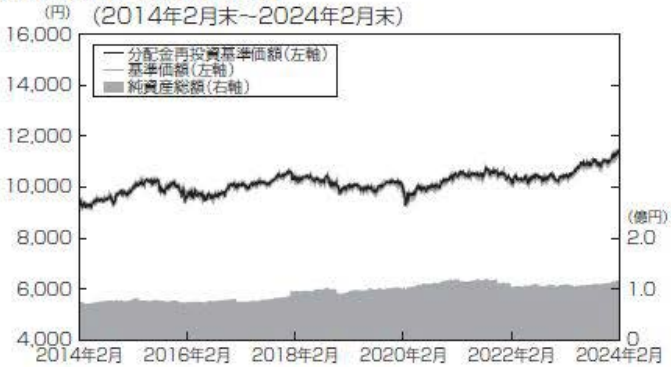

基準価額･･････････････････11,377円

純資産総額･･････････････････1.16億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2014年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

「財形株投(一般財形 50)」

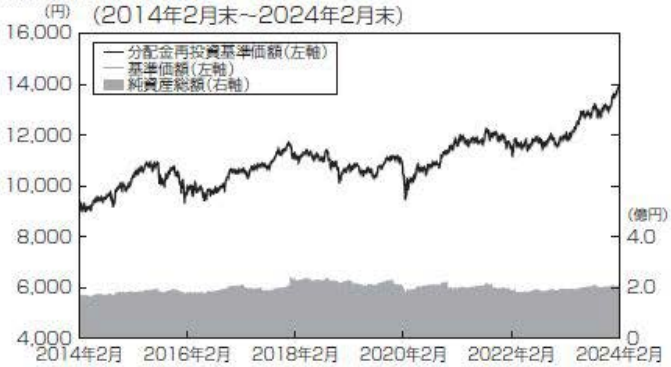

基準価額･･････････････････13,861円

純資産総額･･････････････････2.08億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2014年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

「財形株投(年金･住宅財形 30)」

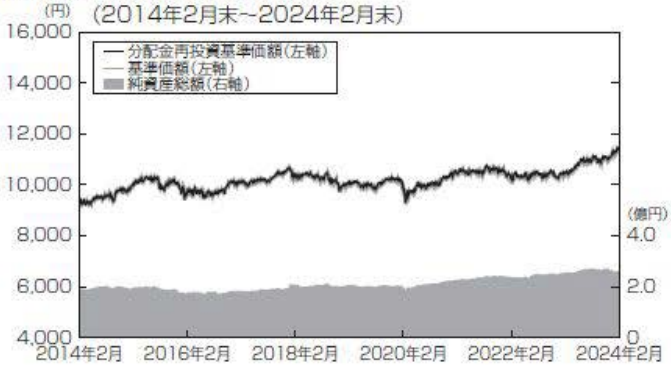

基準価額･･････････････････11,424円

純資産総額･･････････････････2.60億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2014年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

「財形株投(一般財形 30)」

2020年2月	2021年2月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	設定来累計
5円	5円	5円	5円	0円	140円

「財形株投(一般財形 50)」

2020年2月	2021年2月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	設定来累計
5円	5円	5円	5円	0円	140円

「財形株投(年金･住宅財形 30)」

2020年2月	2021年2月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	設定来累計
5円	5円	5円	5円	0円	140円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	財形株投 (一般財形 30)	財形株投 (一般財形 50)	財形株投 (年金・住宅財形 30)
財形公社債マザーファンド	67.81%	48.14%	67.92%
インデックス マザーファンド TOPIX	29.69%	49.31%	29.58%
現金その他	2.50%	2.56%	2.49%

※各ファンドの実質組入比率です。

<組入上位銘柄>

財形公社債マザーファンド

	銘 柄	種 類	クーポン	償還期限	比 率
1	第353回利付国債(10年)	国債証券	0.1%	2028年12月20日	11.10%
2	第355回利付国債(10年)	国債証券	0.1%	2029年6月20日	11.07%
3	第357回利付国債(10年)	国債証券	0.1%	2029年12月20日	11.05%

※財形公社債マザーファンドの対純資産総額比です。

インデックス マザーファンド TOPIX

	銘 柄	業 種	比 率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	5.23%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.43%
3	ソニーグループ	電気機器	2.41%
4	東京エレクトロン	電気機器	2.05%
5	キーエンス	電気機器	1.84%

※インデックス マザーファンド TOPIXの対純資産総額比です。

年間収益率の推移

「財形株投(一般財形 30)」

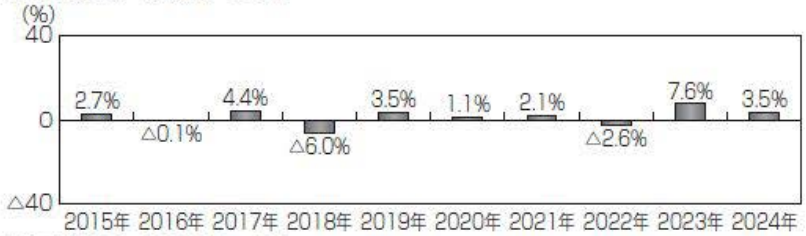

「財形株投(一般財形 50)」

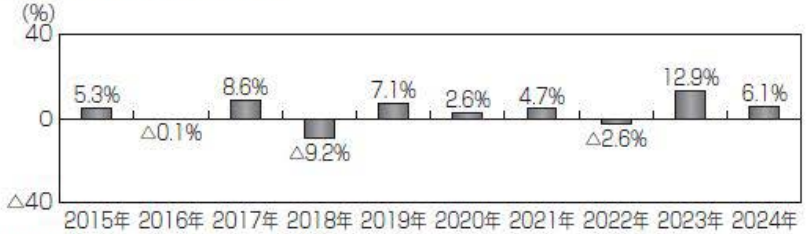

「財形株投(年金・住宅財形 30)」

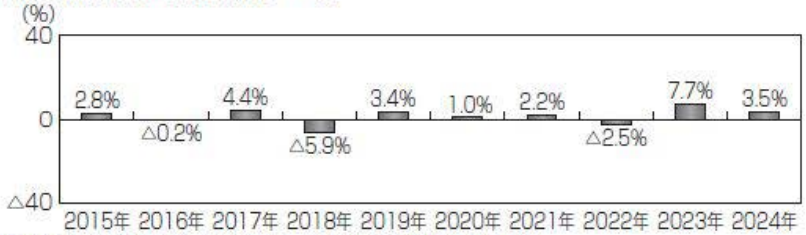

※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2024年は、2024年2月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法

・原則として、勤務先の事務局を通じて、販売会社所定の方法でお申し込みください。

・原則として、勤務先の事務局を通じて給与天引きで行なわれるため、販売会社に入金された日を取得申込受付日とします。

・ご選択によりそれぞれ「勤労者財産形成貯蓄契約」、「勤労者財産形成年金貯蓄契約」または「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」（以下「財形貯蓄に関する契約」といいます。）を結んでいただきます。

（２）申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。なお、「財形貯蓄に関する契約」で定める日（原則として、毎月 10 日、20 日および月末を締切日とし、各締切日から起算して５営業日目）を取得申込受付日とします。

（３）申込単位

勤務先の事務局、販売会社の照会先にお問い合わせください。

（４）申込代金の支払い

原則として、勤務先の事務局を通じて販売会社にお支払いいただきます。

（５）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の請求

勤務先の事務局を通じて解約の請求をしていただきます。

① 一般財形の場合（＜一般財形 30＞＜一般財形 50＞）

原則として、いつでも解約が可能です。

② 年金財形の場合（＜年金・住宅財形 30＞）

・年金受取り以外の目的での解約は原則として認められません。

・年金受取り以外の目的で解約された場合には、財形年金口座そのものが全額解約されることになり、したがって、家屋が災害などによる被害を受けた場合など法令で定められた事由がある場合を除き、非課税の特典を失うことになります。

③ 住宅財形の場合（＜年金・住宅財形 30＞）

・自宅用住宅の取得など以外の目的での解約は原則として認められません。

・自宅用住宅の取得など以外の目的で解約された場合には、住宅財形口座そのものが全額解約されることになり、したがって、家屋が災害などによる被害を受けた場合など法令で定められた事由がある場合を除き、非課税の特典を失うことになります。

（２）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（３）解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号　0120-25-1404

午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（４）手取額

① 一般財形の場合（＜一般財形 30＞＜一般財形 50＞）

１口当りの手取額は、解約価額から、解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

② 年金財形の場合（＜年金・住宅財形 30＞）

１）年金受取りを目的として解約される場合

積み立てられた元金および収益分配金の累計額が限度額（住宅財形と年金財形の合計で 550 万円）以下である場合は、年金の受取りが終了するまで非課税扱いです。したがって、１口当たりの手取額は、解約価額となります。

２）年金受取り以外の目的で解約される場合

非課税の特典を失い（家屋が災害などによる被害を受けた場合など法令で定められた事由がある場合を除きます。）、財形年金口座そのものが全額解約されることになります。１口につき、解約価額から、解約に係る所定の税金が差し引かれるほか、過去５年間にさかのぼり、その間に支払われた普通分配金に対しても課税が行なわれます。（加入者の死亡・重度障害などの場合には、上記と取扱いが異なります。詳しくは、勤務先の事務局にお問い合わせください。）

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

③ 住宅財形の場合（＜年金・住宅財形 30＞）

１）自宅用住宅の取得などを目的として解約される場合

積み立てられた元金および収益分配金の累計額が限度額（住宅財形と年金財形の合計で 550 万円）以下である場合は、非課税扱いです。したがって、１口当たりの手取額は、解約価額となります。

２）自宅用住宅の取得など以外の目的で解約される場合

非課税の特典を失い（家屋が災害などによる被害を受けた場合など法令で定められた事由がある場合を除きます。）、住宅財形口座そのものが全額解約されることになります。１口につき、解約価額から、解約に係る所定の税金が差し引かれるほか、過去５年間にさかのぼり、その間に支払われた普通分配金に対しても課税が行なわれます。（加入者の死亡・重度障害などの場合には、上記と取扱いが異なります。詳しくは、勤務先の事務局にお問い合わせください。）

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（５）解約単位

１口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、勤務先の事務局または販売会社にお問い合わせください。

（６）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して４営業日目からお支払いします。

（７）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

＜買取請求による換金＞

（１）買取りの請求

勤務先の事務局を通じて買取りの請求をしていただきます。

（２）買取制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の買取りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（３）買取価額

買取請求受付日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額となります。なお、一定の要件の下では、買取請求受付日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（４）手取額

１口当たりの手取額は、当該買取価額となります。

（５）買取単位
１口単位
※販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、勤務先の事務局または販売会社にお問い合わせください。

（６）受付の中止および取消
・販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。
・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①　基準価額の算出
・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

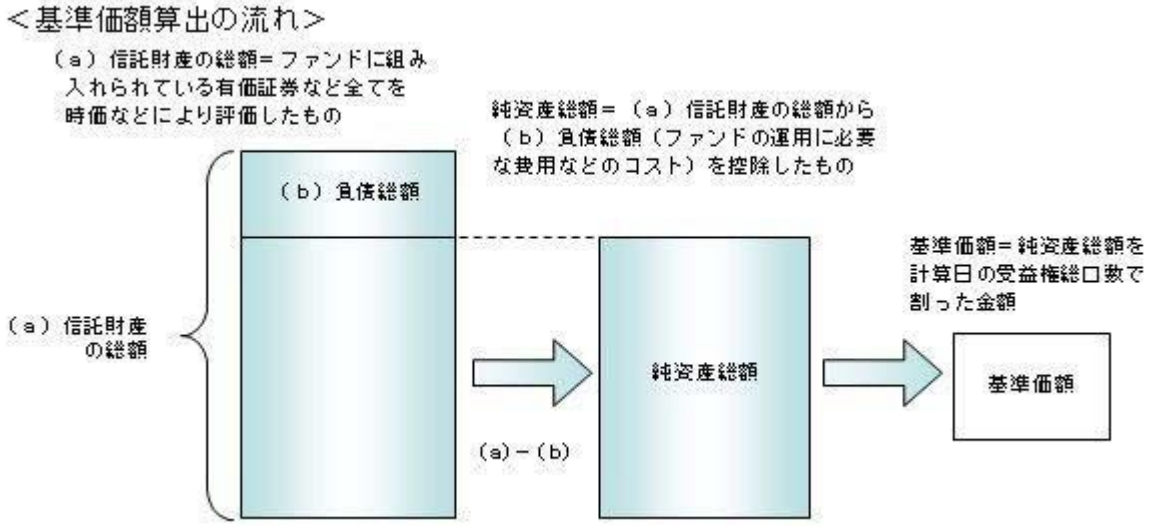

②　有価証券などの評価基準
・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
＜主な資産の評価方法＞
◇マザーファンド受益証券
基準価額計算日の基準価額で評価します。
◇国内上場株式
原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。
◇国内公社債
原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。
・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
・価格情報会社の提供する価額
※残存期間１年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。
・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③　基準価額の照会方法
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞ 日興アセットマネジメント株式会社 ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/ コールセンター 電話番号　0120-25-1404 午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（1994 年 2 月 4 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年２月２日から翌年２月１日（２月１日および２日のいずれかが休業日のときは、２月１日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、２月１日に最も近い日）までとし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

①　信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
　イ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
　ロ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（１ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

４）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
　イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
　ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
　ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
　ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

５）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

②　償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③　信託約款の変更

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議

の申立て」をご覧ください。）

4）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④　異議の申立て

1）繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

2）委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3）なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞

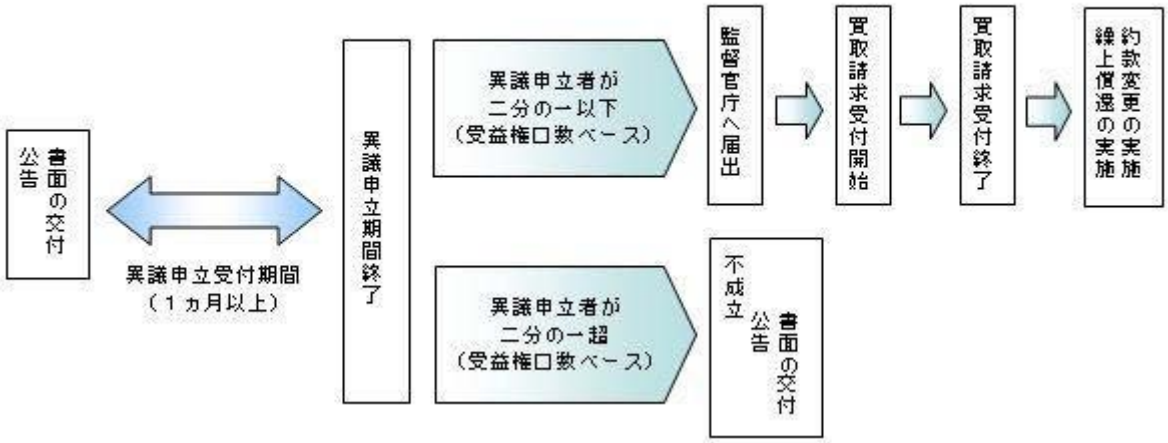

⑤　公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス　　www.nikkoam.com/

⑦　関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（1）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（2）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（3）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

＜財形株投（一般財形３０）＞
＜財形株投（一般財形５０）＞
＜財形株投（年金・住宅財形３０）＞

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 30 期計算期間（2023 年 2 月 2 日から 2024 年 2 月 1 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024 年 4 月 17 日

日興アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　辻村　和之

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原　康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投（一般財形 30）の 2023 年 2 月 2 日から 2024 年 2 月 1 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財形株投（一般財形 30）の 2024 年 2 月 1 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

１【財務諸表】

【財形株投（一般財形３０）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第29期 2023年 2月 1日現在	第30期 2024年 2月 1日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,057,091	3,275,707
親投資信託受益証券	104,688,986	111,769,155
流動資産合計	107,746,077	115,044,862
資産合計	107,746,077	115,044,862
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	51,837	-
未払受託者報酬	29,583	30,538
未払委託者報酬	278,649	287,649
その他未払費用	2,295	2,399
流動負債合計	362,364	320,586
負債合計	362,364	320,586
純資産の部		
元本等		
元本	103,674,070	102,328,446
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,709,643	12,395,830
（分配準備積立金）	5,273,621	13,231,111
元本等合計	107,383,713	114,724,276
純資産合計	107,383,713	114,724,276
負債純資産合計	107,746,077	115,044,862

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第29期 自　2022年 2月 2日 至　2023年 2月 1日	第30期 自　2023年 2月 2日 至　2024年 2月 1日
営業収益		
受取利息	1	2
有価証券売買等損益	1,522,284	9,221,025
営業収益合計	1,522,285	9,221,027
営業費用		
支払利息	647	663
受託者報酬	58,481	59,690
委託者報酬	812,465	562,242
その他費用	4,543	4,662
営業費用合計	876,136	627,257
営業利益又は営業損失（△）	646,149	8,593,770
経常利益又は経常損失（△）	646,149	8,593,770
当期純利益又は当期純損失（△）	646,149	8,593,770
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	14,095	183,620
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,244,558	3,709,643
剰余金増加額又は欠損金減少額	278,107	601,519
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	278,107	601,519
剰余金減少額又は欠損金増加額	393,239	325,482
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	393,239	325,482
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	51,837	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,709,643	12,395,830

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		第29期 2023年 2月 1日現在	第30期 2024年 2月 1日現在
１．	期首元本額	107,198,165円	103,674,070円
	期中追加設定元本額	9,483,632円	7,711,426円
	期中一部解約元本額	13,007,727円	9,057,050円
２．	受益権の総数	103,674,070口	102,328,446口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第29期 自 2022年 2月 2日 至 2023年 2月 1日			第30期 自 2023年 2月 2日 至 2024年 2月 1日		
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	0円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	0円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	90,164円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	8,410,226円
C	信託約款に定める収益調整金	15,848,809円	C	信託約款に定める収益調整金	16,027,362円
D	信託約款に定める分配準備積立金	5,235,294円	D	信託約款に定める分配準備積立金	4,820,885円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	21,174,267円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	29,258,473円
F	分配対象収益(1万口当たり)	2,042円	F	分配対象収益(1万口当たり)	2,859円
G	分配金額	51,837円	G	分配金額	0円
H	分配金額(1万口当たり)	5円	H	分配金額(1万口当たり)	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	第29期 自 2022年 2月 2日 至 2023年 2月 1日	第30期 自 2023年 2月 2日 至 2024年 2月 1日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	第29期	第30期

	2023年 2月 1日現在	2024年 2月 1日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第29期（2023年 2月 1日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,287,837
合計	1,287,837

第30期（2024年 2月 1日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	8,359,796
合計	8,359,796

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第29期 2023年 2月 1日現在		第30期 2024年 2月 1日現在	
1口当たり純資産額	1.0358円	1口当たり純資産額	1.1211円
(1万口当たり純資産額)	(10,358円)	(1万口当たり純資産額)	(11,211円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考

親投資信託受益証券	財形公社債マザーファンド	61,432,080	77,773,013	
	インデックス　マザーファンド　ＴＯＰＩＸ	9,649,223	33,996,142	
合計		71,081,303	111,769,155	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024 年 4 月 17 日

日興アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　辻村　和之

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原　康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投（一般財形 50）の 2023 年 2 月 2 日から 2024 年 2 月 1 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財形株投（一般財形 50）の 2024 年 2 月 1 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【財形株投（一般財形５０）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第29期 2023年 2月 1日現在	第30期 2024年 2月 1日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,581,032	5,910,036
親投資信託受益証券	189,930,398	200,978,464
流動資産合計	195,511,430	206,888,500
資産合計	195,511,430	206,888,500
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	82,442	-
未払受託者報酬	52,817	56,831
未払委託者報酬	497,073	534,823
未払利息	1	-
その他未払費用	4,173	4,484
流動負債合計	636,506	596,138
負債合計	636,506	596,138
純資産の部		
元本等		
元本	164,885,950	152,731,256
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	29,988,974	53,561,106
（分配準備積立金）	26,904,604	47,203,308
元本等合計	194,874,924	206,292,362
純資産合計	194,874,924	206,292,362
負債純資産合計	195,511,430	206,888,500

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第29期 自　2022年 2月 2日 至　2023年 2月 1日	第30期 自　2023年 2月 2日 至　2024年 2月 1日
営業収益		
受取利息	3	5
有価証券売買等損益	5,909,672	27,891,028
営業収益合計	5,909,675	27,891,033
営業費用		
支払利息	1,252	1,383
受託者報酬	103,801	110,637
委託者報酬	1,444,104	1,041,179
その他費用	8,186	8,730
営業費用合計	1,557,343	1,161,929
営業利益又は営業損失（△）	4,352,332	26,729,104
経常利益又は経常損失（△）	4,352,332	26,729,104
当期純利益又は当期純損失（△）	4,352,332	26,729,104
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	203,470	2,115,624
期首剰余金又は期首欠損金（△）	26,437,241	29,988,974
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,626,497	4,102,317
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,626,497	4,102,317
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,141,184	5,143,665
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,141,184	5,143,665
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	82,442	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	29,988,974	53,561,106

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		第29期 2023年 2月 1日現在	第30期 2024年 2月 1日現在
１．	期首元本額	168,768,071円	164,885,950円
	期中追加設定元本額	16,167,615円	15,664,055円
	期中一部解約元本額	20,049,736円	27,818,749円
２．	受益権の総数	164,885,950口	152,731,256口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第29期 自 2022年 2月 2日 至 2023年 2月 1日			第30期 自 2023年 2月 2日 至 2024年 2月 1日		
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	0円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	0円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	4,149,611円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	24,613,696円
C	信託約款に定める収益調整金	46,256,637円	C	信託約款に定める収益調整金	45,178,422円
D	信託約款に定める分配準備積立金	22,837,435円	D	信託約款に定める分配準備積立金	22,589,612円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	73,243,683円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	92,381,730円
F	分配対象収益(1万口当たり)	4,442円	F	分配対象収益(1万口当たり)	6,048円
G	分配金額	82,442円	G	分配金額	0円
H	分配金額(1万口当たり)	5円	H	分配金額(1万口当たり)	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	第29期 自 2022年 2月 2日 至 2023年 2月 1日	第30期 自 2023年 2月 2日 至 2024年 2月 1日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	第29期	第30期

	2023年 2月 1日現在	2024年 2月 1日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第29期（2023年 2月 1日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,144,609
合計	5,144,609

第30期（2024年 2月 1日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	24,242,069
合計	24,242,069

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第29期 2023年 2月 1日現在		第30期 2024年 2月 1日現在	
1口当たり純資産額	1.1819円	1口当たり純資産額	1.3507円
(1万口当たり純資産額)	(11,819円)	(1万口当たり純資産額)	(13,507円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考

親投資信託受益証券	財形公社債マザーファンド	78,434,949	99,298,645	
	インデックス　マザーファンド　ＴＯＰＩＸ	28,860,076	101,679,819	
合計		107,295,025	200,978,464	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024 年 4 月 17 日

日興アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　辻村　和之

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原　康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投（年金・住宅財形 30）の 2023 年 2 月 2 日から 2024 年 2 月 1 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財形株投（年金・住宅財形 30）の 2024 年 2 月 1 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【財形株投（年金・住宅財形３０）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 29 期 2023 年 2 月 1 日現在	第 30 期 2024 年 2 月 1 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,357,414	7,187,992
親投資信託受益証券	245,382,211	251,725,135
流動資産合計	252,739,625	258,913,127
資産合計	252,739,625	258,913,127
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	121,193	-
未払受託者報酬	69,001	74,132
未払委託者報酬	649,090	697,340
未払利息	2	1
その他未払費用	5,458	5,875
流動負債合計	844,744	777,348
負債合計	844,744	777,348
純資産の部		
元本等		
元本	242,386,660	229,324,983
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,508,221	28,810,796
（分配準備積立金）	14,950,211	32,202,526
元本等合計	251,894,881	258,135,779
純資産合計	251,894,881	258,135,779
負債純資産合計	252,739,625	258,913,127

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第29期 自　2022年 2月 2日 至　2023年 2月 1日	第30期 自　2023年 2月 2日 至　2024年 2月 1日
営業収益		
受取利息	4	7
有価証券売買等損益	3,643,120	22,344,138
営業収益合計	3,643,124	22,344,145
営業費用		
支払利息	1,674	1,848
受託者報酬	133,776	144,731
委託者報酬	1,842,466	1,361,626
その他費用	10,584	11,470
営業費用合計	1,988,500	1,519,675
営業利益又は営業損失（△）	1,654,624	20,824,470
経常利益又は経常損失（△）	1,654,624	20,824,470
当期純利益又は当期純損失（△）	1,654,624	20,824,470
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△76,030	1,645,376
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,460,067	9,508,221
剰余金増加額又は欠損金減少額	844,512	1,316,341
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	844,512	1,316,341
剰余金減少額又は欠損金増加額	405,819	1,192,860
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	405,819	1,192,860
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	121,193	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,508,221	28,810,796

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		第29期 2023年 2月 1日現在	第30期 2024年 2月 1日現在
１．	期首元本額	229,883,526円	242,386,660円
	期中追加設定元本額	25,024,830円	15,931,802円
	期中一部解約元本額	12,521,696円	28,993,479円
２．	受益権の総数	242,386,660口	229,324,983口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第29期 自 2022年 2月 2日 至 2023年 2月 1日			第30期 自 2023年 2月 2日 至 2024年 2月 1日		
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	0円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	0円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	18,953,632円
C	信託約款に定める収益調整金	44,073,269円	C	信託約款に定める収益調整金	42,593,841円
D	信託約款に定める分配準備積立金	15,071,404円	D	信託約款に定める分配準備積立金	13,248,894円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	59,144,673円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	74,796,367円
F	分配対象収益(1万口当たり)	2,440円	F	分配対象収益(1万口当たり)	3,261円
G	分配金額	121,193円	G	分配金額	0円
H	分配金額(1万口当たり)	5円	H	分配金額(1万口当たり)	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	第29期 自 2022年 2月 2日 至 2023年 2月 1日	第30期 自 2023年 2月 2日 至 2024年 2月 1日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	第29期	第30期

	2023年 2月 1日現在	2024年 2月 1日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第29期（2023年 2月 1日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,015,664
合計	3,015,664

第30期（2024年 2月 1日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	18,498,571
合計	18,498,571

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第29期 2023年 2月 1日現在		第30期 2024年 2月 1日現在	
1口当たり純資産額	1.0392円	1口当たり純資産額	1.1256円
(1万口当たり純資産額)	(10,392円)	(1万口当たり純資産額)	(11,256円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考

親投資信託受益証券	財形公社債マザーファンド	138,902,269	175,850,272	
	インデックス　マザーファンド　ＴＯＰＩＸ	21,535,781	75,874,863	
合計		160,438,050	251,725,135	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「財形株投（一般財形 30)」「財形株投（一般財形 50)」「財形株投（年金・住宅財形 30)」は、「財形公社債マザーファンド」「インデックス　マザーファンド　ＴＯＰＩＸ」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

（参考）

財形公社債マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2023年 2月 1日現在	2024年 2月 1日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	120,586,352	139,552,301
国債証券	196,769,400	178,604,917
地方債証券	20,041,344	34,705,275
未収利息	60,128	43,941
前払費用	109	54
流動資産合計	337,457,333	352,906,488
資産合計	337,457,333	352,906,488
負債の部		
流動負債		
未払利息	37	19
流動負債合計	37	19
負債合計	37	19
純資産の部		
元本等		
元本	267,647,148	278,769,298
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	69,810,148	74,137,171
元本等合計	337,457,296	352,906,469
純資産合計	337,457,296	352,906,469
負債純資産合計	337,457,333	352,906,488

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び地方債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		2023年 2月 1日現在	2024年 2月 1日現在
1．	期首	2022年 2月 2日	2023年 2月 2日
	期首元本額	258,353,525円	267,647,148円
	期首からの追加設定元本額	39,793,152円	46,983,969円
	期首からの一部解約元本額	30,499,529円	35,861,819円
	元本の内訳　※		
	財形株投（一般財形３０）	57,611,841円	61,432,080円
	財形株投（一般財形５０）	74,014,550円	78,434,949円
	財形株投（年金・住宅財形３０）	136,020,757円	138,902,269円
	計	267,647,148円	278,769,298円
2．	受益権の総数	267,647,148口	278,769,298口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	自 2022年 2月 2日 至 2023年 2月 1日	自 2023年 2月 2日 至 2024年 2月 1日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリ	同左

	スク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	2023年 2月 1日現在	2024年 2月 1日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（2023年 2月 1日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△3,685,200
地方債証券	△91,456
合計	△3,776,656

（2024年 2月 1日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	733,717
地方債証券	△132,480
合計	601,237

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2023年 2月 1日現在		2024年 2月 1日現在	
1口当たり純資産額	1.261円	1口当たり純資産額	1.266円
(1千口当たり純資産額)	(1,261円)	(1千口当たり純資産額)	(1,266円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第１４２回利付国債（５年）	20,000,000	20,026,517	
	第１４６回利付国債（５年）	20,000,000	20,022,400	
	第３５３回利付国債（１０年）	40,000,000	39,682,000	
	第３５５回利付国債（１０年）	40,000,000	39,618,400	
	第３５７回利付国債（１０年）	40,000,000	39,549,200	
	第３５９回利付国債（１０年）	20,000,000	19,706,400	
国債証券 合計		180,000,000	178,604,917	
地方債証券	平成２７年度第４回京都府公募公債	34,500,000	34,705,275	
地方債証券 合計		34,500,000	34,705,275	
合計		214,500,000	213,310,192	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

インデックス　マザーファンド　ＴＯＰＩＸ

貸借対照表

（単位：円）

	2023年 2月 1日現在	2024年 2月 1日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	257,327,383	240,098,002
株式	44,798,911,120	57,215,702,820
派生商品評価勘定	3,136,700	8,726,850
未収配当金	77,391,639	79,717,034
流動資産合計	45,136,766,842	57,544,244,706
資産合計	45,136,766,842	57,544,244,706
負債の部		
流動負債		
前受金	3,410,000	9,879,600
未払金	196,242,740	65,977,692
未払解約金	22,819,967	130,000,000
未払利息	79	33
流動負債合計	222,472,786	205,857,325
負債合計	222,472,786	205,857,325
純資産の部		
元本等		
元本	16,797,664,281	16,274,607,381
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	28,116,629,775	41,063,780,000
元本等合計	44,914,294,056	57,338,387,381
純資産合計	44,914,294,056	57,338,387,381
負債純資産合計	45,136,766,842	57,544,244,706

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		2023年 2月 1日現在	2024年 2月 1日現在
1．	期首	2022年 2月 2日	2023年 2月 2日
	期首元本額	16,909,899,311円	16,797,664,281円
	期首からの追加設定元本額	1,940,408,042円	1,652,722,000円
	期首からの一部解約元本額	2,052,643,072円	2,175,778,900円
	元本の内訳　※		
	インデックスファンドＴＳＰ	8,585,771,002円	8,036,944,266円
	財形株投（一般財形３０）	11,983,116円	9,649,223円
	財形株投（一般財形５０）	36,127,628円	28,860,076円
	財形株投（年金・住宅財形３０）	27,623,621円	21,535,781円
	インデックスファンドＴＯＰＩＸ（日本株式）	7,592,072,236円	7,611,006,620円
	ＴＯＰＩＸインデックスファンド（個人型年金向け）	512,523,130円	541,781,237円
	時間分散型バランスファンド（安定指向）２０１６－０８	19,237,955円	15,197,896円
	時間分散型バランスファンド（安定指向）２０１６－１１	6,208,760円	4,767,662円
	時間分散型バランスファンド（安定指向）２０１７－０２	6,116,833円	4,864,620円
	計	16,797,664,281円	16,274,607,381円
2．	受益権の総数	16,797,664,281口	16,274,607,381口
3．	担保資産 デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次のとおりであります。 株式	512,777,000円	545,659,800円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	自 2022年 2月 2日 至 2023年 2月 1日	自 2023年 2月 2日 至 2024年 2月 1日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注	同左

	記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	2023年 2月 1日現在	2024年 2月 1日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（2023年 2月 1日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,009,452,864
合計	1,009,452,864

（2024年 2月 1日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	12,195,465,446
合計	12,195,465,446

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

（2023 年 2 月 1 日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち１年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	115,120,000	－	118,260,000	3,140,000
合計		115,120,000	－	118,260,000	3,140,000

（2024 年 2 月 1 日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち１年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	117,795,400	－	126,525,000	8,729,600
合計		117,795,400	－	126,525,000	8,729,600

（注）1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2023 年 2 月 1 日現在		2024 年 2 月 1 日現在	
1 口当たり純資産額	2.6738 円	1 口当たり純資産額	3.5232 円
(1 万口当たり純資産額)	(26,738 円)	(1 万口当たり純資産額)	(35,232 円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

（単位：円）

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	800	3,960.00	3,168,000	
ニッスイ	22,300	818.90	18,261,470	
マルハニチロ	3,300	2,914.00	9,616,200	
雪国まいたけ	1,900	963.00	1,829,700	
カネコ種苗	600	1,471.00	882,600	

サカタのタネ	2,500	3,610.00	9,025,000	
ホクト	1,800	1,792.00	3,225,600	
ホクリヨウ	200	1,037.00	207,400	
住石ホールディングス	2,500	1,725.00	4,312,500	
日鉄鉱業	900	5,240.00	4,716,000	
三井松島ホールディングス	1,300	2,810.00	3,653,000	
ＩＮＰＥＸ	82,500	2,039.00	168,217,500	
石油資源開発	2,600	6,040.00	15,704,000	
Ｋ＆Ｏエナジーグループ	1,000	2,241.00	2,241,000	
ショーボンドホールディングス	3,000	6,522.00	19,566,000	
ミライト・ワン	7,400	1,963.50	14,529,900	
タマホーム	1,400	4,205.00	5,887,000	
サンヨーホームズ	100	760.00	76,000	
日本アクア	400	995.00	398,000	
ファーストコーポレーション	300	796.00	238,800	
ベステラ	300	996.00	298,800	
キャンディル	200	588.00	117,600	
ダイセキ環境ソリューション	200	1,040.00	208,000	
第一カッター興業	700	1,381.00	966,700	
安藤・間	12,900	1,194.00	15,402,600	
東急建設	7,000	821.00	5,747,000	
コムシスホールディングス	7,100	3,208.00	22,776,800	
ビーアールホールディングス	3,300	373.00	1,230,900	
高松コンストラクショングループ	1,700	2,977.00	5,060,900	
東建コーポレーション	600	9,490.00	5,694,000	
ソネック	100	940.00	94,000	
ヤマウラ	1,100	1,654.00	1,819,400	
大成建設	14,600	5,327.00	77,774,200	
大林組	55,800	1,366.50	76,250,700	
清水建設	44,300	987.90	43,763,970	
飛島建設	1,600	1,503.00	2,404,800	
長谷工コーポレーション	14,300	1,923.00	27,498,900	
松井建設	1,500	833.00	1,249,500	
錢高組	100	4,500.00	450,000	
鹿島建設	34,600	2,632.00	91,067,200	
不動テトラ	1,100	2,319.00	2,550,900	

大末建設	300	1,433.00	429,900	
鉄建建設	1,100	2,183.00	2,401,300	
西松建設	3,000	4,033.00	12,099,000	
三井住友建設	11,600	408.00	4,732,800	
大豊建設	500	3,835.00	1,917,500	
ナカノフドー建設	500	504.00	252,000	
奥村組	2,500	5,200.00	13,000,000	
東鉄工業	1,900	3,025.00	5,747,500	
イチケン	200	2,376.00	475,200	
富士ピー・エス	300	446.00	133,800	
淺沼組	1,200	4,390.00	5,268,000	
戸田建設	21,100	934.10	19,709,510	
熊谷組	2,600	3,820.00	9,932,000	
北野建設	100	3,135.00	313,500	
植木組	200	1,683.00	336,600	
矢作建設工業	2,100	1,464.00	3,074,400	
日本ハウスホールディングス	3,400	301.00	1,023,400	
新日本建設	2,200	1,204.00	2,648,800	
東亜道路工業	600	7,010.00	4,206,000	
日本道路	1,800	2,077.00	3,738,600	
東亜建設工業	1,200	3,870.00	4,644,000	
日本国土開発	4,500	538.00	2,421,000	
若築建設	600	3,065.00	1,839,000	
東洋建設	3,900	1,295.00	5,050,500	
五洋建設	22,100	786.30	17,377,230	
世紀東急工業	2,000	1,895.00	3,790,000	
福田組	600	5,410.00	3,246,000	
住友林業	13,500	4,353.00	58,765,500	
日本基礎技術	400	489.00	195,600	
巴コーポレーション	900	606.00	545,400	
大和ハウス工業	43,200	4,487.00	193,838,400	
ライト工業	3,200	2,056.00	6,579,200	
積水ハウス	47,300	3,317.00	156,894,100	
日特建設	1,500	1,170.00	1,755,000	
北陸電気工事	1,100	1,263.00	1,389,300	
ユアテック	3,400	1,229.00	4,178,600	

日本リーテック	1,200	1,293.00	1,551,600	
四電工	700	3,610.00	2,527,000	
中電工	2,400	2,794.00	6,705,600	
関電工	9,800	1,601.00	15,689,800	
きんでん	11,000	2,635.00	28,985,000	
東京エネシス	1,600	1,040.00	1,664,000	
トーエネック	500	4,935.00	2,467,500	
住友電設	1,500	3,030.00	4,545,000	
日本電設工業	2,900	2,002.00	5,805,800	
エクシオグループ	7,600	3,294.00	25,034,400	
新日本空調	1,000	2,608.00	2,608,000	
九電工	3,400	5,617.00	19,097,800	
三機工業	3,400	1,904.00	6,473,600	
日揮ホールディングス	15,400	1,707.00	26,287,800	
中外炉工業	500	2,578.00	1,289,000	
ヤマト	600	985.00	591,000	
太平電業	1,000	4,395.00	4,395,000	
高砂熱学工業	4,200	3,430.00	14,406,000	
三晃金属工業	100	5,060.00	506,000	
朝日工業社	700	3,170.00	2,219,000	
明星工業	3,000	1,174.00	3,522,000	
大氣社	1,800	4,415.00	7,947,000	
ダイダン	2,100	1,660.00	3,486,000	
日比谷総合設備	1,100	2,627.00	2,889,700	
フィル・カンパニー	300	783.00	234,900	
テスホールディングス	3,400	446.00	1,516,400	
インフロニア・ホールディングス	18,000	1,536.50	27,657,000	
東洋エンジニアリング	2,300	796.00	1,830,800	
レイズネクスト	2,300	1,562.00	3,592,600	
ニップン	4,700	2,272.00	10,678,400	
日清製粉グループ本社	14,500	2,102.00	30,479,000	
日東富士製粉	300	5,220.00	1,566,000	
昭和産業	1,500	3,405.00	5,107,500	
鳥越製粉	600	726.00	435,600	
中部飼料	2,200	1,206.00	2,653,200	
フィード・ワン	2,300	899.00	2,067,700	

東洋精糖	100	2,302.00	230,200	
日本甜菜製糖	900	2,178.00	1,960,200	
ＤＭ三井製糖ホールディングス	1,600	3,395.00	5,432,000	
塩水港精糖	900	319.00	287,100	
ウェルネオシュガー	800	2,336.00	1,868,800	
森永製菓	6,700	2,849.50	19,091,650	
中村屋	400	3,140.00	1,256,000	
江崎グリコ	4,500	4,327.00	19,471,500	
名糖産業	600	1,733.00	1,039,800	
井村屋グループ	900	2,428.00	2,185,200	
不二家	1,100	2,486.00	2,734,600	
山崎製パン	10,500	3,551.00	37,285,500	
第一屋製パン	200	820.00	164,000	
モロゾフ	500	4,140.00	2,070,000	
亀田製菓	900	4,225.00	3,802,500	
寿スピリッツ	7,400	1,985.50	14,692,700	
カルビー	7,200	3,096.00	22,291,200	
森永乳業	5,500	3,025.00	16,637,500	
六甲バター	1,100	1,344.00	1,478,400	
ヤクルト本社	22,400	3,215.00	72,016,000	
明治ホールディングス	19,200	3,607.00	69,254,400	
雪印メグミルク	3,800	2,314.00	8,793,200	
プリマハム	2,100	2,432.00	5,107,200	
日本ハム	6,700	5,161.00	34,578,700	
林兼産業	300	573.00	171,900	
丸大食品	1,600	1,689.00	2,702,400	
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	1,700	3,345.00	5,686,500	
柿安本店	600	2,583.00	1,549,800	
伊藤ハム米久ホールディングス	2,400	4,160.00	9,984,000	
サッポロホールディングス	5,200	6,818.00	35,453,600	
アサヒグループホールディングス	36,200	5,500.00	199,100,000	
キリンホールディングス	65,300	2,115.50	138,142,150	
宝ホールディングス	10,700	1,277.50	13,669,250	
オエノンホールディングス	4,700	368.00	1,729,600	
養命酒製造	500	1,881.00	940,500	
コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールディ	12,300	2,030.50	24,975,150	

ングス				
ライフドリンク　カンパニー	200	5,610.00	1,122,000	
サントリー食品インターナショナル	11,000	4,849.00	53,339,000	
ダイドーグループホールディングス	1,800	3,005.00	5,409,000	
伊藤園	5,300	4,327.00	22,933,100	
キーコーヒー	1,800	2,056.00	3,700,800	
ユニカフェ	300	912.00	273,600	
ジャパンフーズ	100	1,335.00	133,500	
日清オイリオグループ	2,200	4,540.00	9,988,000	
不二製油グループ本社	3,600	2,408.50	8,670,600	
かどや製油	100	3,745.00	374,500	
Ｊ－オイルミルズ	1,800	2,067.00	3,720,600	
キッコーマン	10,400	9,188.00	95,555,200	
味の素	37,300	6,012.00	224,247,600	
ブルドックソース	800	2,144.00	1,715,200	
キユーピー	8,400	2,634.50	22,129,800	
ハウス食品グループ本社	5,400	3,251.00	17,555,400	
カゴメ	6,800	3,827.00	26,023,600	
焼津水産化学工業	300	1,223.00	366,900	
アリアケジャパン	1,600	4,745.00	7,592,000	
ピエトロ	100	1,804.00	180,400	
エバラ食品工業	400	2,954.00	1,181,600	
やまみ	100	3,940.00	394,000	
ニチレイ	7,200	3,628.00	26,121,600	
東洋水産	7,900	8,140.00	64,306,000	
イートアンドホールディングス	800	2,138.00	1,710,400	
大冷	100	1,935.00	193,500	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	700	1,132.00	792,400	
日清食品ホールディングス	16,500	4,776.00	78,804,000	
永谷園ホールディングス	800	2,248.00	1,798,400	
一正蒲鉾	300	731.00	219,300	
フジッコ	1,600	1,990.00	3,184,000	
ロック・フィールド	1,900	1,626.00	3,089,400	
日本たばこ産業	95,200	3,903.00	371,565,600	
ケンコーマヨネーズ	1,100	1,750.00	1,925,000	
わらべや日洋ホールディングス	1,100	2,858.00	3,143,800	

なとり	1,000	2,157.00	2,157,000	
イフジ産業	200	1,385.00	277,000	
ファーマフーズ	2,300	1,004.00	2,309,200	
ユーグレナ	9,700	691.00	6,702,700	
紀文食品	1,400	1,190.00	1,666,000	
ピックルスホールディングス	900	1,292.00	1,162,800	
ミヨシ油脂	300	1,330.00	399,000	
理研ビタミン	1,400	2,330.00	3,262,000	
片倉工業	1,500	1,759.00	2,638,500	
グンゼ	1,100	5,390.00	5,929,000	
東洋紡	6,900	1,092.00	7,534,800	
ユニチカ	5,200	167.00	868,400	
富士紡ホールディングス	700	4,410.00	3,087,000	
倉敷紡績	1,100	3,120.00	3,432,000	
シキボウ	900	1,204.00	1,083,600	
日本毛織	4,100	1,487.00	6,096,700	
ダイトウボウ	1,200	92.00	110,400	
トーア紡コーポレーション	300	421.00	126,300	
ダイドーリミテッド	1,000	545.00	545,000	
帝国繊維	1,800	2,178.00	3,920,400	
帝人	15,300	1,341.50	20,524,950	
東レ	106,800	735.00	78,498,000	
住江織物	200	2,411.00	482,200	
日本フエルト	400	433.00	173,200	
日東製網	100	1,613.00	161,300	
アツギ	500	535.00	267,500	
ダイニック	200	700.00	140,000	
セーレン	3,100	2,442.00	7,570,200	
ソトー	200	689.00	137,800	
東海染工	100	840.00	84,000	
小松マテーレ	2,300	820.00	1,886,000	
ワコールホールディングス	3,300	3,453.00	11,394,900	
ホギメディカル	2,100	3,550.00	7,455,000	
クラウディアホールディングス	200	418.00	83,600	
ＴＳＩホールディングス	5,200	685.00	3,562,000	
マツオカコーポレーション	200	1,607.00	321,400	

ワールド	2,300	1,745.00	4,013,500	
三陽商会	600	2,708.00	1,624,800	
ナイガイ	300	261.00	78,300	
オンワードホールディングス	9,400	543.00	5,104,200	
ルックホールディングス	500	2,563.00	1,281,500	
ゴールドウイン	2,800	9,820.00	27,496,000	
デサント	2,800	3,445.00	9,646,000	
キング	300	699.00	209,700	
ヤマトインターナショナル	600	305.00	183,000	
特種東海製紙	900	3,980.00	3,582,000	
王子ホールディングス	66,400	574.70	38,160,080	
日本製紙	9,000	1,356.00	12,204,000	
三菱製紙	1,000	608.00	608,000	
北越コーポレーション	7,800	1,419.00	11,068,200	
中越パルプ工業	300	1,983.00	594,900	
大王製紙	7,100	1,129.50	8,019,450	
阿波製紙	200	470.00	94,000	
レンゴー	14,500	950.00	13,775,000	
トーモク	900	2,243.00	2,018,700	
ザ・パック	1,200	3,445.00	4,134,000	
北の達人コーポレーション	6,700	225.00	1,507,500	
クラレ	23,200	1,531.00	35,519,200	
旭化成	107,900	1,107.50	119,499,250	
共和レザー	400	819.00	327,600	
巴川コーポレーション	200	983.00	196,600	
レゾナック・ホールディングス	15,400	2,927.50	45,083,500	
住友化学	118,300	328.30	38,837,890	
住友精化	800	5,170.00	4,136,000	
日産化学	7,500	5,842.00	43,815,000	
ラサ工業	600	2,300.00	1,380,000	
クレハ	3,500	2,847.00	9,964,500	
多木化学	600	3,160.00	1,896,000	
テイカ	1,400	1,407.00	1,969,800	
石原産業	2,700	1,586.00	4,282,200	
片倉コープアグリ	100	1,117.00	111,700	
日本曹達	1,900	5,690.00	10,811,000	

東ソー	21,300	1,899.00	40,448,700	
トクヤマ	5,200	2,254.00	11,720,800	
セントラル硝子	1,700	2,756.00	4,685,200	
東亜合成	7,700	1,476.00	11,365,200	
大阪ソーダ	1,100	10,290.00	11,319,000	
関東電化工業	3,100	890.00	2,759,000	
デンカ	5,800	2,567.50	14,891,500	
信越化学工業	144,600	5,810.00	840,126,000	
日本カーバイド工業	700	1,526.00	1,068,200	
堺化学工業	1,200	1,901.00	2,281,200	
第一稀元素化学工業	1,800	967.00	1,740,600	
エア・ウォーター	15,100	1,941.50	29,316,650	
日本酸素ホールディングス	15,500	3,754.00	58,187,000	
日本化学工業	600	1,957.00	1,174,200	
東邦アセチレン	800	374.00	299,200	
日本パーカライジング	7,100	1,200.00	8,520,000	
高圧ガス工業	2,300	860.00	1,978,000	
四国化成ホールディングス	2,000	1,836.00	3,672,000	
戸田工業	400	1,553.00	621,200	
ステラ　ケミファ	900	3,240.00	2,916,000	
保土谷化学工業	500	3,570.00	1,785,000	
日本触媒	2,300	5,520.00	12,696,000	
大日精化工業	1,100	2,775.00	3,052,500	
カネカ	4,100	3,565.00	14,616,500	
三菱瓦斯化学	11,900	2,393.00	28,476,700	
三井化学	13,100	4,353.00	57,024,300	
ＪＳＲ	17,400	4,015.00	69,861,000	
東京応化工業	7,600	3,407.00	25,893,200	
大阪有機化学工業	1,300	2,912.00	3,785,600	
三菱ケミカルグループ	116,600	888.10	103,552,460	
ＫＨネオケム	2,400	2,286.00	5,486,400	
ダイセル	20,500	1,443.00	29,581,500	
住友ベークライト	2,200	7,337.00	16,141,400	
積水化学工業	32,000	2,113.50	67,632,000	
日本ゼオン	10,900	1,328.50	14,480,650	
アイカ工業	4,000	3,508.00	14,032,000	

ＵＢＥ	7,600	2,421.00	18,399,600	
積水樹脂	2,400	2,557.00	6,136,800	
タキロンシーアイ	4,100	651.00	2,669,100	
旭有機材	1,100	3,960.00	4,356,000	
ニチバン	900	1,744.00	1,569,600	
リケンテクノス	3,400	933.00	3,172,200	
大倉工業	700	2,917.00	2,041,900	
積水化成品工業	2,300	468.00	1,076,400	
群栄化学工業	400	3,620.00	1,448,000	
タイガースポリマー	300	979.00	293,700	
ミライアル	200	1,485.00	297,000	
ダイキアクシス	300	721.00	216,300	
ダイキョーニシカワ	3,500	741.00	2,593,500	
竹本容器	200	786.00	157,200	
森六ホールディングス	800	2,793.00	2,234,400	
恵和	1,200	1,368.00	1,641,600	
日本化薬	12,200	1,272.50	15,524,500	
カーリットホールディングス	1,700	962.00	1,635,400	
日本精化	1,100	2,799.00	3,078,900	
扶桑化学工業	1,700	4,340.00	7,378,000	
トリケミカル研究所	1,900	3,655.00	6,944,500	
ＡＤＥＫＡ	5,600	2,853.00	15,976,800	
日油	4,800	6,656.00	31,948,800	
新日本理化	1,000	197.00	197,000	
ハリマ化成グループ	1,000	897.00	897,000	
花王	36,100	5,830.00	210,463,000	
第一工業製薬	700	2,718.00	1,902,600	
石原ケミカル	700	1,921.00	1,344,700	
日華化学	300	896.00	268,800	
ニイタカ	200	1,882.00	376,400	
三洋化成工業	1,000	4,290.00	4,290,000	
有機合成薬品工業	600	283.00	169,800	
大日本塗料	1,800	1,178.00	2,120,400	
日本ペイントホールディングス	84,600	1,163.50	98,432,100	
関西ペイント	15,600	2,467.00	38,485,200	
神東塗料	600	127.00	76,200	

中国塗料	3,300	1,991.00	6,570,300	
日本特殊塗料	500	1,316.00	658,000	
藤倉化成	1,900	459.00	872,100	
太陽ホールディングス	2,800	3,235.00	9,058,000	
ＤＩＣ	6,200	2,745.00	17,019,000	
サカタインクス	3,600	1,432.00	5,155,200	
ａｒｔｉｅｎｃｅ	3,500	2,769.00	9,691,500	
Ｔ＆Ｋ　ＴＯＫＡ	1,500	1,407.00	2,110,500	
富士フイルムホールディングス	29,600	9,349.00	276,730,400	
資生堂	33,300	4,096.00	136,396,800	
ライオン	20,900	1,297.00	27,107,300	
高砂香料工業	1,200	3,535.00	4,242,000	
マンダム	3,500	1,291.00	4,518,500	
ミルボン	2,200	3,544.00	7,796,800	
ファンケル	7,000	2,365.00	16,555,000	
コーセー	3,300	9,558.00	31,541,400	
コタ	1,500	1,599.00	2,398,500	
シーボン	100	1,494.00	149,400	
ポーラ・オルビスホールディングス	8,200	1,530.50	12,550,100	
ノエビアホールディングス	1,400	5,260.00	7,364,000	
アジュバンホールディングス	200	931.00	186,200	
新日本製薬	900	1,728.00	1,555,200	
Ｉ－ｎｅ	300	2,438.00	731,400	
アクシージア	800	866.00	692,800	
エステー	1,200	1,544.00	1,852,800	
アグロ　カネショウ	700	1,333.00	933,100	
コニシ	4,600	1,364.00	6,274,400	
長谷川香料	3,000	3,335.00	10,005,000	
小林製薬	4,700	6,725.00	31,607,500	
荒川化学工業	1,400	1,097.00	1,535,800	
メック	1,300	4,485.00	5,830,500	
日本高純度化学	300	2,649.00	794,700	
タカラバイオ	4,300	1,241.00	5,336,300	
ＪＣＵ	1,800	3,740.00	6,732,000	
新田ゼラチン	500	767.00	383,500	
ＯＡＴアグリオ	500	1,948.00	974,000	

デクセリアルズ	4,000	4,277.00	17,108,000	
アース製薬	1,500	4,605.00	6,907,500	
北興化学工業	1,600	1,023.00	1,636,800	
大成ラミック	500	2,976.00	1,488,000	
クミアイ化学工業	6,400	840.00	5,376,000	
日本農薬	2,900	699.00	2,027,100	
アキレス	1,000	1,575.00	1,575,000	
有沢製作所	2,800	1,127.00	3,155,600	
日東電工	10,300	12,775.00	131,582,500	
レック	2,100	1,050.00	2,205,000	
三光合成	2,000	654.00	1,308,000	
きもと	1,200	211.00	253,200	
藤森工業	1,300	4,055.00	5,271,500	
前澤化成工業	1,000	1,581.00	1,581,000	
未来工業	600	4,650.00	2,790,000	
ウェーブロックホールディングス	300	680.00	204,000	
ＪＳＰ	1,100	2,170.00	2,387,000	
エフピコ	3,000	2,776.00	8,328,000	
天馬	1,200	2,288.00	2,745,600	
信越ポリマー	3,500	1,654.00	5,789,000	
東リ	1,600	346.00	553,600	
ニフコ	4,800	3,878.00	18,614,400	
バルカー	1,300	4,145.00	5,388,500	
ユニ・チャーム	33,200	5,163.00	171,411,600	
ショーエイコーポレーション	200	602.00	120,400	
協和キリン	19,300	2,310.00	44,583,000	
武田薬品工業	141,300	4,306.00	608,437,800	
アステラス製薬	140,000	1,692.00	236,880,000	
住友ファーマ	11,900	354.00	4,212,600	
塩野義製薬	20,100	7,118.00	143,071,800	
わかもと製薬	800	208.00	166,400	
日本新薬	4,200	5,189.00	21,793,800	
中外製薬	50,000	5,310.00	265,500,000	
科研製薬	2,700	3,500.00	9,450,000	
エーザイ	19,400	6,934.00	134,519,600	
ロート製薬	15,500	3,038.00	47,089,000	

小野薬品工業	33,900	2,525.50	85,614,450	
久光製薬	3,600	4,181.00	15,051,600	
持田製薬	1,800	3,320.00	5,976,000	
参天製薬	29,100	1,473.00	42,864,300	
扶桑薬品工業	600	2,197.00	1,318,200	
日本ケミファ	100	1,598.00	159,800	
ツムラ	5,000	2,695.50	13,477,500	
キッセイ薬品工業	2,700	3,155.00	8,518,500	
生化学工業	2,700	768.00	2,073,600	
栄研化学	2,900	1,943.00	5,634,700	
鳥居薬品	900	3,750.00	3,375,000	
ＪＣＲファーマ	5,400	1,062.00	5,734,800	
東和薬品	2,500	2,620.00	6,550,000	
富士製薬工業	1,200	1,986.00	2,383,200	
ゼリア新薬工業	2,200	2,042.00	4,492,400	
そーせいグループ	5,200	1,422.00	7,394,400	
第一三共	139,100	4,650.00	646,815,000	
杏林製薬	3,500	1,777.00	6,219,500	
大幸薬品	3,300	307.00	1,013,100	
ダイト	1,200	1,948.00	2,337,600	
大塚ホールディングス	33,200	5,737.00	190,468,400	
大正製薬ホールディングス	3,500	8,599.00	30,096,500	
ペプチドリーム	7,700	1,256.00	9,671,200	
セルソース	500	1,277.00	638,500	
あすか製薬ホールディングス	1,600	1,979.00	3,166,400	
サワイグループホールディングス	3,700	5,644.00	20,882,800	
日本コークス工業	16,200	124.00	2,008,800	
ニチレキ	2,100	2,516.00	5,283,600	
ユシロ化学工業	800	1,898.00	1,518,400	
ビーピー・カストロール	300	869.00	260,700	
富士石油	4,700	379.00	1,781,300	
ＭＯＲＥＳＣＯ	300	1,437.00	431,100	
出光興産	88,600	825.20	73,112,720	
ＥＮＥＯＳホールディングス	252,700	598.90	151,342,030	
コスモエネルギーホールディングス	4,700	6,169.00	28,994,300	
横浜ゴム	8,100	3,501.00	28,358,100	

ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	9,200	2,468.00	22,705,600	
ブリヂストン	46,700	6,334.00	295,797,800	
住友ゴム工業	15,600	1,699.00	26,504,400	
藤倉コンポジット	1,200	1,440.00	1,728,000	
オカモト	800	4,960.00	3,968,000	
フコク	900	1,414.00	1,272,600	
ニッタ	1,600	3,820.00	6,112,000	
住友理工	2,500	1,260.00	3,150,000	
三ツ星ベルト	1,900	4,900.00	9,310,000	
バンドー化学	2,400	1,764.00	4,233,600	
日東紡績	2,000	5,030.00	10,060,000	
ＡＧＣ	14,200	5,535.00	78,597,000	
日本板硝子	7,600	603.00	4,582,800	
石塚硝子	100	3,800.00	380,000	
日本山村硝子	300	1,431.00	429,300	
日本電気硝子	6,500	3,285.00	21,352,500	
オハラ	800	1,167.00	933,600	
住友大阪セメント	2,700	3,704.00	10,000,800	
太平洋セメント	9,400	3,041.00	28,585,400	
日本ヒューム	1,400	903.00	1,264,200	
日本コンクリート工業	3,100	476.00	1,475,600	
三谷セキサン	700	5,100.00	3,570,000	
アジアパイルホールディングス	2,300	789.00	1,814,700	
東海カーボン	14,700	1,032.00	15,170,400	
日本カーボン	900	4,450.00	4,005,000	
東洋炭素	1,100	4,975.00	5,472,500	
ノリタケカンパニーリミテド	900	7,810.00	7,029,000	
ＴＯＴＯ	10,500	3,809.00	39,994,500	
日本碍子	18,600	1,850.00	34,410,000	
日本特殊陶業	13,400	3,991.00	53,479,400	
ダントーホールディングス	500	1,163.00	581,500	
ＭＡＲＵＷＡ	600	31,050.00	18,630,000	
品川リフラクトリーズ	2,000	2,067.00	4,134,000	
黒崎播磨	300	13,600.00	4,080,000	
ヨータイ	1,000	1,443.00	1,443,000	
東京窯業	800	492.00	393,600	

ニッカトー	300	598.00	179,400	
フジミインコーポレーテッド	4,300	2,998.00	12,891,400	
クニミネ工業	200	1,015.00	203,000	
エーアンドエーマテリアル	200	1,353.00	270,600	
ニチアス	4,000	3,440.00	13,760,000	
ニチハ	2,000	3,205.00	6,410,000	
日本製鉄	73,500	3,546.00	260,631,000	
神戸製鋼所	33,000	2,033.00	67,089,000	
合同製鐵	900	5,450.00	4,905,000	
ＪＦＥホールディングス	45,700	2,326.00	106,298,200	
東京製鐵	4,600	1,807.00	8,312,200	
共英製鋼	1,900	2,124.00	4,035,600	
大和工業	3,100	8,467.00	26,247,700	
東京鐵鋼	700	5,450.00	3,815,000	
大阪製鐵	800	2,257.00	1,805,600	
淀川製鋼所	1,900	3,945.00	7,495,500	
中部鋼鈑	1,100	2,475.00	2,722,500	
丸一鋼管	5,000	3,816.00	19,080,000	
モリ工業	300	4,905.00	1,471,500	
大同特殊鋼	10,300	1,646.50	16,958,950	
日本高周波鋼業	300	588.00	176,400	
日本冶金工業	1,200	4,785.00	5,742,000	
山陽特殊製鋼	1,600	2,559.00	4,094,400	
愛知製鋼	900	3,420.00	3,078,000	
日本金属	200	887.00	177,400	
大平洋金属	1,400	1,404.00	1,965,600	
新日本電工	8,200	286.00	2,345,200	
栗本鐵工所	800	3,625.00	2,900,000	
虹技	100	1,500.00	150,000	
日本鋳鉄管	100	1,212.00	121,200	
三菱製鋼	1,200	1,635.00	1,962,000	
日亜鋼業	800	330.00	264,000	
日本精線	300	5,480.00	1,644,000	
エンビプロ・ホールディングス	1,300	597.00	776,100	
シンニッタン	900	272.00	244,800	
新家工業	200	3,035.00	607,000	

大紀アルミニウム工業所	2,100	1,221.00	2,564,100	
日本軽金属ホールディングス	4,800	1,749.00	8,395,200	
三井金属鉱業	4,800	4,578.00	21,974,400	
東邦亜鉛	1,100	1,112.00	1,223,200	
三菱マテリアル	11,700	2,710.50	31,712,850	
住友金属鉱山	19,100	4,058.00	77,507,800	
ＤＯＷＡホールディングス	4,100	5,063.00	20,758,300	
古河機械金属	2,200	1,925.00	4,235,000	
エス・サイエンス	4,400	22.00	96,800	
大阪チタニウムテクノロジーズ	2,800	2,778.00	7,778,400	
東邦チタニウム	3,400	1,941.00	6,599,400	
ＵＡＣＪ	2,300	4,110.00	9,453,000	
ＣＫサンエツ	400	3,935.00	1,574,000	
古河電気工業	5,500	2,713.00	14,921,500	
住友電気工業	61,400	1,951.50	119,822,100	
フジクラ	19,400	1,202.50	23,328,500	
ＳＷＣＣ	1,800	3,060.00	5,508,000	
タツタ電線	2,900	695.00	2,015,500	
カナレ電気	100	1,710.00	171,000	
平河ヒューテック	1,100	1,398.00	1,537,800	
リョービ	1,800	2,753.00	4,955,400	
アーレスティ	800	736.00	588,800	
ＡＲＥホールディングス	6,200	1,971.00	12,220,200	
稲葉製作所	800	1,501.00	1,200,800	
宮地エンジニアリンググループ	800	3,550.00	2,840,000	
トーカロ	4,700	1,533.00	7,205,100	
アルファＣｏ	300	1,534.00	460,200	
ＳＵＭＣＯ	29,200	2,223.00	64,911,600	
川田テクノロジーズ	400	7,420.00	2,968,000	
ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	1,100	2,883.00	3,171,300	
ジェイテックコーポレーション	100	2,018.00	201,800	
信和	500	774.00	387,000	
東洋製罐グループホールディングス	9,400	2,344.50	22,038,300	
ホッカンホールディングス	800	1,760.00	1,408,000	
コロナ	900	964.00	867,600	
横河ブリッジホールディングス	2,600	2,873.00	7,469,800	

駒井ハルテック	100	2,165.00	216,500	
高田機工	100	3,665.00	366,500	
三和ホールディングス	16,500	2,247.50	37,083,750	
文化シヤッター	4,300	1,462.00	6,286,600	
三協立山	2,100	907.00	1,904,700	
アルインコ	1,300	1,085.00	1,410,500	
東洋シヤッター	200	742.00	148,400	
ＬＩＸＩＬ	25,600	1,940.50	49,676,800	
日本フイルコン	500	544.00	272,000	
ノーリツ	2,700	1,550.00	4,185,000	
長府製作所	1,600	2,110.00	3,376,000	
リンナイ	7,800	3,269.00	25,498,200	
ダイニチ工業	400	715.00	286,000	
日東精工	2,400	550.00	1,320,000	
三洋工業	100	2,902.00	290,200	
岡部	2,900	807.00	2,340,300	
ジーテクト	2,100	1,844.00	3,872,400	
東プレ	2,900	2,165.00	6,278,500	
高周波熱錬	2,500	1,061.00	2,652,500	
東京製綱	1,100	1,371.00	1,508,100	
サンコール	1,500	479.00	718,500	
モリテック　スチール	700	283.00	198,100	
パイオラックス	2,000	2,513.00	5,026,000	
エイチワン	1,700	846.00	1,438,200	
日本発條	14,500	1,241.50	18,001,750	
中央発條	1,200	731.00	877,200	
アドバネクス	100	1,038.00	103,800	
立川ブラインド工業	800	1,430.00	1,144,000	
三益半導体工業	1,500	3,235.00	4,852,500	
日本ドライケミカル	200	2,887.00	577,400	
日本製鋼所	4,400	2,377.50	10,461,000	
三浦工業	6,700	2,725.00	18,257,500	
タクマ	5,400	1,774.00	9,579,600	
ツガミ	3,600	1,194.00	4,298,400	
オークマ	1,400	6,901.00	9,661,400	
芝浦機械	1,600	3,355.00	5,368,000	

アマダ	25,600	1,605.00	41,088,000	
アイダエンジニアリング	3,700	831.00	3,074,700	
ＦＵＪＩ	7,600	2,515.50	19,117,800	
牧野フライス製作所	1,800	5,880.00	10,584,000	
オーエスジー	7,100	2,036.00	14,455,600	
ダイジェット工業	100	824.00	82,400	
旭ダイヤモンド工業	3,700	867.00	3,207,900	
ＤＭＧ森精機	9,700	2,963.50	28,745,950	
ソディック	3,900	702.00	2,737,800	
ディスコ	7,700	40,000.00	308,000,000	
日東工器	800	1,949.00	1,559,200	
日進工具	1,500	1,016.00	1,524,000	
パンチ工業	700	424.00	296,800	
冨士ダイス	1,000	714.00	714,000	
豊和工業	400	766.00	306,400	
リケンＮＰＲ	1,800	2,750.00	4,950,000	
東洋機械金属	600	703.00	421,800	
島精機製作所	2,600	1,425.00	3,705,000	
オプトラン	2,700	1,706.00	4,606,200	
ＮＣホールディングス	200	1,534.00	306,800	
イワキポンプ	1,100	2,246.00	2,470,600	
フリュー	1,500	1,327.00	1,990,500	
ヤマシンフィルタ	3,900	326.00	1,271,400	
日阪製作所	1,800	980.00	1,764,000	
やまびこ	2,600	1,677.00	4,360,200	
野村マイクロ・サイエンス	500	14,110.00	7,055,000	
平田機工	800	6,680.00	5,344,000	
ＰＥＧＡＳＵＳ	1,800	444.00	799,200	
マルマエ	700	1,856.00	1,299,200	
タツモ	1,000	3,185.00	3,185,000	
ナブテスコ	10,100	2,814.50	28,426,450	
三井海洋開発	2,000	2,265.00	4,530,000	
レオン自動機	1,900	1,543.00	2,931,700	
ＳＭＣ	4,800	82,280.00	394,944,000	
ホソカワミクロン	1,000	4,670.00	4,670,000	
ユニオンツール	700	3,385.00	2,369,500	

瑞光	1,200	1,831.00	2,197,200	
オイレス工業	2,200	2,135.00	4,697,000	
日精エー・エス・ビー機械	600	4,250.00	2,550,000	
サトーホールディングス	2,300	2,160.00	4,968,000	
技研製作所	1,500	2,150.00	3,225,000	
日本エアーテック	800	1,226.00	980,800	
カワタ	200	1,030.00	206,000	
日精樹脂工業	1,200	1,155.00	1,386,000	
オカダアイヨン	300	2,720.00	816,000	
ワイエイシイホールディングス	600	2,404.00	1,442,400	
小松製作所	75,400	4,134.00	311,703,600	
住友重機械工業	9,500	3,811.00	36,204,500	
日立建機	6,400	4,047.00	25,900,800	
日工	2,400	766.00	1,838,400	
巴工業	600	3,700.00	2,220,000	
井関農機	1,500	1,173.00	1,759,500	
ＴＯＷＡ	1,800	7,610.00	13,698,000	
丸山製作所	100	2,738.00	273,800	
北川鉄工所	600	1,496.00	897,600	
ローツェ	800	16,610.00	13,288,000	
タカキタ	300	495.00	148,500	
クボタ	84,000	2,229.00	187,236,000	
荏原実業	900	3,015.00	2,713,500	
三菱化工機	600	3,895.00	2,337,000	
月島ホールディングス	2,200	1,364.00	3,000,800	
帝国電機製作所	1,100	2,913.00	3,204,300	
新東工業	3,300	1,091.00	3,600,300	
澁谷工業	1,500	2,497.00	3,745,500	
アイチ　コーポレーション	2,200	1,183.00	2,602,600	
小森コーポレーション	4,000	1,266.00	5,064,000	
鶴見製作所	1,200	3,725.00	4,470,000	
日本ギア工業	300	701.00	210,300	
酒井重工業	300	6,840.00	2,052,000	
荏原製作所	6,600	9,260.00	61,116,000	
石井鐵工所	100	2,677.00	267,700	
酉島製作所	1,400	2,531.00	3,543,400	

北越工業	1,600	2,480.00	3,968,000	
ダイキン工業	19,200	23,345.00	448,224,000	
オルガノ	1,900	6,120.00	11,628,000	
トーヨーカネツ	600	4,320.00	2,592,000	
栗田工業	9,000	5,426.00	48,834,000	
椿本チエイン	2,300	4,285.00	9,855,500	
大同工業	300	749.00	224,700	
木村化工機	1,200	724.00	868,800	
アネスト岩田	2,500	1,303.00	3,257,500	
ダイフク	27,100	2,869.00	77,749,900	
サムコ	400	4,520.00	1,808,000	
加藤製作所	400	1,523.00	609,200	
油研工業	100	2,290.00	229,000	
タダノ	9,300	1,190.50	11,071,650	
フジテック	3,800	3,726.00	14,158,800	
ＣＫＤ	4,500	2,517.00	11,326,500	
平和	4,800	2,189.00	10,507,200	
理想科学工業	1,300	3,005.00	3,906,500	
ＳＡＮＫＹＯ	3,700	9,074.00	33,573,800	
日本金銭機械	2,000	1,483.00	2,966,000	
マースグループホールディングス	800	2,641.00	2,112,800	
フクシマガリレイ	1,100	5,180.00	5,698,000	
オーイズミ	300	453.00	135,900	
ダイコク電機	800	3,600.00	2,880,000	
竹内製作所	2,900	5,030.00	14,587,000	
アマノ	4,600	3,447.00	15,856,200	
ＪＵＫＩ	2,500	440.00	1,100,000	
サンデン	1,100	181.00	199,100	
ジャノメ	1,600	696.00	1,113,600	
マックス	2,300	3,240.00	7,452,000	
グローリー	3,900	3,054.00	11,910,600	
新晃工業	1,600	3,050.00	4,880,000	
大和冷機工業	2,500	1,588.00	3,970,000	
セガサミーホールディングス	14,400	2,150.50	30,967,200	
ＴＰＲ	2,100	1,992.00	4,183,200	
ツバキ・ナカシマ	3,200	749.00	2,396,800	

ホシザキ	9,500	5,318.00	50,521,000	
大豊工業	1,400	883.00	1,236,200	
日本精工	29,800	804.80	23,983,040	
ＮＴＮ	34,900	265.40	9,262,460	
ジェイテクト	14,300	1,344.50	19,226,350	
不二越	1,200	3,420.00	4,104,000	
日本トムソン	4,400	587.00	2,582,800	
ＴＨＫ	9,300	2,822.00	26,244,600	
ユーシン精機	1,300	676.00	878,800	
前澤給装工業	1,200	1,330.00	1,596,000	
イーグル工業	1,800	1,712.00	3,081,600	
前澤工業	500	1,079.00	539,500	
日本ピラー工業	1,500	4,890.00	7,335,000	
キッツ	5,400	1,209.00	6,528,600	
マキタ	18,300	3,865.00	70,729,500	
三井Ｅ＆Ｓ	8,000	739.00	5,912,000	
日立造船	14,200	922.00	13,092,400	
三菱重工業	28,100	9,829.00	276,194,900	
ＩＨＩ	12,000	2,759.50	33,114,000	
スター精密	3,000	1,749.00	5,247,000	
日清紡ホールディングス	12,100	1,216.00	14,713,600	
イビデン	8,400	7,567.00	63,562,800	
コニカミノルタ	35,900	404.30	14,514,370	
ブラザー工業	21,500	2,457.50	52,836,250	
ミネベアミツミ	28,000	3,061.00	85,708,000	
日立製作所	77,300	11,785.00	910,980,500	代用有価証券 8,000株
三菱電機	178,900	2,159.50	386,334,550	
富士電機	9,800	7,768.00	76,126,400	
東洋電機製造	300	1,060.00	318,000	
安川電機	17,500	5,464.00	95,620,000	
シンフォニアテクノロジー	1,800	2,350.00	4,230,000	
明電舎	3,000	2,727.00	8,181,000	
オリジン	200	1,215.00	243,000	
山洋電気	700	6,040.00	4,228,000	
デンヨー	1,200	2,264.00	2,716,800	

ＰＨＣホールディングス	3,000	1,525.00	4,575,000	
ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	6,200	3,715.00	23,033,000	
ソシオネクスト	11,700	3,425.00	40,072,500	
東芝テック	2,100	3,050.00	6,405,000	
芝浦メカトロニクス	900	7,130.00	6,417,000	
マブチモーター	7,900	2,545.00	20,105,500	
ニデック	35,500	5,424.00	192,552,000	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	1,000	342.00	342,000	
トレックス・セミコンダクター	800	1,736.00	1,388,800	
東光高岳	1,000	2,426.00	2,426,000	
ダブル・スコープ	4,600	741.00	3,408,600	
ダイヘン	1,600	7,070.00	11,312,000	
ヤーマン	3,100	1,010.00	3,131,000	
ＪＶＣケンウッド	12,700	722.00	9,169,400	
ミマキエンジニアリング	1,500	926.00	1,389,000	
Ｉ－ＰＥＸ	1,100	1,785.00	1,963,500	
大崎電気工業	3,500	684.00	2,394,000	
オムロン	12,300	6,611.00	81,315,300	
日東工業	2,200	4,040.00	8,888,000	
ＩＤＥＣ	2,400	2,920.00	7,008,000	
正興電機製作所	300	1,084.00	325,200	
不二電機工業	200	1,141.00	228,200	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	6,300	2,119.50	13,352,850	
サクサホールディングス	200	2,776.00	555,200	
メルコホールディングス	500	3,265.00	1,632,500	
テクノメディカ	400	1,947.00	778,800	
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	600	680.00	408,000	
日本電気	21,100	9,583.00	202,201,300	
富士通	14,800	21,080.00	311,984,000	
沖電気工業	7,300	1,043.00	7,613,900	
岩崎通信機	400	738.00	295,200	
電気興業	700	2,353.00	1,647,100	
サンケン電気	1,500	6,748.00	10,122,000	
ナカヨ	100	1,163.00	116,300	
アイホン	900	2,963.00	2,666,700	
ルネサスエレクトロニクス	104,900	2,403.50	252,127,150	

セイコーエプソン	20,600	2,149.50	44,279,700	
ワコム	12,200	686.00	8,369,200	
アルバック	3,500	7,345.00	25,707,500	
アクセル	700	2,173.00	1,521,100	
ＥＩＺＯ	1,200	5,150.00	6,180,000	
ジャパンディスプレイ	69,300	20.00	1,386,000	
日本信号	3,700	944.00	3,492,800	
京三製作所	3,400	465.00	1,581,000	
能美防災	2,200	2,297.00	5,053,400	
ホーチキ	1,200	1,990.00	2,388,000	
星和電機	300	477.00	143,100	
エレコム	3,800	1,712.00	6,505,600	
パナソニック　ホールディングス	189,900	1,382.00	262,441,800	
シャープ	27,100	980.00	26,558,000	
アンリツ	11,300	1,183.50	13,373,550	
富士通ゼネラル	4,600	2,145.00	9,867,000	
ソニーグループ	112,600	14,390.00	1,620,314,000	
ＴＤＫ	25,500	7,850.00	200,175,000	
帝国通信工業	700	1,962.00	1,373,400	
タムラ製作所	6,400	521.00	3,334,400	
アルプスアルパイン	14,300	1,084.00	15,501,200	
池上通信機	200	902.00	180,400	
日本電波工業	1,900	1,188.00	2,257,200	
鈴木	900	1,206.00	1,085,400	
メイコー	1,600	3,960.00	6,336,000	
日本トリム	400	3,145.00	1,258,000	
ローランド　ディー．ジー．	900	3,870.00	3,483,000	
フォスター電機	1,200	1,085.00	1,302,000	
ＳＭＫ	400	2,528.00	1,011,200	
ヨコオ	1,400	1,414.00	1,979,600	
ホシデン	3,600	1,811.00	6,519,600	
ヒロセ電機	2,400	17,305.00	41,532,000	
日本航空電子工業	3,900	2,520.00	9,828,000	
ＴＯＡ	1,800	1,144.00	2,059,200	
マクセル	3,600	1,587.00	5,713,200	
古野電気	2,100	2,079.00	4,365,900	

スミダコーポレーション	2,200	1,144.00	2,516,800	
アイコム	600	3,695.00	2,217,000	
リオン	700	2,591.00	1,813,700	
横河電機	17,600	2,870.00	50,512,000	
新電元工業	600	3,130.00	1,878,000	
アズビル	11,000	4,814.00	52,954,000	
東亜ディーケーケー	300	942.00	282,600	
日本光電工業	6,800	4,496.00	30,572,800	
チノー	700	2,389.00	1,672,300	
共和電業	700	419.00	293,300	
日本電子材料	1,000	1,819.00	1,819,000	
堀場製作所	3,000	12,140.00	36,420,000	
アドバンテスト	45,600	5,943.00	271,000,800	
小野測器	300	459.00	137,700	
エスペック	1,300	2,520.00	3,276,000	
キーエンス	15,900	66,520.00	1,057,668,000	代用有価証券 1,600株
日置電機	800	6,610.00	5,288,000	
シスメックス	13,700	7,909.00	108,353,300	
日本マイクロニクス	2,800	4,500.00	12,600,000	
メガチップス	1,300	4,750.00	6,175,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	900	3,980.00	3,582,000	
澤藤電機	100	1,303.00	130,300	
原田工業	300	751.00	225,300	
コーセル	1,700	1,468.00	2,495,600	
イリソ電子工業	1,500	3,370.00	5,055,000	
オプテックスグループ	2,900	1,851.00	5,367,900	
千代田インテグレ	600	2,738.00	1,642,800	
レーザーテック	7,300	37,780.00	275,794,000	
スタンレー電気	10,200	2,769.00	28,243,800	
ウシオ電機	8,100	2,062.00	16,702,200	
岡谷電機産業	600	286.00	171,600	
ヘリオス　テクノ　ホールディング	700	534.00	373,800	
エノモト	200	1,584.00	316,800	
日本セラミック	1,300	2,681.00	3,485,300	
遠藤照明	300	1,544.00	463,200	

古河電池	1,200	921.00	1,105,200	
双信電機	300	304.00	91,200	
山一電機	1,400	2,098.00	2,937,200	
図研	1,400	4,080.00	5,712,000	
日本電子	4,000	6,713.00	26,852,000	
カシオ計算機	11,500	1,262.00	14,513,000	
ファナック	77,600	4,003.00	310,632,800	
日本シイエムケイ	3,400	742.00	2,522,800	
エンプラス	500	9,860.00	4,930,000	
大真空	2,400	905.00	2,172,000	
ローム	29,400	2,591.50	76,190,100	
浜松ホトニクス	12,800	5,801.00	74,252,800	
三井ハイテック	1,400	6,895.00	9,653,000	
新光電気工業	5,600	5,442.00	30,475,200	
京セラ	98,900	2,159.00	213,525,100	
太陽誘電	7,700	3,588.00	27,627,600	
村田製作所	144,800	2,999.50	434,327,600	
双葉電子工業	3,000	506.00	1,518,000	
北陸電気工業	300	1,415.00	424,500	
ニチコン	4,200	1,274.00	5,350,800	
日本ケミコン	1,700	1,342.00	2,281,400	
ＫＯＡ	2,400	1,512.00	3,628,800	
市光工業	2,900	583.00	1,690,700	
小糸製作所	16,500	2,230.00	36,795,000	
ミツバ	3,000	1,089.00	3,267,000	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	5,400	15,255.00	82,377,000	
キヤノン電子	1,800	2,112.00	3,801,600	
キヤノン	79,400	4,034.00	320,299,600	
リコー	39,900	1,154.00	46,044,600	
象印マホービン	4,300	1,436.00	6,174,800	
ＭＵＴＯＨホールディングス	100	2,142.00	214,200	
東京エレクトロン	33,700	27,640.00	931,468,000	
イノテック	1,100	1,827.00	2,009,700	
トヨタ紡織	6,700	2,442.00	16,361,400	
芦森工業	200	2,281.00	456,200	
ユニプレス	2,900	1,044.00	3,027,600	

豊田自動織機	13,600	12,570.00	170,952,000	
モリタホールディングス	2,800	1,534.00	4,295,200	
三櫻工業	2,400	843.00	2,023,200	
デンソー	131,300	2,295.00	301,333,500	
東海理化電機製作所	4,500	2,314.00	10,413,000	
川崎重工業	13,000	3,289.00	42,757,000	
名村造船所	4,000	1,371.00	5,484,000	
日本車輌製造	500	2,221.00	1,110,500	
三菱ロジスネクスト	2,600	1,510.00	3,926,000	
近畿車輛	100	2,041.00	204,100	
日産自動車	214,800	585.60	125,786,880	
いすゞ自動車	46,300	2,051.00	94,961,300	
トヨタ自動車	874,000	2,945.00	2,573,930,000	代用有価証券 87,000株
日野自動車	23,900	489.10	11,689,490	
三菱自動車工業	62,100	472.60	29,348,460	
エフテック	500	655.00	327,500	
レシップホールディングス	300	665.00	199,500	
ＧＭＢ	200	1,214.00	242,800	
ファルテック	200	543.00	108,600	
武蔵精密工業	3,900	1,683.00	6,563,700	
日産車体	1,600	967.00	1,547,200	
新明和工業	4,600	1,210.00	5,566,000	
極東開発工業	2,600	2,015.00	5,239,000	
トピー工業	1,300	2,929.00	3,807,700	
ティラド	400	3,605.00	1,442,000	
タチエス	2,900	2,001.00	5,802,900	
ＮＯＫ	6,200	1,957.50	12,136,500	
フタバ産業	4,300	914.00	3,930,200	
カヤバ	1,500	5,140.00	7,710,000	
大同メタル工業	3,100	549.00	1,701,900	
プレス工業	6,400	650.00	4,160,000	
ミクニ	900	490.00	441,000	
太平洋工業	3,700	1,477.00	5,464,900	
アイシン	12,300	5,593.00	68,793,900	
マツダ	52,600	1,802.00	94,785,200	

今仙電機製作所	500	662.00	331,000	
本田技研工業	388,200	1,644.50	638,394,900	
スズキ	29,200	6,845.00	199,874,000	
ＳＵＢＡＲＵ	49,300	2,938.00	144,843,400	
安永	300	663.00	198,900	
ヤマハ発動機	68,800	1,394.50	95,941,600	
ＴＢＫ	800	402.00	321,600	
エクセディ	2,600	2,862.00	7,441,200	
豊田合成	4,600	2,881.00	13,252,600	
愛三工業	2,600	1,426.00	3,707,600	
盟和産業	100	1,030.00	103,000	
日本プラスト	600	564.00	338,400	
ヨロズ	1,500	957.00	1,435,500	
エフ・シー・シー	2,800	1,948.00	5,454,400	
シマノ	6,400	20,940.00	134,016,000	
テイ・エス　テック	5,700	1,900.00	10,830,000	
ジャムコ	800	1,584.00	1,267,200	
テルモ	44,500	5,015.00	223,167,500	
クリエートメディック	200	895.00	179,000	
日機装	3,700	1,106.00	4,092,200	
日本エム・ディ・エム	1,300	730.00	949,000	
島津製作所	21,100	4,060.00	85,666,000	
ＪＭＳ	1,500	526.00	789,000	
長野計器	1,200	2,265.00	2,718,000	
ブイ・テクノロジー	800	2,680.00	2,144,000	
東京計器	1,200	1,804.00	2,164,800	
愛知時計電機	700	2,813.00	1,969,100	
インターアクション	1,000	1,103.00	1,103,000	
オーバル	600	568.00	340,800	
東京精密	3,200	9,751.00	31,203,200	
マニー	6,400	2,061.00	13,190,400	
ニコン	23,000	1,447.50	33,292,500	
トプコン	7,700	1,750.00	13,475,000	
オリンパス	98,000	2,165.50	212,219,000	
理研計器	1,100	7,620.00	8,382,000	
タムロン	1,000	5,560.00	5,560,000	

ＨＯＹＡ	31,300	18,550.00	580,615,000	
シード	400	776.00	310,400	
ノーリツ鋼機	1,500	3,280.00	4,920,000	
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	2,300	2,066.00	4,751,800	
朝日インテック	19,400	2,844.50	55,183,300	
シチズン時計	14,700	945.00	13,891,500	
リズム	200	3,435.00	687,000	
大研医器	600	547.00	328,200	
メニコン	5,500	2,112.50	11,618,750	
シンシア	100	592.00	59,200	
松風	700	2,856.00	1,999,200	
セイコーグループ	2,200	2,610.00	5,742,000	
ニプロ	13,300	1,193.00	15,866,900	
ＫＹＯＲＩＴＳＵ	1,100	204.00	224,400	
中本パックス	300	1,740.00	522,000	
スノーピーク	2,300	879.00	2,021,700	
パラマウントベッドホールディングス	3,300	2,677.00	8,834,100	
トランザクション	1,100	2,515.00	2,766,500	
粧美堂	200	757.00	151,400	
ニホンフラッシュ	1,500	937.00	1,405,500	
前田工繊	1,400	3,185.00	4,459,000	
永大産業	900	234.00	210,600	
アートネイチャー	1,500	792.00	1,188,000	
フルヤ金属	400	9,190.00	3,676,000	
バンダイナムコホールディングス	43,600	3,106.00	135,421,600	
アイフィスジャパン	200	607.00	121,400	
ＳＨＯＥＩ	3,600	1,950.00	7,020,000	
フランスベッドホールディングス	2,100	1,399.00	2,937,900	
パイロットコーポレーション	2,200	4,136.00	9,099,200	
萩原工業	1,100	1,527.00	1,679,700	
フジシールインターナショナル	3,200	1,763.00	5,641,600	
タカラトミー	7,200	2,385.00	17,172,000	
広済堂ホールディングス	4,100	720.00	2,952,000	
エステールホールディングス	200	642.00	128,400	
タカノ	300	1,004.00	301,200	
プロネクサス	1,700	1,312.00	2,230,400	

ホクシン	600	114.00	68,400	
ウッドワン	300	1,022.00	306,600	
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	19,600	3,999.00	78,380,400	
大日本印刷	17,400	4,183.00	72,784,200	
共同印刷	500	3,365.00	1,682,500	
ＮＩＳＳＨＡ	2,700	1,621.00	4,376,700	
光村印刷	100	1,558.00	155,800	
ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	900	2,831.00	2,547,900	
アシックス	13,600	4,486.00	61,009,600	
ツツミ	400	2,118.00	847,200	
ローランド	1,200	4,895.00	5,874,000	
小松ウオール工業	700	3,275.00	2,292,500	
ヤマハ	10,000	3,224.00	32,240,000	
河合楽器製作所	500	3,560.00	1,780,000	
クリナップ	1,600	758.00	1,212,800	
ピジョン	10,100	1,619.50	16,356,950	
キングジム	1,400	874.00	1,223,600	
リンテック	3,200	2,809.00	8,988,800	
イトーキ	3,300	1,518.00	5,009,400	
任天堂	100,500	8,310.00	835,155,000	
三菱鉛筆	2,300	1,981.00	4,556,300	
タカラスタンダード	3,400	1,906.00	6,480,400	
コクヨ	6,500	2,373.00	15,424,500	
ナカバヤシ	1,700	545.00	926,500	
グローブライド	1,400	2,053.00	2,874,200	
オカムラ	4,800	2,221.00	10,660,800	
美津濃	1,600	4,420.00	7,072,000	
東京電力ホールディングス	143,500	754.50	108,270,750	
中部電力	58,700	1,942.00	113,995,400	
関西電力	61,500	1,939.50	119,279,250	
中国電力	27,600	988.00	27,268,800	
北陸電力	16,300	720.30	11,740,890	
東北電力	41,900	978.00	40,978,200	
四国電力	14,800	1,043.50	15,443,800	
九州電力	36,700	1,198.00	43,966,600	
北海道電力	15,400	664.20	10,228,680	

沖縄電力	4,100	1,101.00	4,514,100	
電源開発	13,100	2,528.00	33,116,800	
エフオン	1,200	451.00	541,200	
イーレックス	2,800	787.00	2,203,600	
レノバ	4,300	1,221.00	5,250,300	
東京瓦斯	33,700	3,429.00	115,557,300	
大阪瓦斯	32,300	3,109.00	100,420,700	
東邦瓦斯	6,900	2,983.00	20,582,700	
北海道瓦斯	1,000	2,321.00	2,321,000	
広島ガス	3,400	391.00	1,329,400	
西部ガスホールディングス	1,700	1,902.00	3,233,400	
静岡ガス	3,200	999.00	3,196,800	
メタウォーター	1,900	2,265.00	4,303,500	
ＳＢＳホールディングス	1,400	2,481.00	3,473,400	
東武鉄道	17,500	3,909.00	68,407,500	
相鉄ホールディングス	5,700	2,724.00	15,526,800	
東急	44,600	1,729.50	77,135,700	
京浜急行電鉄	19,700	1,277.00	25,156,900	
小田急電鉄	26,300	2,242.00	58,964,600	
京王電鉄	7,600	4,309.00	32,748,400	
京成電鉄	10,300	6,773.00	69,761,900	
富士急行	2,000	4,300.00	8,600,000	
東日本旅客鉄道	29,300	8,797.00	257,752,100	
西日本旅客鉄道	18,900	6,316.00	119,372,400	
東海旅客鉄道	61,300	3,655.00	224,051,500	
西武ホールディングス	19,300	2,080.50	40,153,650	
鴻池運輸	2,700	1,970.00	5,319,000	
西日本鉄道	4,300	2,461.00	10,582,300	
ハマキョウレックス	1,400	4,035.00	5,649,000	
サカイ引越センター	1,800	2,775.00	4,995,000	
近鉄グループホールディングス	15,900	4,556.00	72,440,400	
阪急阪神ホールディングス	21,200	4,507.00	95,548,400	
南海電気鉄道	7,100	2,887.00	20,497,700	
京阪ホールディングス	8,800	3,647.00	32,093,600	
神戸電鉄	400	2,898.00	1,159,200	
名古屋鉄道	16,400	2,269.00	37,211,600	

山陽電気鉄道	1,200	2,169.00	2,602,800	
アルプス物流	1,300	1,784.00	2,319,200	
ヤマトホールディングス	20,300	2,548.50	51,734,550	
山九	4,100	5,450.00	22,345,000	
丸運	400	277.00	110,800	
丸全昭和運輸	1,000	4,100.00	4,100,000	
センコーグループホールディングス	8,400	1,159.00	9,735,600	
トナミホールディングス	400	4,715.00	1,886,000	
ニッコンホールディングス	5,100	3,190.00	16,269,000	
日本石油輸送	100	2,867.00	286,700	
福山通運	1,800	4,170.00	7,506,000	
セイノーホールディングス	8,900	2,162.50	19,246,250	
エスライングループ本社	200	873.00	174,600	
神奈川中央交通	500	3,095.00	1,547,500	
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	4,100	1,496.00	6,133,600	
Ｃ＆Ｆロジホールディングス	1,500	1,740.00	2,610,000	
九州旅客鉄道	11,200	3,303.00	36,993,600	
ＳＧホールディングス	26,700	1,904.50	50,850,150	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	5,400	8,750.00	47,250,000	
日本郵船	45,600	5,100.00	232,560,000	
商船三井	34,500	5,317.00	183,436,500	
川崎汽船	12,800	7,071.00	90,508,800	
ＮＳユナイテッド海運	900	5,180.00	4,662,000	
飯野海運	5,800	1,327.00	7,696,600	
乾汽船	1,900	1,100.00	2,090,000	
日本航空	39,000	2,867.00	111,813,000	
ＡＮＡホールディングス	43,200	3,309.00	142,948,800	
パスコ	200	1,841.00	368,200	
トランコム	500	6,970.00	3,485,000	
日新	1,200	2,679.00	3,214,800	
三菱倉庫	3,900	4,538.00	17,698,200	
三井倉庫ホールディングス	1,500	4,960.00	7,440,000	
住友倉庫	4,300	2,696.00	11,592,800	
澁澤倉庫	700	3,120.00	2,184,000	
東陽倉庫	200	1,521.00	304,200	

日本トランスシティ	3,200	627.00	2,006,400	
ケイヒン	100	1,905.00	190,500	
中央倉庫	900	1,171.00	1,053,900	
川西倉庫	200	1,132.00	226,400	
安田倉庫	1,100	1,235.00	1,358,500	
ファイズホールディングス	100	1,226.00	122,600	
東洋埠頭	200	1,402.00	280,400	
上組	7,300	3,431.00	25,046,300	
サンリツ	200	788.00	157,600	
キムラユニティー	400	1,566.00	626,400	
キユーソー流通システム	700	929.00	650,300	
東海運	400	294.00	117,600	
エーアイテイー	1,000	1,913.00	1,913,000	
内外トランスライン	700	2,448.00	1,713,600	
日本コンセプト	600	1,735.00	1,041,000	
ＮＥＣネッツエスアイ	6,200	2,414.00	14,966,800	
クロスキャット	1,000	1,192.00	1,192,000	
システナ	24,100	298.00	7,181,800	
デジタルアーツ	1,000	4,665.00	4,665,000	
日鉄ソリューションズ	2,700	4,870.00	13,149,000	
キューブシステム	900	1,120.00	1,008,000	
コア	700	1,810.00	1,267,000	
手間いらず	300	2,756.00	826,800	
ラクーンホールディングス	1,200	658.00	789,600	
ソリトンシステムズ	800	1,411.00	1,128,800	
ソフトクリエイトホールディングス	1,300	1,756.00	2,282,800	
ＴＩＳ	17,400	3,284.00	57,141,600	
テクミラホールディングス	300	442.00	132,600	
グリー	5,400	578.00	3,121,200	
ＧＭＯペパボ	200	1,190.00	238,000	
コーエーテクモホールディングス	10,000	1,787.00	17,870,000	
三菱総合研究所	800	5,010.00	4,008,000	
ボルテージ	200	270.00	54,000	
電算	100	1,500.00	150,000	
ＡＧＳ	300	931.00	279,300	
ファインデックス	1,300	1,039.00	1,350,700	

ブレインパッド	1,300	1,135.00	1,475,500	
ＫＬａｂ	3,000	360.00	1,080,000	
ポールトゥウィンホールディングス	2,700	491.00	1,325,700	
ネクソン	35,700	2,306.00	82,324,200	
アイスタイル	5,200	406.00	2,111,200	
エムアップホールディングス	2,000	1,007.00	2,014,000	
エイチーム	1,000	555.00	555,000	
エニグモ	2,000	370.00	740,000	
テクノスジャパン	600	631.00	378,600	
ｅｎｉｓｈ	700	180.00	126,000	
コロプラ	6,200	628.00	3,893,600	
ブロードリーフ	7,600	624.00	4,742,400	
クロス・マーケティンググループ	400	567.00	226,800	
デジタルハーツホールディングス	1,000	1,041.00	1,041,000	
メディアドゥ	700	1,247.00	872,900	
じげん	4,700	525.00	2,467,500	
ブイキューブ	1,900	300.00	570,000	
エンカレッジ・テクノロジ	200	595.00	119,000	
サイバーリンクス	300	803.00	240,900	
フィックスターズ	1,800	1,681.00	3,025,800	
ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	800	1,509.00	1,207,200	
オプティム	1,700	952.00	1,618,400	
セレス	700	1,145.00	801,500	
ＳＨＩＦＴ	1,100	26,455.00	29,100,500	
ティーガイア	1,700	2,023.00	3,439,100	
セック	200	5,370.00	1,074,000	
テクマトリックス	2,900	1,927.00	5,588,300	
プロシップ	800	1,417.00	1,133,600	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	4,200	2,454.00	10,306,800	
ＧＭＯペイメントゲートウェイ	3,200	8,727.00	27,926,400	
ザッパラス	200	434.00	86,800	
システムリサーチ	600	3,500.00	2,100,000	
インターネットイニシアティブ	7,600	2,906.00	22,085,600	
さくらインターネット	1,800	3,810.00	6,858,000	
ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	500	2,761.00	1,380,500	
ＳＲＡホールディングス	800	3,770.00	3,016,000	

システムインテグレータ	200	427.00	85,400	
朝日ネット	1,700	628.00	1,067,600	
ｅＢＡＳＥ	2,300	745.00	1,713,500	
アバントグループ	2,000	1,405.00	2,810,000	
アドソル日進	700	1,572.00	1,100,400	
ＯＤＫソリューションズ	200	604.00	120,800	
フリービット	700	1,463.00	1,024,100	
コムチュア	2,300	1,883.00	4,330,900	
アステリア	1,300	583.00	757,900	
アイル	800	3,275.00	2,620,000	
マークラインズ	900	2,992.00	2,692,800	
メディカル・データ・ビジョン	1,900	631.00	1,198,900	
ｇｕｍｉ	2,600	396.00	1,029,600	
ショーケース	200	332.00	66,400	
モバイルファクトリー	200	752.00	150,400	
テラスカイ	700	1,482.00	1,037,400	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	800	1,747.00	1,397,600	
ＰＣＩホールディングス	300	1,004.00	301,200	
アイビーシー	100	479.00	47,900	
ネオジャパン	600	1,053.00	631,800	
ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	300	2,120.00	636,000	
ラクス	7,500	2,470.50	18,528,750	
ランドコンピュータ	400	876.00	350,400	
ダブルスタンダード	500	1,614.00	807,000	
オープンドア	900	858.00	772,200	
マイネット	200	281.00	56,200	
アカツキ	800	2,524.00	2,019,200	
Ｕｂｉｃｏｍホールディングス	500	1,451.00	725,500	
カナミックネットワーク	1,700	412.00	700,400	
ノムラシステムコーポレーション	800	113.00	90,400	
チェンジホールディングス	3,500	1,339.00	4,686,500	
シンクロ・フード	500	638.00	319,000	
オークネット	600	2,138.00	1,282,800	
キャピタル・アセット・プランニング	200	754.00	150,800	
セグエグループ	200	927.00	185,400	
エイトレッド	100	1,409.00	140,900	

マクロミル	3,100	785.00	2,433,500	
ビーグリー	200	1,262.00	252,400	
オロ	600	2,936.00	1,761,600	
ユーザーローカル	700	2,022.00	1,415,400	
テモナ	200	258.00	51,600	
ニーズウェル	400	763.00	305,200	
マネーフォワード	3,500	5,704.00	19,964,000	
サインポスト	300	492.00	147,600	
Ｓｕｎ　Ａｓｔｅｒｉｓｋ	1,200	968.00	1,161,600	
プラスアルファ・コンサルティング	1,000	2,584.00	2,584,000	
電算システムホールディングス	700	2,980.00	2,086,000	
Ａｐｐｉｅｒ　Ｇｒｏｕｐ	5,400	1,700.00	9,180,000	
ビジョナル	1,200	9,100.00	10,920,000	
ソルクシーズ	600	404.00	242,400	
フェイス	200	483.00	96,600	
プロトコーポレーション	1,800	1,330.00	2,394,000	
ハイマックス	500	1,413.00	706,500	
野村総合研究所	35,400	4,225.00	149,565,000	
ＣＥホールディングス	400	609.00	243,600	
日本システム技術	600	3,325.00	1,995,000	
インテージホールディングス	1,800	1,754.00	3,157,200	
東邦システムサイエンス	600	1,272.00	763,200	
ソースネクスト	7,300	146.00	1,065,800	
インフォコム	2,100	2,430.00	5,103,000	
シンプレクス・ホールディングス	2,400	2,628.00	6,307,200	
ＨＥＲＯＺ	600	1,630.00	978,000	
ラクスル	3,900	1,145.00	4,465,500	
メルカリ	7,800	2,366.50	18,458,700	
ＩＰＳ	500	2,043.00	1,021,500	
ＦＩＧ	800	304.00	243,200	
システムサポート	600	1,944.00	1,166,400	
イーソル	1,200	569.00	682,800	
東海ソフト	100	1,171.00	117,100	
ウイングアーク１ｓｔ	1,700	2,833.00	4,816,100	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	400	1,202.00	480,800	

サーバーワークス	300	3,695.00	1,108,500	
東名	100	2,299.00	229,900	
ヴィッツ	100	821.00	82,100	
トビラシステムズ	200	881.00	176,200	
Ｓａｎｓａｎ	5,200	1,400.00	7,280,000	
Ｌｉｎｋ－Ｕ	200	626.00	125,200	
ギフティ	1,400	1,585.00	2,219,000	
メドレー	2,200	4,590.00	10,098,000	
ベース	600	3,255.00	1,953,000	
ＪＭＤＣ	2,700	3,850.00	10,395,000	
フォーカスシステムズ	1,100	1,050.00	1,155,000	
クレスコ	1,300	1,888.00	2,454,400	
フジ・メディア・ホールディングス	15,300	1,760.00	26,928,000	
オービック	5,300	22,795.00	120,813,500	
ジャストシステム	2,300	3,070.00	7,061,000	
ＴＤＣソフト	1,500	2,221.00	3,331,500	
ＬＩＮＥヤフー	227,300	460.60	104,694,380	
トレンドマイクロ	7,500	8,359.00	62,692,500	
ＩＤホールディングス	1,100	1,649.00	1,813,900	
日本オラクル	3,100	11,725.00	36,347,500	
アルファシステムズ	400	3,100.00	1,240,000	
フューチャー	3,400	1,762.00	5,990,800	
ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	900	1,792.00	1,612,800	
ＳＢテクノロジー	700	2,270.00	1,589,000	
トーセ	200	710.00	142,000	
オービックビジネスコンサルタント	2,200	7,062.00	15,536,400	
アイティフォー	2,100	1,209.00	2,538,900	
東計電算	500	3,490.00	1,745,000	
エックスネット	100	1,131.00	113,100	
大塚商会	7,900	6,218.00	49,122,200	
サイボウズ	2,200	2,184.00	4,804,800	
電通総研	1,900	5,570.00	10,583,000	
ＡＣＣＥＳＳ	1,700	796.00	1,353,200	
デジタルガレージ	2,600	3,525.00	9,165,000	
ＥＭシステムズ	2,700	698.00	1,884,600	
ウェザーニューズ	500	5,280.00	2,640,000	

ＣＩＪ	2,700	770.00	2,079,000	
ビジネスエンジニアリング	300	4,455.00	1,336,500	
日本エンタープライズ	800	127.00	101,600	
WOWOW	1,200	1,151.00	1,381,200	
スカラ	1,500	760.00	1,140,000	
インテリジェント　ウェイブ	400	1,077.00	430,800	
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	1,700	3,755.00	6,383,500	
ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ	1,600	647.00	1,035,200	
ネットワンシステムズ	6,400	2,346.00	15,014,400	
システムソフト	5,600	60.00	336,000	
アルゴグラフィックス	1,500	4,240.00	6,360,000	
マーベラス	2,600	726.00	1,887,600	
エイベックス	2,700	1,420.00	3,834,000	
ＢＩＰＲＯＧＹ	5,200	4,258.00	22,141,600	
都築電気	900	2,367.00	2,130,300	
ＴＢＳホールディングス	8,000	3,512.00	28,096,000	
日本テレビホールディングス	14,100	1,751.00	24,689,100	
朝日放送グループホールディングス	1,500	672.00	1,008,000	
テレビ朝日ホールディングス	3,900	1,781.00	6,945,900	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	12,400	774.00	9,597,600	
テレビ東京ホールディングス	1,100	3,115.00	3,426,500	
日本ＢＳ放送	300	904.00	271,200	
ビジョン	2,400	1,147.00	2,752,800	
スマートバリュー	200	401.00	80,200	
ＵＳＥＮ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	1,800	4,315.00	7,767,000	
日本通信	15,700	233.00	3,658,100	
クロップス	100	1,066.00	106,600	
日本電信電話	4,748,400	187.20	888,900,480	代用有価証券 474,000株
ＫＤＤＩ	123,300	4,897.00	603,800,100	
ソフトバンク	256,900	1,976.00	507,634,400	
光通信	1,600	25,710.00	41,136,000	
エムティーアイ	1,100	608.00	668,800	
ＧＭＯインターネットグループ	5,900	2,657.50	15,679,250	
ファイバーゲート	900	950.00	855,000	
アイドママーケティングコミュニケーション	200	232.00	46,400	

ＫＡＤＯＫＡＷＡ	8,400	3,094.00	25,989,600	
学研ホールディングス	2,700	1,004.00	2,710,800	
ゼンリン	2,700	869.00	2,346,300	
昭文社ホールディングス	300	367.00	110,100	
インプレスホールディングス	700	179.00	125,300	
アイネット	1,000	1,935.00	1,935,000	
松竹	800	10,200.00	8,160,000	
東宝	8,900	4,823.00	42,924,700	
東映	500	20,610.00	10,305,000	
ＮＴＴデータグループ	41,700	2,116.00	88,237,200	
ピー・シー・エー	900	1,665.00	1,498,500	
ビジネスブレイン太田昭和	600	2,223.00	1,333,800	
ＤＴＳ	3,400	3,615.00	12,291,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	7,300	5,704.00	41,639,200	
シーイーシー	2,000	1,637.00	3,274,000	
カプコン	14,300	5,516.00	78,878,800	
アイ・エス・ビー	800	1,578.00	1,262,400	
ジャステック	1,000	1,365.00	1,365,000	
ＳＣＳＫ	11,200	2,726.50	30,536,800	
ＮＳＷ	700	2,957.00	2,069,900	
アイネス	1,300	1,508.00	1,960,400	
ＴＫＣ	2,500	3,885.00	9,712,500	
富士ソフト	3,200	6,370.00	20,384,000	
ＮＳＤ	5,700	2,805.00	15,988,500	
コナミグループ	6,000	8,846.00	53,076,000	
福井コンピュータホールディングス	1,000	2,600.00	2,600,000	
ＪＢＣＣホールディングス	1,100	3,870.00	4,257,000	
ミロク情報サービス	1,500	1,831.00	2,746,500	
ソフトバンクグループ	78,800	6,399.00	504,241,200	
高千穂交易	500	4,145.00	2,072,500	
オルバヘルスケアホールディングス	100	1,862.00	186,200	
伊藤忠食品	400	7,880.00	3,152,000	
エレマテック	1,500	1,761.00	2,641,500	
あらた	2,600	3,305.00	8,593,000	
トーメンデバイス	300	5,320.00	1,596,000	
東京エレクトロン　デバイス	1,700	5,750.00	9,775,000	

円谷フィールズホールディングス	2,900	1,759.00	5,101,100	
双日	18,700	3,481.00	65,094,700	
アルフレッサ　ホールディングス	16,900	2,442.00	41,269,800	
横浜冷凍	4,600	1,129.00	5,193,400	
神栄	100	1,896.00	189,600	
ラサ商事	700	1,694.00	1,185,800	
アルコニックス	2,200	1,408.00	3,097,600	
神戸物産	13,000	3,770.00	49,010,000	
ハイパー	200	302.00	60,400	
あい　ホールディングス	2,700	2,496.00	6,739,200	
ディーブイエックス	200	1,078.00	215,600	
ダイワボウホールディングス	7,500	3,192.00	23,940,000	
マクニカホールディングス	4,000	7,750.00	31,000,000	
ラクト・ジャパン	700	2,263.00	1,584,100	
グリムス	700	2,100.00	1,470,000	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	2,600	1,163.00	3,023,800	
八洲電機	1,400	1,319.00	1,846,600	
メディアスホールディングス	1,000	767.00	767,000	
レスターホールディングス	1,400	3,075.00	4,305,000	
ジオリーブグループ	200	1,348.00	269,600	
大光	400	636.00	254,400	
ＯＣＨＩホールディングス	200	1,587.00	317,400	
ＴＯＫＡＩホールディングス	9,100	1,001.00	9,109,100	
黒谷	200	608.00	121,600	
Ｃｏｍｉｎｉｘ	200	821.00	164,200	
三洋貿易	1,900	1,306.00	2,481,400	
ビューティガレージ	500	2,109.00	1,054,500	
ウイン・パートナーズ	1,100	1,276.00	1,403,600	
ミタチ産業	200	1,144.00	228,800	
シップヘルスケアホールディングス	6,100	2,253.50	13,746,350	
明治電機工業	600	1,477.00	886,200	
デリカフーズホールディングス	300	593.00	177,900	
スターティアホールディングス	200	1,484.00	296,800	
コメダホールディングス	4,100	2,834.00	11,619,400	
ピーバンドットコム	100	385.00	38,500	
アセンテック	600	562.00	337,200	

富士興産	200	2,012.00	402,400	
協栄産業	100	2,812.00	281,200	
フルサト・マルカホールディングス	1,500	2,457.00	3,685,500	
ヤマエグループホールディングス	900	3,270.00	2,943,000	
小野建	1,700	1,811.00	3,078,700	
南陽	100	2,222.00	222,200	
佐鳥電機	1,000	2,389.00	2,389,000	
エコートレーディング	200	1,218.00	243,600	
伯東	1,000	5,960.00	5,960,000	
コンドーテック	1,300	1,220.00	1,586,000	
中山福	400	365.00	146,000	
ナガイレーベン	2,100	2,379.00	4,995,900	
三菱食品	1,600	5,050.00	8,080,000	
松田産業	1,300	2,689.00	3,495,700	
第一興商	6,500	2,013.00	13,084,500	
メディパルホールディングス	17,100	2,361.50	40,381,650	
ＳＰＫ	800	1,964.00	1,571,200	
萩原電気ホールディングス	700	5,080.00	3,556,000	
アズワン	2,600	5,435.00	14,131,000	
スズデン	600	2,272.00	1,363,200	
シモジマ	1,100	1,325.00	1,457,500	
ドウシシャ	1,500	2,169.00	3,253,500	
小津産業	200	1,641.00	328,200	
高速	1,000	2,335.00	2,335,000	
たけびし	700	2,069.00	1,448,300	
リックス	400	3,645.00	1,458,000	
丸文	1,500	1,500.00	2,250,000	
ハピネット	1,400	2,926.00	4,096,400	
橋本総業ホールディングス	700	1,318.00	922,600	
日本ライフライン	4,900	1,333.00	6,531,700	
タカショー	1,500	496.00	744,000	
ＩＤＯＭ	4,400	883.00	3,885,200	
進和	1,000	2,432.00	2,432,000	
エスケイジャパン	200	701.00	140,200	
ダイトロン	700	2,980.00	2,086,000	
シークス	2,400	1,585.00	3,804,000	

田中商事	200	792.00	158,400	
オーハシテクニカ	900	1,793.00	1,613,700	
白銅	500	2,442.00	1,221,000	
ダイコー通産	100	1,209.00	120,900	
伊藤忠商事	113,200	6,747.00	763,760,400	
丸紅	140,400	2,530.50	355,282,200	
高島	500	1,350.00	675,000	
長瀬産業	7,700	2,398.00	18,464,600	
蝶理	1,100	2,959.00	3,254,900	
豊田通商	14,800	9,650.00	142,820,000	
三共生興	2,300	744.00	1,711,200	
兼松	7,000	2,312.00	16,184,000	
ツカモトコーポレーション	100	1,218.00	121,800	
三井物産	126,900	6,062.00	769,267,800	
日本紙パルプ商事	800	5,080.00	4,064,000	
カメイ	1,800	1,953.00	3,515,400	
ＯＵＧホールディングス	100	2,447.00	244,700	
スターゼン	1,200	2,756.00	3,307,200	
山善	5,100	1,265.00	6,451,500	
椿本興業	400	7,000.00	2,800,000	
住友商事	101,900	3,393.00	345,746,700	
内田洋行	700	7,620.00	5,334,000	
三菱商事	333,700	2,561.50	854,772,550	
第一実業	1,600	1,865.00	2,984,000	
キヤノンマーケティングジャパン	3,900	4,475.00	17,452,500	
西華産業	700	3,100.00	2,170,000	
佐藤商事	1,200	1,583.00	1,899,600	
菱洋エレクトロ	1,600	3,720.00	5,952,000	
東京産業	1,600	749.00	1,198,400	
ユアサ商事	1,300	4,930.00	6,409,000	
神鋼商事	400	6,060.00	2,424,000	
トルク	400	293.00	117,200	
阪和興業	3,000	5,330.00	15,990,000	
正栄食品工業	1,100	4,500.00	4,950,000	
カナデン	1,300	1,510.00	1,963,000	
ＲＹＯＤＥＮ	1,400	2,678.00	3,749,200	

岩谷産業	3,800	6,603.00	25,091,400	
ナイス	300	1,605.00	481,500	
ニチモウ	300	2,234.00	670,200	
極東貿易	1,000	2,200.00	2,200,000	
アステナホールディングス	3,200	475.00	1,520,000	
三愛オブリ	4,100	1,697.00	6,957,700	
稲畑産業	3,300	3,185.00	10,510,500	
ＧＳＩクレオス	900	2,377.00	2,139,300	
明和産業	2,000	710.00	1,420,000	
クワザワホールディングス	300	719.00	215,700	
ワキタ	2,800	1,600.00	4,480,000	
東邦ホールディングス	4,600	3,213.00	14,779,800	
サンゲツ	3,900	3,245.00	12,655,500	
ミツウロコグループホールディングス	2,100	1,542.00	3,238,200	
シナネンホールディングス	500	4,190.00	2,095,000	
伊藤忠エネクス	4,200	1,584.00	6,652,800	
サンリオ	4,800	6,169.00	29,611,200	
サンワテクノス	900	2,260.00	2,034,000	
リョーサン	1,200	4,775.00	5,730,000	
新光商事	2,300	1,216.00	2,796,800	
トーホー	700	2,944.00	2,060,800	
三信電気	700	2,357.00	1,649,900	
東陽テクニカ	1,700	1,447.00	2,459,900	
モスフードサービス	2,500	3,420.00	8,550,000	
加賀電子	1,500	6,830.00	10,245,000	
ソーダニッカ	1,400	1,217.00	1,703,800	
立花エレテック	1,100	3,120.00	3,432,000	
フォーバル	700	1,429.00	1,000,300	
ＰＡＬＴＡＣ	2,300	4,572.00	10,515,600	
三谷産業	3,000	398.00	1,194,000	
太平洋興発	300	825.00	247,500	
西本Ｗｉｓｍｅｔｔａｃホールディングス	400	6,360.00	2,544,000	
ヤマシタヘルスケアホールディングス	100	2,223.00	222,300	
コーア商事ホールディングス	1,200	763.00	915,600	
ＫＰＰグループホールディングス	4,400	722.00	3,176,800	
ヤマタネ	800	2,596.00	2,076,800	

泉州電業	800	3,695.00	2,956,000	
トラスコ中山	3,500	2,497.00	8,739,500	
オートバックスセブン	5,900	1,628.50	9,608,150	
モリト	1,200	1,450.00	1,740,000	
加藤産業	2,100	4,880.00	10,248,000	
北恵	200	865.00	173,000	
イエローハット	2,700	1,860.00	5,022,000	
ＪＫホールディングス	1,300	1,058.00	1,375,400	
日伝	1,100	2,765.00	3,041,500	
北沢産業	500	309.00	154,500	
杉本商事	800	2,253.00	1,802,400	
因幡電機産業	4,400	3,490.00	15,356,000	
東テク	600	6,300.00	3,780,000	
ミスミグループ本社	25,400	2,488.00	63,195,200	
アルテック	400	254.00	101,600	
タキヒヨー	200	1,164.00	232,800	
蔵王産業	200	2,497.00	499,400	
スズケン	6,400	4,598.00	29,427,200	
ジェコス	1,000	1,186.00	1,186,000	
グローセル	1,800	748.00	1,346,400	
ローソン	3,600	8,634.00	31,082,400	
サンエー	1,300	4,535.00	5,895,500	
カワチ薬品	1,300	2,743.00	3,565,900	
エービーシー・マート	7,400	2,592.50	19,184,500	
ハードオフコーポレーション	600	1,804.00	1,082,400	
アスクル	4,100	2,029.00	8,318,900	
ゲオホールディングス	1,900	2,426.00	4,609,400	
アダストリア	2,000	3,440.00	6,880,000	
ジーフット	600	298.00	178,800	
シー・ヴイ・エス・ベイエリア	100	726.00	72,600	
くら寿司	2,000	3,900.00	7,800,000	
キャンドゥ	600	2,676.00	1,605,600	
ＩＫホールディングス	300	386.00	115,800	
パルグループホールディングス	3,300	2,354.00	7,768,200	
エディオン	6,700	1,643.00	11,008,100	
サーラコーポレーション	3,500	797.00	2,789,500	

ワッツ	400	593.00	237,200	
ハローズ	800	4,380.00	3,504,000	
フジオフードグループ本社	1,900	1,464.00	2,781,600	
あみやき亭	400	4,495.00	1,798,000	
大黒天物産	500	8,550.00	4,275,000	
ハニーズホールディングス	1,500	1,658.00	2,487,000	
ファーマライズホールディングス	200	641.00	128,200	
アルペン	1,400	2,036.00	2,850,400	
ハブ	300	755.00	226,500	
クオールホールディングス	2,300	1,788.00	4,112,400	
ジンズホールディングス	1,000	4,095.00	4,095,000	
ビックカメラ	9,000	1,377.00	12,393,000	
ＤＣＭホールディングス	8,900	1,381.00	12,290,900	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	23,900	1,399.50	33,448,050	
東京一番フーズ	200	527.00	105,400	
Ｊ．フロント　リテイリング	19,300	1,368.00	26,402,400	
ドトール・日レスホールディングス	3,000	2,171.00	6,513,000	
マツキヨココカラ＆カンパニー	30,600	2,717.00	83,140,200	
ブロンコビリー	1,000	3,415.00	3,415,000	
ＺＯＺＯ	10,700	3,300.00	35,310,000	
トレジャー・ファクトリー	900	1,314.00	1,182,600	
物語コーポレーション	2,800	5,280.00	14,784,000	
三越伊勢丹ホールディングス	28,400	1,751.50	49,742,600	
Ｈａｍｅｅ	700	1,095.00	766,500	
マーケットエンタープライズ	100	986.00	98,600	
ウエルシアホールディングス	8,700	2,518.00	21,906,600	
クリエイトＳＤホールディングス	2,400	3,220.00	7,728,000	
丸善ＣＨＩホールディングス	900	327.00	294,300	
ミサワ	200	640.00	128,000	
ティーライフ	100	1,413.00	141,300	
シュッピン	1,500	1,017.00	1,525,500	
オイシックス・ラ・大地	2,300	1,380.00	3,174,000	
ネクステージ	3,800	2,231.00	8,477,800	
ジョイフル本田	4,900	1,962.00	9,613,800	
鳥貴族ホールディングス	600	3,825.00	2,295,000	
ホットランド	1,300	1,989.00	2,585,700	

すかいらーくホールディングス	23,000	2,409.00	55,407,000	
ＳＦＰホールディングス	900	2,131.00	1,917,900	
綿半ホールディングス	1,300	1,484.00	1,929,200	
ヨシックスホールディングス	400	3,020.00	1,208,000	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	4,700	1,010.00	4,747,000	
ゴルフダイジェスト・オンライン	800	609.00	487,200	
ＢＥＥＮＯＳ	700	1,509.00	1,056,300	
あさひ	1,600	1,300.00	2,080,000	
日本調剤	1,200	1,470.00	1,764,000	
コスモス薬品	1,400	15,960.00	22,344,000	
トーエル	400	800.00	320,000	
セブン＆アイ・ホールディングス	58,000	5,873.00	340,634,000	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	11,400	1,111.00	12,665,400	
ツルハホールディングス	3,500	11,485.00	40,197,500	
サンマルクホールディングス	1,400	2,286.00	3,200,400	
フェリシモ	200	912.00	182,400	
トリドールホールディングス	4,700	4,512.00	21,206,400	
ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	2,000	312.00	624,000	
ウイルプラスホールディングス	200	1,021.00	204,200	
ＪＭホールディングス	1,300	2,305.00	2,996,500	
サツドラホールディングス	300	794.00	238,200	
アレンザホールディングス	1,300	1,108.00	1,440,400	
串カツ田中ホールディングス	500	1,976.00	988,000	
バロックジャパンリミテッド	1,300	820.00	1,066,000	
クスリのアオキホールディングス	5,100	3,162.00	16,126,200	
ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥ	9,000	2,947.50	26,527,500	
メディカルシステムネットワーク	1,800	620.00	1,116,000	
一家ホールディングス	200	698.00	139,600	
ジャパンクラフトホールディングス	600	169.00	101,400	
はるやまホールディングス	400	589.00	235,600	
ノジマ	4,900	1,692.00	8,290,800	
カッパ・クリエイト	2,700	1,771.00	4,781,700	
ライトオン	600	409.00	245,400	
良品計画	18,400	2,253.50	41,464,400	
パリミキホールディングス	1,000	521.00	521,000	

アドヴァングループ	1,600	1,079.00	1,726,400	
アルビス	600	2,678.00	1,606,800	
コナカ	800	421.00	336,800	
ハウス　オブ　ローゼ	100	1,614.00	161,400	
Ｇ－７ホールディングス	1,800	1,331.00	2,395,800	
イオン北海道	5,000	961.00	4,805,000	
コジマ	2,800	755.00	2,114,000	
ヒマラヤ	300	939.00	281,700	
コーナン商事	2,100	3,925.00	8,242,500	
エコス	600	2,464.00	1,478,400	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	34,000	3,183.00	108,222,000	
西松屋チェーン	3,300	2,144.00	7,075,200	
ゼンショーホールディングス	8,600	7,213.00	62,031,800	
ハークスレイ	300	902.00	270,600	
サイゼリヤ	2,500	5,080.00	12,700,000	
ＶＴホールディングス	6,400	529.00	3,385,600	
魚力	600	2,418.00	1,450,800	
フジ・コーポレーション	800	1,758.00	1,406,400	
ユナイテッドアローズ	2,000	1,934.00	3,868,000	
ハイデイ日高	2,500	3,010.00	7,525,000	
ＹＵ－ＷＡ　Ｃｒｅａｔｉｏｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	400	142.00	56,800	
コロワイド	7,200	2,354.00	16,948,800	
壱番屋	1,300	6,620.00	8,606,000	
ＰＬＡＮＴ	200	1,642.00	328,400	
スギホールディングス	3,400	7,053.00	23,980,200	
薬王堂ホールディングス	800	2,581.00	2,064,800	
スクロール	2,500	976.00	2,440,000	
ヨンドシーホールディングス	1,600	1,999.00	3,198,400	
木曽路	2,500	2,684.00	6,710,000	
ＳＲＳホールディングス	2,800	1,206.00	3,376,800	
千趣会	3,100	300.00	930,000	
リテールパートナーズ	2,500	1,736.00	4,340,000	
上新電機	1,700	2,474.00	4,205,800	
日本瓦斯	8,900	2,264.00	20,149,600	
ロイヤルホールディングス	3,000	2,588.00	7,764,000	

東天紅	100	848.00	84,800	
いなげや	1,600	1,265.00	2,024,000	
チヨダ	1,600	897.00	1,435,200	
ライフコーポレーション	1,800	3,760.00	6,768,000	
リンガーハット	2,200	2,443.00	5,374,600	
ＭｒＭａｘＨＤ	2,100	629.00	1,320,900	
ＡＯＫＩホールディングス	3,600	1,166.00	4,197,600	
オークワ	2,400	882.00	2,116,800	
コメリ	2,600	3,340.00	8,684,000	
青山商事	3,600	1,771.00	6,375,600	
しまむら	2,000	16,270.00	32,540,000	
はせがわ	400	370.00	148,000	
高島屋	11,600	2,067.50	23,983,000	
松屋	2,900	941.00	2,728,900	
エイチ・ツー・オー　リテイリング	7,500	1,599.00	11,992,500	
近鉄百貨店	700	2,554.00	1,787,800	
丸井グループ	11,200	2,447.00	27,406,400	
アクシアル　リテイリング	1,200	4,100.00	4,920,000	
イオン	57,100	3,505.00	200,135,500	
イズミ	3,000	3,493.00	10,479,000	
平和堂	2,800	2,203.00	6,168,400	
フジ	2,600	1,967.00	5,114,200	
ヤオコー	1,900	8,630.00	16,397,000	
ゼビオホールディングス	2,300	986.00	2,267,800	
ケーズホールディングス	11,300	1,334.50	15,079,850	
Ｏｌｙｍｐｉｃグループ	400	553.00	221,200	
日産東京販売ホールディングス	1,100	485.00	533,500	
シルバーライフ	300	854.00	256,200	
Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	700	6,800.00	4,760,000	
ナルミヤ・インターナショナル	100	1,210.00	121,000	
ブックオフグループホールディングス	1,000	1,270.00	1,270,000	
ギフトホールディングス	700	2,923.00	2,046,100	
アインホールディングス	2,300	4,807.00	11,056,100	
元気寿司	900	3,765.00	3,388,500	
ヤマダホールディングス	51,800	448.60	23,237,480	
アークランズ	5,000	1,701.00	8,505,000	

ニトリホールディングス	6,100	19,495.00	118,919,500	
愛眼	600	183.00	109,800	
ケーユーホールディングス	800	1,183.00	946,400	
吉野家ホールディングス	6,200	3,307.00	20,503,400	
松屋フーズホールディングス	800	5,960.00	4,768,000	
サガミホールディングス	2,500	1,547.00	3,867,500	
関西フードマーケット	1,200	1,516.00	1,819,200	
王将フードサービス	1,300	7,980.00	10,374,000	
ミニストップ	1,200	1,525.00	1,830,000	
アークス	3,100	2,968.00	9,200,800	
バローホールディングス	3,200	2,557.00	8,182,400	
ベルク	800	6,340.00	5,072,000	
大庄	800	1,349.00	1,079,200	
ファーストリテイリング	7,600	39,030.00	296,628,000	
サンドラッグ	5,700	4,504.00	25,672,800	
サックスバー　ホールディングス	1,400	853.00	1,194,200	
ヤマザワ	200	1,263.00	252,600	
やまや	200	3,215.00	643,000	
ベルーナ	4,100	622.00	2,550,200	
いよぎんホールディングス	18,600	1,002.00	18,637,200	
しずおかフィナンシャルグループ	34,800	1,411.50	49,120,200	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	13,200	1,048.50	13,840,200	
楽天銀行	5,500	2,359.00	12,974,500	
京都フィナンシャルグループ	19,900	2,515.00	50,048,500	
島根銀行	200	525.00	105,000	
じもとホールディングス	600	543.00	325,800	
めぶきフィナンシャルグループ	77,800	442.50	34,426,500	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	2,000	4,135.00	8,270,000	
九州フィナンシャルグループ	30,300	964.80	29,233,440	
ゆうちょ銀行	172,300	1,530.00	263,619,000	
富山第一銀行	5,000	830.00	4,150,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	84,100	706.30	59,399,830	
西日本フィナンシャルホールディングス	8,900	1,720.00	15,308,000	
三十三フィナンシャルグループ	1,400	1,927.00	2,697,800	
第四北越フィナンシャルグループ	2,500	4,080.00	10,200,000	
ひろぎんホールディングス	22,300	1,001.00	22,322,300	

おきなわフィナンシャルグループ	1,300	2,557.00	3,324,100	
十六フィナンシャルグループ	2,000	4,105.00	8,210,000	
北國フィナンシャルホールディングス	1,600	4,395.00	7,032,000	
プロクレアホールディングス	1,800	1,899.00	3,418,200	
あいちフィナンシャルグループ	2,400	2,617.00	6,280,800	
あおぞら銀行	11,300	2,557.00	28,894,100	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	954,600	1,389.00	1,325,939,400	
りそなホールディングス	182,800	805.00	147,154,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	56,400	2,945.00	166,098,000	
三井住友フィナンシャルグループ	111,500	7,639.00	851,748,500	
千葉銀行	43,700	1,106.00	48,332,200	
群馬銀行	30,400	743.00	22,587,200	
武蔵野銀行	2,200	2,790.00	6,138,000	
千葉興業銀行	3,000	862.00	2,586,000	
筑波銀行	6,900	255.00	1,759,500	
七十七銀行	4,600	3,545.00	16,307,000	
秋田銀行	1,100	2,049.00	2,253,900	
山形銀行	1,800	1,123.00	2,021,400	
岩手銀行	1,000	2,512.00	2,512,000	
東邦銀行	12,400	314.00	3,893,600	
東北銀行	400	1,212.00	484,800	
ふくおかフィナンシャルグループ	13,600	3,657.00	49,735,200	
スルガ銀行	13,800	843.00	11,633,400	
八十二銀行	33,600	803.10	26,984,160	
山梨中央銀行	1,800	1,763.00	3,173,400	
大垣共立銀行	3,000	1,967.00	5,901,000	
福井銀行	1,400	1,718.00	2,405,200	
清水銀行	600	1,598.00	958,800	
富山銀行	100	1,732.00	173,200	
滋賀銀行	2,600	3,760.00	9,776,000	
南都銀行	2,400	2,669.00	6,405,600	
百五銀行	14,700	574.00	8,437,800	
紀陽銀行	5,600	1,673.00	9,368,800	
ほくほくフィナンシャルグループ	9,700	1,581.00	15,335,700	
山陰合同銀行	9,800	1,024.00	10,035,200	
鳥取銀行	300	1,415.00	424,500	

百十四銀行	1,600	2,481.00	3,969,600	
四国銀行	2,300	1,018.00	2,341,400	
阿波銀行	2,200	2,481.00	5,458,200	
大分銀行	1,000	2,685.00	2,685,000	
宮崎銀行	1,000	2,785.00	2,785,000	
佐賀銀行	900	1,940.00	1,746,000	
琉球銀行	3,300	1,166.00	3,847,800	
セブン銀行	49,100	307.50	15,098,250	
みずほフィナンシャルグループ	211,600	2,670.50	565,077,800	
高知銀行	300	958.00	287,400	
山口フィナンシャルグループ	15,400	1,404.50	21,629,300	
名古屋銀行	1,000	5,580.00	5,580,000	
北洋銀行	23,800	378.00	8,996,400	
大光銀行	200	1,451.00	290,200	
愛媛銀行	2,100	1,058.00	2,221,800	
トマト銀行	300	1,209.00	362,700	
京葉銀行	6,600	719.00	4,745,400	
栃木銀行	7,800	307.00	2,394,600	
北日本銀行	500	2,277.00	1,138,500	
東和銀行	2,900	628.00	1,821,200	
福島銀行	800	237.00	189,600	
大東銀行	300	745.00	223,500	
トモニホールディングス	14,800	404.00	5,979,200	
フィデアホールディングス	1,600	1,600.00	2,560,000	
池田泉州ホールディングス	21,700	350.00	7,595,000	
ＦＰＧ	5,300	1,807.00	9,577,100	
ジャパンインベストメントアドバイザー	2,600	883.00	2,295,800	
マーキュリアホールディングス	400	709.00	283,600	
ＳＢＩホールディングス	23,000	3,639.00	83,697,000	
ジャフコ　グループ	4,700	1,745.50	8,203,850	
大和証券グループ本社	121,400	1,018.00	123,585,200	
野村ホールディングス	263,600	808.80	213,199,680	
岡三証券グループ	13,800	704.00	9,715,200	
丸三証券	5,200	928.00	4,825,600	
東洋証券	4,200	340.00	1,428,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	18,600	566.00	10,527,600	

光世証券	200	596.00	119,200	
水戸証券	4,600	456.00	2,097,600	
いちよし証券	2,900	749.00	2,172,100	
松井証券	7,700	832.00	6,406,400	
マネックスグループ	15,300	747.00	11,429,100	
極東証券	2,200	1,000.00	2,200,000	
岩井コスモホールディングス	1,800	2,117.00	3,810,600	
アイザワ証券グループ	2,300	1,255.00	2,886,500	
マネーパートナーズグループ	700	303.00	212,100	
スパークス・グループ	1,800	1,767.00	3,180,600	
かんぽ生命保険	16,000	2,709.00	43,344,000	
ＦＰパートナー	300	6,300.00	1,890,000	
ＳＯＭＰＯホールディングス	23,600	7,650.00	180,540,000	
アニコム　ホールディングス	5,300	579.00	3,068,700	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	35,100	6,068.00	212,986,800	
第一生命ホールディングス	76,600	3,144.00	240,830,400	
東京海上ホールディングス	154,900	3,884.00	601,631,600	
Ｔ＆Ｄホールディングス	42,100	2,375.00	99,987,500	
アドバンスクリエイト	900	1,030.00	927,000	
全国保証	4,100	5,478.00	22,459,800	
あんしん保証	300	246.00	73,800	
ジェイリース	500	2,314.00	1,157,000	
イントラスト	300	777.00	233,100	
日本モーゲージサービス	400	518.00	207,200	
Ｃａｓａ	300	832.00	249,600	
ＳＢＩアルヒ	1,500	848.00	1,272,000	
プレミアグループ	2,700	1,775.00	4,792,500	
ネットプロテクションズホールディングス	5,200	172.00	894,400	
クレディセゾン	9,900	2,739.50	27,121,050	
芙蓉総合リース	1,500	13,280.00	19,920,000	
みずほリース	2,600	5,340.00	13,884,000	
東京センチュリー	11,700	1,639.50	19,182,150	
日本証券金融	5,800	1,565.00	9,077,000	
アイフル	23,100	371.00	8,570,100	
リコーリース	1,500	5,080.00	7,620,000	

イオンフィナンシャルサービス	9,000	1,332.50	11,992,500	
アコム	28,000	376.10	10,530,800	
ジャックス	1,700	5,620.00	9,554,000	
オリエントコーポレーション	5,100	1,052.00	5,365,200	
オリックス	95,600	2,816.50	269,257,400	
三菱ＨＣキャピタル	69,800	1,047.00	73,080,600	
九州リースサービス	300	1,195.00	358,500	
日本取引所グループ	40,900	3,323.00	135,910,700	
イー・ギャランティ	2,600	1,948.00	5,064,800	
アサックス	300	741.00	222,300	
ＮＥＣキャピタルソリューション	800	3,660.00	2,928,000	
大東建託	5,800	17,085.00	99,093,000	
いちご	18,100	384.00	6,950,400	
日本駐車場開発	16,600	184.00	3,054,400	
スター・マイカ・ホールディングス	1,800	584.00	1,051,200	
ＳＲＥホールディングス	700	3,125.00	2,187,500	
ＡＤワークスグループ	1,800	232.00	417,600	
ヒューリック	36,600	1,627.50	59,566,500	
野村不動産ホールディングス	8,700	3,907.00	33,990,900	
三重交通グループホールディングス	3,400	626.00	2,128,400	
サムティ	2,500	2,507.00	6,267,500	
ディア・ライフ	2,700	1,002.00	2,705,400	
コーセーアールイー	200	952.00	190,400	
地主	1,200	2,306.00	2,767,200	
プレサンスコーポレーション	2,500	1,676.00	4,190,000	
ＴＨＥグローバル社	500	388.00	194,000	
ハウスコム	100	909.00	90,900	
ＪＰＭＣ	900	1,154.00	1,038,600	
サンセイランディック	200	1,066.00	213,200	
エストラスト	100	640.00	64,000	
フージャースホールディングス	2,400	1,164.00	2,793,600	
オープンハウスグループ	5,700	4,641.00	26,453,700	
東急不動産ホールディングス	47,100	976.30	45,983,730	
飯田グループホールディングス	15,000	2,199.00	32,985,000	
イーグランド	100	1,563.00	156,300	
ムゲンエステート	500	1,158.00	579,000	

ビーロット	500	1,073.00	536,500	
ファーストブラザーズ	200	1,261.00	252,200	
Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	1,000	1,128.00	1,128,000	
シーアールイー	900	1,402.00	1,261,800	
ケイアイスター不動産	800	3,405.00	2,724,000	
アグレ都市デザイン	100	1,623.00	162,300	
グッドコムアセット	1,500	765.00	1,147,500	
ジェイ・エス・ビー	800	2,620.00	2,096,000	
ロードスターキャピタル	1,000	1,926.00	1,926,000	
テンポイノベーション	200	1,009.00	201,800	
グローバル・リンク・マネジメント	200	2,527.00	505,400	
フェイスネットワーク	200	1,647.00	329,400	
霞ヶ関キャピタル	400	11,560.00	4,624,000	
パーク２４	10,200	1,922.00	19,604,400	
パラカ	600	1,921.00	1,152,600	
ミガロホールディングス	100	1,442.00	144,200	
三井不動産	72,500	3,667.00	265,857,500	
三菱地所	102,500	2,016.00	206,640,000	
平和不動産	2,500	3,785.00	9,462,500	
東京建物	13,700	2,267.50	31,064,750	
京阪神ビルディング	2,900	1,448.00	4,199,200	
住友不動産	22,700	4,653.00	105,623,100	
テーオーシー	2,800	700.00	1,960,000	
スターツコーポレーション	2,200	3,020.00	6,644,000	
フジ住宅	2,000	715.00	1,430,000	
空港施設	2,200	620.00	1,364,000	
明和地所	900	1,348.00	1,213,200	
ゴールドクレスト	1,300	2,325.00	3,022,500	
エスリード	700	3,455.00	2,418,500	
日神グループホールディングス	2,500	523.00	1,307,500	
日本エスコン	2,900	1,018.00	2,952,200	
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	7,200	495.00	3,564,000	
ＡＶＡＮＴＩＡ	400	911.00	364,400	
イオンモール	8,100	1,833.00	14,847,300	
毎日コムネット	300	774.00	232,200	
ファースト住建	300	1,115.00	334,500	

カチタス	4,200	1,816.00	7,627,200	
トーセイ	2,600	2,119.00	5,509,400	
穴吹興産	200	2,141.00	428,200	
サンフロンティア不動産	2,300	1,743.00	4,008,900	
ＦＪネクストホールディングス	1,700	1,247.00	2,119,900	
インテリックス	200	563.00	112,600	
ランドビジネス	300	274.00	82,200	
サンネクスタグループ	200	956.00	191,200	
グランディハウス	1,200	668.00	801,600	
日本空港ビルデング	5,500	5,890.00	32,395,000	
明豊ファシリティワークス	400	883.00	353,200	
ＬＩＦＵＬＬ	5,600	191.00	1,069,600	
ＭＩＸＩ	3,500	2,516.00	8,806,000	
ジェイエイシーリクルートメント	5,900	683.00	4,029,700	
日本M＆Ａセンターホールディングス	26,100	894.20	23,338,620	
メンバーズ	600	997.00	598,200	
中広	100	412.00	41,200	
ＵＴグループ	2,100	2,385.00	5,008,500	
アイティメディア	600	1,359.00	815,400	
ケアネット	2,500	737.00	1,842,500	
Ｅ・Ｊホールディングス	1,000	1,708.00	1,708,000	
オープンアップグループ	4,900	2,327.00	11,402,300	
コシダカホールディングス	4,900	946.00	4,635,400	
アルトナー	300	2,161.00	648,300	
パソナグループ	2,000	2,732.00	5,464,000	
ＣＤＳ	200	1,703.00	340,600	
リンクアンドモチベーション	4,700	554.00	2,603,800	
エス・エム・エス	5,700	2,653.00	15,122,100	
サニーサイドアップグループ	300	583.00	174,900	
パーソルホールディングス	166,600	239.90	39,967,340	
リニカル	500	506.00	253,000	
クックパッド	4,500	119.00	535,500	
エスクリ	300	285.00	85,500	
アイ・ケイ・ケイホールディングス	400	733.00	293,200	
学情	900	1,770.00	1,593,000	
スタジオアリス	800	2,092.00	1,673,600	

エプコ	200	916.00	183,200	
ＮＪＳ	400	2,751.00	1,100,400	
綜合警備保障	27,300	797.20	21,763,560	
カカクコム	10,800	1,659.50	17,922,600	
アイロムグループ	700	2,021.00	1,414,700	
セントケア・ホールディング	1,200	976.00	1,171,200	
サイネックス	100	852.00	85,200	
ルネサンス	1,300	922.00	1,198,600	
ディップ	2,500	2,585.00	6,462,500	
デジタルホールディングス	900	1,229.00	1,106,100	
新日本科学	1,500	1,703.00	2,554,500	
キャリアデザインセンター	200	1,825.00	365,000	
ベネフィット・ワン	5,700	2,095.00	11,941,500	
エムスリー	32,300	2,057.00	66,441,100	
ツカダ・グローバルホールディング	500	404.00	202,000	
ブラス	100	715.00	71,500	
アウトソーシング	10,500	1,739.00	18,259,500	
ウェルネット	700	568.00	397,600	
ワールドホールディングス	700	3,000.00	2,100,000	
ディー・エヌ・エー	5,800	1,495.50	8,673,900	
博報堂ＤＹホールディングス	20,900	1,162.00	24,285,800	
ぐるなび	3,100	269.00	833,900	
タカミヤ	2,200	484.00	1,064,800	
ファンコミュニケーションズ	2,300	399.00	917,700	
ライク	600	1,498.00	898,800	
Ａｏｂａ－ＢＢＴ	300	407.00	122,100	
エスプール	4,700	307.00	1,442,900	
ＷＤＢホールディングス	800	2,332.00	1,865,600	
ティア	400	479.00	191,600	
ＣＤＧ	100	1,215.00	121,500	
アドウェイズ	2,300	509.00	1,170,700	
バリューコマース	1,400	1,280.00	1,792,000	
インフォマート	17,000	391.00	6,647,000	
ＪＰホールディングス	4,200	474.00	1,990,800	
エコナックホールディングス	600	131.00	78,600	
ＣＬホールディングス	400	938.00	375,200	

プレステージ・インターナショナル	7,700	598.00	4,604,600	
アミューズ	1,000	1,596.00	1,596,000	
ドリームインキュベータ	600	3,310.00	1,986,000	
クイック	1,100	2,498.00	2,747,800	
ＴＡＣ	400	196.00	78,400	
電通グループ	16,100	3,890.00	62,629,000	
テイクアンドギヴ・ニーズ	600	1,180.00	708,000	
ぴあ	600	3,385.00	2,031,000	
イオンファンタジー	600	2,508.00	1,504,800	
シーティーエス	2,100	725.00	1,522,500	
ＮＥＸＹＺ．Ｇｒｏｕｐ	200	698.00	139,600	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	4,800	2,775.50	13,322,400	
アルプス技研	1,600	2,908.00	4,652,800	
日本空調サービス	1,800	925.00	1,665,000	
オリエンタルランド	86,600	5,500.00	476,300,000	
ダスキン	3,700	3,432.00	12,698,400	
明光ネットワークジャパン	2,000	718.00	1,436,000	
ファルコホールディングス	700	2,125.00	1,487,500	
秀英予備校	200	301.00	60,200	
ラウンドワン	15,400	652.00	10,040,800	
リゾートトラスト	7,100	2,575.00	18,282,500	
ビー・エム・エル	2,000	2,890.00	5,780,000	
リソー教育	8,400	241.00	2,024,400	
早稲田アカデミー	900	1,698.00	1,528,200	
ユー・エス・エス	18,300	2,797.50	51,194,250	
東京個別指導学院	2,000	448.00	896,000	
サイバーエージェント	36,100	994.50	35,901,450	
楽天グループ	140,200	624.20	87,512,840	
クリーク・アンド・リバー社	800	2,006.00	1,604,800	
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	3,200	718.00	2,297,600	
テー・オー・ダブリュー	3,200	339.00	1,084,800	
山田コンサルティンググループ	700	1,845.00	1,291,500	
セントラルスポーツ	600	2,502.00	1,501,200	
フルキャストホールディングス	1,600	1,788.00	2,860,800	
エン・ジャパン	2,700	2,738.00	7,392,600	
リソルホールディングス	100	6,050.00	605,000	

テクノプロ・ホールディングス	9,600	3,468.00	33,292,800	
アトラグループ	200	181.00	36,200	
アイ・アールジャパンホールディングス	900	1,562.00	1,405,800	
ＫｅｅＰｅｒ技研	1,000	6,590.00	6,590,000	
ファーストロジック	200	517.00	103,400	
三機サービス	100	1,367.00	136,700	
Ｇｕｎｏｓｙ	1,300	695.00	903,500	
デザインワン・ジャパン	200	132.00	26,400	
イー・ガーディアン	600	1,531.00	918,600	
リブセンス	400	238.00	95,200	
ジャパンマテリアル	5,000	2,562.00	12,810,000	
ベクトル	2,000	1,171.00	2,342,000	
ウチヤマホールディングス	300	392.00	117,600	
チャーム・ケア・コーポレーション	1,400	1,201.00	1,681,400	
キャリアリンク	600	2,611.00	1,566,600	
ＩＢＪ	1,300	692.00	899,600	
アサンテ	800	1,693.00	1,354,400	
バリューＨＲ	1,400	1,411.00	1,975,400	
Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ	1,300	2,352.00	3,057,600	
ライドオンエクスプレスホールディングス	700	1,038.00	726,600	
ＥＲＩホールディングス	200	1,839.00	367,800	
アビスト	100	3,135.00	313,500	
シグマクシス・ホールディングス	2,200	1,391.00	3,060,200	
ウィルグループ	1,400	1,203.00	1,684,200	
エスクロー・エージェント・ジャパン	900	139.00	125,100	
メドピア	1,500	679.00	1,018,500	
レアジョブ	200	907.00	181,400	
リクルートホールディングス	121,100	5,927.00	717,759,700	
エラン	2,200	1,073.00	2,360,600	
土木管理総合試験所	400	328.00	131,200	
日本郵政	192,300	1,405.00	270,181,500	
ベルシステム２４ホールディングス	1,800	1,782.00	3,207,600	
鎌倉新書	1,400	622.00	870,800	
ＳＭＮ	200	296.00	59,200	
一蔵	100	627.00	62,700	
グローバルキッズＣＯＭＰＡＮＹ	200	657.00	131,400	

エアトリ	1,200	1,798.00	2,157,600	
アトラエ	1,000	694.00	694,000	
ストライク	700	4,640.00	3,248,000	
ソラスト	4,500	564.00	2,538,000	
セラク	500	1,153.00	576,500	
インソース	3,600	816.00	2,937,600	
ベイカレント・コンサルティング	12,000	3,391.00	40,692,000	
Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	400	990.00	396,000	
アイモバイル	2,200	441.00	970,200	
キャリアインデックス	300	197.00	59,100	
ＭＳ－Ｊａｐａｎ	600	1,227.00	736,200	
船場	200	1,000.00	200,000	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	5,300	2,209.00	11,707,700	
フルテック	100	1,116.00	111,600	
グリーンズ	300	2,125.00	637,500	
ツナググループ・ホールディングス	200	866.00	173,200	
ＧａｍｅＷｉｔｈ	300	320.00	96,000	
ＭＳ＆Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ	100	603.00	60,300	
ウェルビー	800	836.00	668,800	
エル・ティー・エス	200	2,890.00	578,000	
ミダックホールディングス	1,000	1,823.00	1,823,000	
キュービーネットホールディングス	1,000	1,502.00	1,502,000	
ＲＰＡホールディングス	2,200	263.00	578,600	
スプリックス	200	817.00	163,400	
マネジメントソリューションズ	700	2,942.00	2,059,400	
プロレド・パートナーズ	400	367.00	146,800	
ａｎｄ　ｆａｃｔｏｒｙ	200	314.00	62,800	
テノ．ホールディングス	100	507.00	50,700	
フロンティア・マネジメント	400	1,551.00	620,400	
ピアラ	200	338.00	67,600	
コプロ・ホールディングス	300	1,649.00	494,700	
ギークス	100	493.00	49,300	
アンビスホールディングス	1,800	2,680.00	4,824,000	
カーブスホールディングス	4,500	678.00	3,051,000	
フォーラムエンジニアリング	2,200	816.00	1,795,200	

Ｆａｓｔ　Ｆｉｔｎｅｓｓ　Ｊａｐａｎ	600	1,097.00	658,200	
ダイレクトマーケティングミックス	1,700	428.00	727,600	
ポピンズ	300	1,226.00	367,800	
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	1,300	2,094.00	2,722,200	
コンフィデンス・インターワークス	100	1,586.00	158,600	
アドバンテッジリスクマネジメント	400	463.00	185,200	
リログループ	8,200	1,476.00	12,103,200	
東祥	1,200	810.00	972,000	
ＩＤ＆Ｅホールディングス	1,000	3,565.00	3,565,000	
ビーウィズ	400	1,875.00	750,000	
ＴＲＥホールディングス	3,100	1,261.00	3,909,100	
人・夢・技術グループ	600	1,905.00	1,143,000	
ＮＩＳＳＯホールディングス	1,400	853.00	1,194,200	
大栄環境	3,000	2,485.00	7,455,000	
日本管財ホールディングス	1,700	2,628.00	4,467,600	
Ｍ＆Ａ総研ホールディングス	800	5,720.00	4,576,000	
エイチ・アイ・エス	4,700	1,787.00	8,398,900	
ラックランド	800	2,641.00	2,112,800	
共立メンテナンス	2,600	6,061.00	15,758,600	
イチネンホールディングス	1,700	1,575.00	2,677,500	
建設技術研究所	900	5,820.00	5,238,000	
スペース	1,100	947.00	1,041,700	
燦ホールディングス	1,500	1,131.00	1,696,500	
スバル興業	500	3,050.00	1,525,000	
東京テアトル	300	1,133.00	339,900	
タナベコンサルティンググループ	600	1,089.00	653,400	
ナガワ	500	7,120.00	3,560,000	
東京都競馬	1,400	4,550.00	6,370,000	
常磐興産	300	1,240.00	372,000	
カナモト	2,500	2,824.00	7,060,000	
ニシオホールディングス	1,500	4,030.00	6,045,000	
アゴーラ　ホスピタリティー　グループ	4,700	23.00	108,100	
トランス・コスモス	2,000	3,085.00	6,170,000	
乃村工藝社	7,100	861.00	6,113,100	
藤田観光	700	6,630.00	4,641,000	
ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	1,000	1,308.00	1,308,000	

トーカイ	1,500	2,143.00	3,214,500	
セコム	16,700	10,775.00	179,942,500	
セントラル警備保障	900	2,529.00	2,276,100	
丹青社	3,200	825.00	2,640,000	
メイテックグループホールディングス	5,900	3,100.00	18,290,000	
応用地質	1,500	2,178.00	3,267,000	
船井総研ホールディングス	3,400	2,623.00	8,918,200	
進学会ホールディングス	200	255.00	51,000	
オオバ	500	1,021.00	510,500	
いであ	200	1,875.00	375,000	
学究社	700	2,068.00	1,447,600	
ベネッセホールディングス	5,500	2,607.50	14,341,250	
イオンディライト	1,800	3,840.00	6,912,000	
ナック	1,400	537.00	751,800	
ダイセキ	3,300	4,220.00	13,926,000	
ステップ	600	2,017.00	1,210,200	
合　　計	24,465,400		57,215,702,820	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年 2月29日現在です。

【財形株投（一般財形３０）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	116,939,355円
Ⅱ　負債総額	51,054円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	116,888,301円
Ⅳ　発行済口数	102,744,413口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1377円

【財形株投（一般財形５０）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	208,436,400円
Ⅱ　負債総額	90,946円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	208,345,454円
Ⅳ　発行済口数	150,311,710口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3861円

【財形株投（年金・住宅財形３０）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	260,282,089円
Ⅱ　負債総額	114,545円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	260,167,544円
Ⅳ　発行済口数	227,740,265口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1424円

（参考）

財形公社債マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	356,136,090円
Ⅱ　負債総額	12円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	356,136,078円
Ⅳ　発行済口数	281,856,349口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.264円

インデックス　マザーファンド　ＴＯＰＩＸ

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	60,616,513,233円
Ⅱ　負債総額	108,517,505円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	60,507,995,728円
Ⅳ　発行済口数	16,259,372,529口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.7214円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
該当事項はありません。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

①　譲渡制限はありません。

②　受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2024 年 2 月末現在	資本金	17,363,045,900 円
	発行可能株式総数	230,000,000 株
	発行済株式総数	197,012,500 株

●過去５年間における主な資本金の増減　：　該当事項はありません。

（２）会社の意思決定機関（2024 年 2 月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年３月 31 日（事業年度の終了）から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は 10 名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び 5 名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、５名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

（３）運用の意思決定プロセス（2024 年 2 月末現在）

１．投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。

２．各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。

３．各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

４．トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。

５．運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
・委託会社の運用する、2024年2月末現在の投資信託などは次の通りです。

種　類			ファンド本数	純資産額 （単位：億円）
投資信託総合計			822	302,098
	株式投資信託		774	261,594
		単位型	299	9,195
		追加型	475	252,398
	公社債投資信託		48	40,504
		単位型	35	1,006
		追加型	13	39,497

３【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年８月６日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

　また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

２．　当社は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 64 期事業年度（2022 年４月１日から 2023 年３月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

　また、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 65 期中間会計期間（2023 年４月１日から 2023 年９月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2023 年 6 月 13 日

日興アセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　御　中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　秋　宗　勝　彦

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三　上　和　彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の 2022 年４月１日から 2023 年３月 31 日までの第 64 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の 2023 年３月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独　立　監　査　人　の　中　間　監　査　報　告　書

2023 年 12 月 5 日

日興アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　秋　宗　勝　彦

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　三　上　和　彦

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の 2023 年４月１日から 2024 年３月 31 日までの第 65 期事業年度の中間会計期間（2023 年４月１日から 2023 年９月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の 2023 年９月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023 年４月１日から 2023 年９月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第63期 （2022年３月31日）		第64期 （2023年３月31日）
資産の部				
流動資産				
現金・預金		42,427		42,036
有価証券		170		1,025
前払費用		932		908
未収入金		96	※4	410
未収委託者報酬		25,193		21,336
未収収益	※3	1,048	※3	589
関係会社短期貸付金		5,005		3,318
立替金		1,056		1,015
その他	※2	998	※2	1,233
流動資産合計		76,928		71,875
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	244	※1	245
器具備品	※1	153	※1	122
有形固定資産合計		397		367
無形固定資産				
ソフトウエア		335		390
無形固定資産合計		335		390
投資その他の資産				
投資有価証券		23,969		23,274
関係会社株式		22,366		22,366
長期差入保証金		652		375
繰延税金資産		3,678		448
投資その他の資産合計		50,667		46,465
固定資産合計		51,399		47,224
資産合計		128,328		119,099

（単位：百万円）

		第63期 （2022年３月31日）		第64期 （2023年３月31日）
負債の部				
流動負債				
預り金		651		433
未払金		9,693		7,557
未払収益分配金		7		7
未払償還金		71		71
未払手数料		8,783		6,586
その他未払金		831		892
未払費用	※3	5,572	※3	4,227
未払法人税等		2,354		－
未払消費税等	※4	3,669		－
賞与引当金		3,958		2,563
役員賞与引当金		5		218
訴訟損失引当金		7,847		－
その他		1,330		647
流動負債合計		35,083		15,648
固定負債				
退職給付引当金		1,395		1,424
賞与引当金		423		437
役員賞与引当金		－		16
その他		390		181
固定負債合計		2,209		2,059
負債合計		37,292		17,708
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		68,901		79,307
利益剰余金合計		68,901		79,307
自己株式		△2,067		△2,067
株主資本合計		89,417		99,823
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		2,350		2,056
繰延ヘッジ損益		△731		△488
評価・換算差額等合計		1,618		1,567
純資産合計		91,035		101,391
負債純資産合計		128,328		119,099

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第63期 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	第64期 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	94,938	73,998
その他営業収益	4,743	3,479
営業収益合計	99,682	77,477
営業費用		
支払手数料	42,026	30,699
広告宣伝費	987	755
公告費	1	3
調査費	23,000	17,479
調査費	1,042	1,170
委託調査費	21,932	16,282
図書費	25	26
委託計算費	598	581
営業雑経費	1,014	948
通信費	143	139
印刷費	308	309
協会費	52	56
諸会費	13	16
その他	494	427
営業費用計	67,628	50,469
一般管理費		
給料	11,759	9,818
役員報酬	156	314
役員賞与引当金繰入額	5	234
給料・手当	7,229	6,544
賞与	143	147
賞与引当金繰入額	4,225	2,577
交際費	22	56
寄付金	29	24
旅費交通費	66	205
租税公課	429	433
不動産賃借料	937	938
退職給付費用	394	383
退職金	169	155
固定資産減価償却費	172	183
福利費	1,171	1,097
諸経費	3,888	4,291
一般管理費計	19,042	17,588
営業利益	13,010	9,420

（単位：百万円）

		第63期 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）		第64期 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
営業外収益				
受取利息		71		107
受取配当金	※１	5,257	※１	9,255
時効成立分配金・償還金		1		1
為替差益		1,548		－
その他		58		236
営業外収益合計		6,936		9,601
営業外費用				
支払利息		177		407
デリバティブ費用		49		389
有価証券償還損		－		6
時効成立後支払分配金・償還金		9		1
為替差損		－		342
その他		39		15
営業外費用合計		275		1,163
経常利益		19,672		17,858
特別利益				
投資有価証券売却益		253		427
子会社有償減資払戻益		1,445		－
訴訟損失引当金戻入額		－	※３	4,481
特別利益合計		1,699		4,909
特別損失				
投資有価証券売却損		132		347
固定資産処分損		0		0
訴訟損失引当金繰入額		7,847		－
特別損失合計		7,980		347
税引前当期純利益		13,391		22,420
法人税、住民税及び事業税		3,435		1,340
法人税等還付税額	※２	△329		－
法人税等調整額		△1,851		3,252
法人税等合計		1,255		4,593
当期純利益		12,136		17,826

（３）【株主資本等変動計算書】

第 63 期（自　2021 年４月１日　至　2022 年３月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	61,956	61,956	△2,067	82,472
当期変動額							
剰余金の配当				△5,191	△5,191		△5,191
当期純利益				12,136	12,136		12,136
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	6,944	6,944	－	6,944
当期末残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,461	115	1,577	84,049
当期変動額				
剰余金の配当				△5,191
当期純利益				12,136
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	889	△847	41	41
当期変動額合計	889	△847	41	6,985
当期末残高	2,350	△731	1,618	91,035

第 64 期（自　2022 年４月１日　至　2023 年３月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417
当期変動額							
剰余金の配当				△7,420	△7,420		△7,420
当期純利益				17,826	17,826		17,826
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	10,406	10,406	－	10,406
当期末残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,350	△731	1,618	91,035
当期変動額				
剰余金の配当				△7,420
当期純利益				17,826
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△294	242	△51	△51
当期変動額合計	△294	242	△51	10,355
当期末残高	2,056	△488	1,567	101,391

［注記事項］
（重要な会計方針）

項目	第64期 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
１　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①　子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②　その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法
２　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年４月１日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　３年～15年 器具備品　３年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
３　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
４　収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」）に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。

	(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。
5　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更）

第 64 期 （自　2022 年４月１日 至　2023 年３月 31 日）
（時価の算定に関する会計基準の適用） 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第 31 号　2021 年６月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。本会計基準適用指針の適用が当財務諸表に与える影響は軽微であります。

（表示方法の変更）

第 64 期 （自　2022 年４月１日 至　2023 年３月 31 日）
その他有価証券の為替リスクヘッジに係るヘッジ損益について、ヘッジ対象の損益認識時に繰延ヘッジ損益を純損益に計上するに当たり、前事業年度において、「為替差損益」に含めていましたが、金額的重要性が高まったことから、ヘッジの効果をより明瞭に表示するため当事業年度よりヘッジ対象の損益区分と同一区分である投資有価証券売却益あるいは投資有価証券売却損として表示することとしております。

（重要な会計上の見積り）

第 63 期（自　2021 年４月１日　至　2022 年３月 31 日）

１　当事業年度の財務諸表に計上した金額

訴訟損失引当金を 7,847 百万円計上しております。

２　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

訴訟について将来発生しうる損失の見込額を算出し、訴訟損失引当金として計上しています。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

原告が主張する損害額に基づき、将来発生することが予想される損失の見積を行っています。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当社では、現在までに想定しうる最善の仮定に基づき訴訟損失引当金を計上しておりますが、今後の経過により、翌事業年度において訴訟損失引当金の追加計上または取り崩しを行う可能性があります。

第 64 期（自　2022 年４月１日　至　2023 年３月 31 日）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

第63期 （2022年３月31日）	第64期 （2023年３月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,390百万円 器具備品　823百万円 ※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 未収収益　233百万円 （流動負債） 未払費用　2,314百万円 ※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※５　保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興AMエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大５百万豪ドルを提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,437百万円 器具備品　879百万円 ※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 未収収益　263百万円 （流動負債） 未払費用　1,778百万円 ※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未収入金」に含めて表示しております。 ※５　保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興AMエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 448 百万円（５百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

（損益計算書関係）

第63期 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	第64期 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　5,194百万円 ※２　法人税等還付税額 過年度の取引に関する法人税等の還付金相当額を計上しています。	※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　9,241百万円 ※３　訴訟損失引当金戻入額 原告との和解が成立したことにより、前事業年度に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した額を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）
第63期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）
１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	－	－	2,860,000

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2011年度ストックオプション(1)	普通株式	432,300	－	432,300	－	－
2016年度ストックオプション(1)	普通株式	1,016,000	－	928,000	88,000	－
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	1,772,000	－	956,000	816,000	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	2,607,000	－	1,071,000	1,536,000	－
合計		5,827,300	－	3,387,300	2,440,000	－

(注) １　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
２　2016年度ストックオプション(1)88,000株、2016年度ストックオプション(2)816,000株及び2017年度ストックオプション(1)847,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2017年度ストックオプション(1)689,000株は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年５月25日取締役会	普通株式	5,191	26.74	2021年３月31日	2021年６月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年５月27日取締役会	普通株式	利益剰余金	7,420	38.22	2022年３月31日	2022年６月27日

第64期（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	－	－	2,860,000

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2016年度ストックオプション(1)	普通株式	88,000	－	88,000	－	－
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	816,000	－	599,000	217,000	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	1,536,000	－	784,000	752,000	－
合計		2,440,000	－	1,391,800	969,000	－

(注) １　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

２　2016年度ストックオプション(2)217,000株及び2017年度ストックオプション(1)752,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年５月27日取締役会	普通株式	7,420	38.22	2022年３月31日	2022年６月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年５月26日取締役会	普通株式	利益剰余金	5,092	26.23	2023年３月31日	2023年６月27日

(リース取引関係)

第63期 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)	第64期 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　911百万円 １年超　4,324百万円 合計　5,236百万円	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　899百万円 １年超　3,425百万円 合計　4,324百万円

（金融商品関係）
第63期(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)
１ 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。
また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「５　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。
営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。
上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。
② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理
当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。
③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2　金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2019 年７月４日。以下、「時価算定適用指針」という。）第 26 項に従い経過措置を適用した投資信託及び市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額（*4）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
デリバティブ取引(*1)				
株式関連（*2）	△262	－	－	△262
通貨関連（*3）	－	△1,066	－	△1,066
デリバティブ取引計	△262	△1,066	－	△1,329

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

（※２）株式関連のデリバティブ取引のうち△262 百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

（※３）通貨関連のデリバティブ取引の△1,066 百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

（※４）時価算定適用指針に従い、経過措置を適用した投資信託は上記に含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は有価証券に 170 百万円、投資有価証券に 23,952 百万円となります。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注２）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

３　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	42,427			
未収委託者報酬	25,193			
未収収益	1,048			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	170	345	8,874	19
合計	68,839	345	8,874	19

第 64 期(自　2022 年４月１日　至　2023 年３月 31 日)

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「５　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2　金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券 その他有価証券 投資信託	6,238	18,045	－	24,283
資産計	6,238	18,045	－	24,283
デリバティブ取引(*1) 株式関連（*2）	△246	－	－	△246
通貨関連（*3）	－	△352	－	△352
デリバティブ取引計	△246	△352	－	△599

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

（※２）株式関連のデリバティブ取引のうち△246 百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

（※３）通貨関連のデリバティブ取引の△352 百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資　産

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル１の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注２）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

３　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	42,036			
未収委託者報酬	21,336			
未収収益	589			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1,025	204	4,520	10
合計	64,987	204	4,520	10

（有価証券関係）
第63期(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)
１　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	20,934	17,366	3,568
	小計	20,934	17,366	3,568
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	3,188	3,369	△180
	小計	3,188	3,369	△180
合計		24,123	20,735	3,387

(注) １　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。
２　非上場株式等（貸借対照表計上額　16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,079	253	△132
合計	3,079	253	△132

第 64 期(自　2022 年４月１日　至　2023 年３月 31 日)

１　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	17,219	13,860	3,359
	小計	17,219	13,860	3,359
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	7,063	7,459	△395
	小計	7,063	7,459	△395
合計		24,283	21,319	2,963

(注) 1　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額　16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	11,194	1,349	△221
合計	11,194	1,349	△221

（デリバティブ取引関係）
第63期(2022年３月31日)
１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
(1) 株式関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,306	－	△ 262	△ 262
	買建	－	－	－	－
合計		2,306	－	△ 262	△ 262

(注) １　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
　　２　時価の算定方法
　　金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	4,708	－	△ 293	△ 293
合計		4,708	－	△ 293	△ 293

(注) １　時価の算定方法
　　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
　通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	投資有価証券	5,445	－	△367
	豪ドル		222	－	△20
	香港ドル		1,097	－	△59
	人民元		5,185	－	△324
	ユーロ		35	－	△0
合計			11,986	－	△772

(注) １　時価の算定方法
　　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 64 期(2023 年３月 31 日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）株式関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,970	－	△ 246	△ 246
合計		10,970	－	△ 246	△ 246

（注）１　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

２　時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

（2）通貨関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 シンガポールドル	3,275	－	△ 24	△ 24
合計		3,275	－	△ 24	△ 24

（注）１　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	6,132	－	△280
	豪ドル		105	－	0
	香港ドル		699	－	△34
	人民元		5,822	－	△1
	ユーロ		234	－	△10
合計			12,994	－	△328

（注）１　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（持分法損益等）

第63期 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	第64期 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円） (1)関連会社に対する投資の金額　5,312 (2)持分法を適用した場合の投資の金額　15,942 (3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,964	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円） (1)関連会社に対する投資の金額　5,326 (2)持分法を適用した場合の投資の金額　16,722 (3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　2,185

（退職給付関係）

第63期(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（百万円）
退職給付債務の期首残高	1,429
勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	△12
退職給付の支払額	△211
退職給付債務の期末残高	1,352

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,352
未積立退職給付債務	1,352
未認識数理計算上の差異	43
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	150

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.3%

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、244百万円でありました。

第64期(自　2022年４月１日　至　2023年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,352
勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	△16
退職給付の支払額	△107
退職給付債務の期末残高	1,366

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,366
未積立退職給付債務	1,366
未認識数理計算上の差異	58
貸借対照表に計上された負債の額	1,424

退職給付引当金	1,424
貸借対照表に計上された負債の額	1,424

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の費用処理額	△1
確定給付制度に係る退職給付費用	136

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.6%

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、247百万円でありました。

（ストックオプション等関係）
第63期(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)
１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況
(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　186名	当社及び関係会社の取締役・従業員　16名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　6,101,700株	普通株式　4,437,000株
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定条件	2013年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018年７月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月７日から 2021年10月６日まで	2018年７月15日から 2026年７月31日まで

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　31名	当社及び関係会社の取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株	普通株式　4,422,000株
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定条件	2019年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年４月27日から 2027年４月30日まで	2020年４月27日から 2028年４月30日まで

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利確定前(株)		
期首	432,300	1,016,000
付与	0	0
失効	432,300	928,000
権利確定	0	0
権利未確定残	―	88,000
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
期首	1,772,000	2,607,000
付与	0	0
失効	956,000	1,071,000
権利確定	0	0
権利未確定残	816,000	1,536,000
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

（注） 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利行使価格(円)	737(注)3	558
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,222百万円

3 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第64期(自　2022年４月１日　至　2023年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　16名	当社及び関係会社の取締役・従業員　31名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,437,000株	普通株式　4,409,000株
付与日	2016年７月15日	2017年４月27日
権利確定条件	2018年７月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2019年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2018年７月15日から 2026年７月31日まで	2019年４月27日から 2027年４月30日まで

	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,422,000株
付与日	2018年４月27日
権利確定条件	2020年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2020年４月27日から 2028年４月30日まで

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日
権利確定前(株)		
期首	88,000	816,000
付与	0	0
失効	88,000	539,000
権利確定	0	0
権利未確定残	－	217,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2018年4月27日
権利確定前(株)	
期首	1,536,000
付与	0
失効	784,000
権利確定	0
権利未確定残	752,000
権利確定後(株)	
期首	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
権利未行使残	－

（注） 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日
権利行使価格(円)	558	553
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	694
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。
2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 344百万円

（税効果会計関係）

第63期 （2022年３月31日）	第64期 （2023年３月31日）
１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：百万円） 繰延税金資産 賞与引当金　1,341 投資有価証券評価損　97 関係会社株式評価損　52 退職給付引当金　427 固定資産減価償却費　87 繰延ヘッジ損益　322 訴訟損失引当金　2,403 その他　1,039 繰延税金資産小計　5,772 評価性引当金(注)　△52 繰延税金資産合計　5,719 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金　1,092 その他　948 繰延税金負債合計　2,041 繰延税金資産の純額　3,678 (注)関係会社株式評価損に係る繰延税金資産から控除した評価性引当金が、在外子会社の減資により1,377百万円減少しております。	１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：百万円） 繰延税金資産 賞与引当金　918 投資有価証券評価損　97 関係会社株式評価損　52 退職給付引当金　436 固定資産減価償却費　83 繰延ヘッジ損益　215 その他　672 繰延税金資産小計　2,478 評価性引当金　△52 繰延税金資産合計　2,425 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金　1,028 その他　948 繰延税金負債合計　1,977 繰延税金資産の純額　448
２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率　30.6% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目　0.1% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△10.9% 評価性引当金の減少　△10.3% その他　△0.1% 税効果会計適用後の法人税等の負担率　9.4%	２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率　30.6% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目　1.0% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△12.0% その他　0.8% 税効果会計適用後の法人税等の負担率　20.5%

（関連当事者情報）
第63期(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)
１　関連当事者との取引
(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引
(ア) 財務諸表提出会社の親会社
重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369 (SGD千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	－	資金の貸付(米国ドル貨建)(注1)	－	関係会社短期貸付金	2,019 (USD 16,500 千)
							貸付金利息(米国ドル貨建)(注1)	44 (USD 397 千)	未収収益	10 (USD 86 千)
							資金の返済(円貨建)(注1)	577	関係会社短期貸付金	－
							貸付金利息(円貨建)(注1)	3	未収収益	－
							資金の貸付(シンガポールドル貨建)(注1)	2,788 (SGD 33,000 千)	関係会社短期貸付金	2,985 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息(シンガポールドル貨建)(注1)	23 (SGD 266 千)	未収収益	23 (SGD 266 千)
							減資(注2)	9,149 (SGD 110,000 千)	－	－
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千)(注3)	アセットマネジメント業	直接 100.00	－	配当の受取	3,788 (USD 34,000 千)	－	－

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等
1　融資枠 5,300 百万円（若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2　Nikko Asset Management International Limited の行った 110,000 千株の減資により、当社は資金の払戻を受けております。
3　Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2021 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,450 百万円
負債合計	6,257 百万円
純資産合計	28,192 百万円

営業収益	18,176 百万円
税引前当期純利益	5,587 百万円
当期純利益	3,956 百万円

第64期(自　2022年４月１日　至　2023年３月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369 (SGD千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	―	資金の貸付(シンガポールドル貨建)(注1)	―	関係会社短期貸付金	3,318 (SGD 33,000千)
							貸付金利息(シンガポールドル貨建)(注1)	103 (SGD 1,043千)	未収収益	55 (SGD 551千)
							資金の返済(米国ドル貨建)(注2)	2,019 (USD 16,500千)	関係会社短期貸付金	―
							貸付金利息(米国ドル貨建)(注2)	3 (USD 26千)	未収収益	―
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千)(注3)	アセットマネジメント業	直接 100.00	―	配当の受取	7,795 (USD 58,000千)	―	―

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1．融資枠55百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2．融資枠 5,300 百万円（若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨)、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました（決定方針等を 2022 年 8 月 26 日付にて上記1に変更しております)。

3．Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2022 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,828 百万円
負債合計	5,655 百万円
純資産合計	29,173 百万円

営業収益	15,864 百万円
税引前当期純利益	4,191 百万円
当期純利益	3,159 百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第63期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第64期（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第63期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第64期（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第63期(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)
該当事項はありません。

第64期(自　2022年４月１日　至　2023年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第63期(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)
該当事項はありません。

第64期(自　2022年４月１日　至　2023年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第63期(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)
該当事項はありません。

第64期(自　2022年４月１日　至　2023年３月31日)
該当事項はありません。

(収益認識関係)
第63期(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)
１　顧客との契約から生じる収益を分解した情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

２　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)　４　収益の計上基準」に記載のとおりです。

３　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第64期(自　2022年４月１日　至　2023年３月31日)
１　顧客との契約から生じる収益を分解した情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

２　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)　４　収益の計上基準」に記載のとおりです。

３　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（１株当たり情報）

項目	第63期 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	第64期 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
１株当たり純資産額	468円88銭	522円22銭
１株当たり当期純利益金額	62円50銭	91円81銭

（注）１　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第63期 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	第64期 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
当期純利益（百万円）	12,136	17,826
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	12,136	17,826
普通株式の期中平均株式数（千株）	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016年度ストックオプション（1）　88,000株、2016年度ストックオプション（2）816,000株、2017年度ストックオプション（1）1,536,000株	2016年度ストックオプション（2）　217,000株、2017年度ストックオプション（1）752,000株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第63期 （2022年３月31日）	第64期 （2023年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	91,035	101,391
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－	－
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	91,035	101,391
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	194,152	194,152

（重要な後発事象）

当社は2022年12月21日付け株式売買契約書に基づき、星州子会社の日興アセットマネジメントインターナショナルが保有する関連会社AHAMアセットマネジメントBerhadの20%の株式を、2023年４月19日に13,412百万円で取得しました。

中間財務諸表等

（１）中間貸借対照表

（単位：百万円）

		第65期中間会計期間 （2023年9月30日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金		31,751
金銭の信託		2,500
有価証券		78
未収委託者報酬		16,602
未収収益		940
その他	※２	3,797
流動資産合計		55,670
固定資産		
有形固定資産	※１	330
無形固定資産		389
投資その他の資産		
投資有価証券		24,116
関係会社株式		37,647
長期差入保証金		338
繰延税金資産		240
投資その他の資産合計		62,343
固定資産合計		63,063
資産合計		118,734

（単位：百万円）

		第65期中間会計期間 （2023年9月30日）
負債の部		
流動負債		
未払金		8,446
未払費用		3,085
未払法人税等		1,334
未払消費税等	※3	575
賞与引当金		1,383
役員賞与引当金		162
その他		1,230
流動負債合計		16,218
固定負債		
退職給付引当金		1,458
賞与引当金		397
役員賞与引当金		40
その他		170
固定負債合計		2,067
負債合計		18,286
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		77,549
利益剰余金合計		77,549
自己株式		△2,067
株主資本合計		98,066
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		3,457
繰延ヘッジ損益		△1,075
評価・換算差額等合計		2,381
純資産合計		100,447
負債純資産合計		118,734

（２）中間損益計算書

（単位：百万円）

		第65期中間会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		37,779
その他営業収益		1,652
営業収益合計		39,431
営業費用及び一般管理費	※１	35,014
営業利益		4,416
営業外収益	※２	1,245
営業外費用	※３	1,458
経常利益		4,203
特別利益	※４	501
特別損失	※５	99
税引前中間純利益		4,605
法人税等	※６	1,270
中間純利益		3,335

（３）中間株主資本等変動計算書

第 65 期中間会計期間（自　2023 年４月１日　至　2023 年９月 30 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△ 2,067	99,823
当中間期変動額							
剰余金の配当				△ 5,092	△ 5,092		△ 5,092
中間純利益				3,335	3,335		3,335
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	－	－	－	△ 1,757	△ 1,757	－	△ 1,757
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	77,549	77,549	△ 2,067	98,066

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,056	△ 488	1,567	101,391
当中間期変動額				
剰余金の配当				△ 5,092
中間純利益				3,335
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,400	△ 587	813	813
当中間期変動額合計	1,400	△ 587	813	△ 943
当中間期末残高	3,457	△ 1,075	2,381	100,447

注記事項
（重要な会計方針）

項目	第65期中間会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）
１　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法
２　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
３　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
４　収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行業務の内容及び当該履行業務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」）に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算さ

	れ、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。 (3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。
5　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引細則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。 (2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（中間貸借対照表関係）

第 65 期中間会計期間 （2023 年９月 30 日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 2,354 百万円 ※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※３　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※４　保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興ＡＭエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 480 百万円（５百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

（中間損益計算書関係）

第 65 期中間会計期間 （自　2023 年４月１日 至　2023 年９月 30 日）	
※１　減価償却実施額	
有形固定資産	46 百万円
無形固定資産	50 百万円
※２　営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	16 百万円
受取配当金	1,205 百万円
※３　営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	255 百万円
為替差損	184 百万円
デリバティブ費用	1,017 百万円
※４　特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	501 百万円
※５　特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	97 百万円
※６　中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	

（中間株主資本等変動計算書関係）

第65期中間会計期間（自　2023年４月１日　至　2023年９月30日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	2,860,000	－	－	2,860,000

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高（百万円）
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
2016年度ストックオプション（2）	普通株式	217,000	－	96,000	121,000	－
2017年度ストックオプション（1）	普通株式	752,000	－	406,000	346,000	－
合計		969,000	－	502,000	467,000	－

(注) １ 当中間会計期間の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
２ 2016 年度ストックオプション(2)121,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年５月26日取締役会	普通株式	5,092	26.23	2023年３月31日	2023年６月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第65期中間会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）	
オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	911百万円
１年超	3,049百万円
合計	3,961百万円

（金融商品関係）

第65期中間会計期間(2023年９月30日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託	－	2,500	－	2,500
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	6,821	17,357	－	24,178
資産計	6,821	19,857	－	26,678
デリバティブ取引(※１、２)				
株式関連	242	－	－	242
通貨関連	－	△685	－	△685
デリバティブ取引計	242	△685	－	△442

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

（※２）株式関連のデリバティブ取引のうち242百万円は、中間貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち685百万円は、流動負債のその他に含まれております。

（２）時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資　産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル１の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注２）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

（有価証券関係）

第 65 期中間会計期間(2023 年９月 30 日)

１　子会社株式及び関連会社株式

（注)子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、（金融商品関係）金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項（注２）に記載のとおりであります。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	22,320	17,117	5,202
	小計	22,320	17,117	5,202
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	1,858	2,078	△220
	小計	1,858	2,078	△220
合計		24,178	19,195	4,982

（注）１ 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

２ 非上場株式（中間貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第 65 期中間会計期間(2023 年９月 30 日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	13,289	－	242	242
合計		13,289	－	242	242

（注）１　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引	投資有価証券			
	売建				
	米ドル		6,055	－	△528
	豪ドル		124	－	△2
	ユーロ		344	－	△7
	香港ドル		527	－	△53
	人民元		2,876	－	△93
合計			9,928	－	△685

（持分法損益等）

第65期中間会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,339百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	16,494百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,148百万円

（収益認識関係）

第65期中間会計期間(2023年９月30日)

１　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

２　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針　４．収益の計上基準」に記載の通りです。

３　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（ストックオプション等関係）

第65期中間会計期間(自　2023年４月１日　至　2023年９月30日)

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

第65期中間会計期間(自　2023年４月１日　至　2023年９月30日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

［関連情報］

第65期中間会計期間(自　2023年４月１日　至　2023年９月30日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第65期中間会計期間(自　2023年４月１日　至　2023年９月30日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第65期中間会計期間(自　2023年４月１日　至　2023年９月30日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第65期中間会計期間(自　2023年４月１日　至　2023年９月30日)
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第65期中間会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）
１株当たり純資産額	517円36銭
１株当たり中間純利益金額	17円17銭

（注）　１　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第65期中間会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）
中間純利益（百万円）	3,335
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－
普通株式に係る中間純利益（百万円）	3,335
普通株式の期中平均株式数（千株）	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016年度ストックオプション(2)121,000株、 2017年度ストックオプション(1)346,000株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第65期中間会計期間 （2023年９月30日）
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	100,447
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円）	100,447
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株）	194,152

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

＜約 款＞

＜追加型証券投資信託　財形株投（一般財形30）＞

運　用　の　基　本　方　針

約款第15条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基　本　方　針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として安定運用を行ないます。

運　用　方　法

(1)投資対象

財形公社債マザーファンド受益証券およびインデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸ受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

財形公社債マザーファンド受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保を図り、インデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸ受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長を目指します。

インデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸ受益証券およびわが国の株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の30％とし、原則として常時相当程度の組入れ比率を維持することを基本とします。

運　用　制　限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30％以下とします。

(2)新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。

(3)同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

(4)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

(5)同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

(6)外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30％以下とします。

(7)有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行ないます。

(8)スワップ取引は、約款第18条の２の範囲で行ないます。

(9)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

利子・配当等収益を中心に安定的に分配を行ないますが、分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託　財形株投（一般財形30）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第１条の2 受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金１億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第45条、第46条第１項、第47条第１項および第49条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第３条の2 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第４条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第５条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第５条　委託者は、第２条第１項による受益権については１億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第６条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第６条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第23条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第７条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第８条　この信託の受益権は、平成19年１月４日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在し

ない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第５条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第９条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第10条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第５条第１項の規定により分割される受益権を、別に定める「勤労者財産形成貯蓄約款」に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。

②　前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③　第１項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る売却価額は、１口につき１円とします。

④　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第10条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第10条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益証券の再交付）
第11条　　（削　除）
（毀損した場合等の再交付）
第12条　　（削　除）
（受益証券の再交付の費用）
第13条　　（削　除）
（投資の対象とする資産の種類）
第13条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、第18条および第18条の２に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

②　この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲および株式への投資制限等）
第14条　委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 インデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸおよび財形公社債マザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書ならびに第９号および第13号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第10号の証券ならびに第９号および第13号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②　前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が

運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とインデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

④　委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　第３項および第17条第１項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するインデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸの受益証券の時価総額にインデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第14条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第24条において同じ。）、第24条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条の２ならびに第14条第１項および第２項に定める資産への投資を行なうことができます。

②　前項の取扱いは、第16条から第18条の２、第20条から第21条まで、第23条および第29条から第30条の２までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第15条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、安定した収益の確保を目的として安定運用を行なうようその指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第16条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第17条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とインデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第17条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第18条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

③　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）

に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第18条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第３条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（投資する公社債の範囲）

第19条 （削　除）

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と財形公社債マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項および第21条第１項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンドの受益証券の時価総額に財形公社債マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第20条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産への投資制限）

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と財形公社債マザーファンドの信託財産に属す

る外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第22条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第23条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（信託業務の委託等）

第24条　受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第25条　（削　除）

（混蔵寄託）

第26条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（一括登録）

第27条　（削　除）

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却の代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第30条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎年２月２日から翌年２月１日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間の開始日は1994年２月４日とします。

（信託財産に関する報告）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税および地方消費税相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額）
第36条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の52の率を乗じて得た額とします。
②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③　第１項の信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。
（収益分配）
第37条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
②　（削　除）
③　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
（追加信託金および一部解約金の計算処理）
第38条　（削　除）
（収益分配金の再投資等）
第39条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者に交付されます。
②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第８条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
③　第44条第３項により信託の一部解約が行なわれた場合および第43条第１項により委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。
④　収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
（記名式受益証券への変更ならびに受益証券の返還請求の取扱い）
第39条の2　（削　除）
（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）
第40条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第41条第１項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第41条第２項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
（償還金および一部解約金の支払い）
第41条　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払いま

す。

② 一部解約金は、第44条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として４営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前２項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において行なうものとします。

④ 第39条第３項に規定する信託の一部解約に係る受益権に帰属する収益分配金および委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合の当該受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において受益者に支払います。

⑤ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金の時効）

第42条 受益者が、償還金については前条第１項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第43条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者の請求があるときは、１口単位をもってその受益権を買取ります。

② 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。

③ 受益者は、平成19年１月４日以降の第１項の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第１項の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第１項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消すことができます。

⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第２項の規定に準じて算定された価額とします。

（一部解約）

第44条 受益者（前条の委託者の指定する第一種金融商品取引業者を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第４項の規定に準じて算定した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第44条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第45条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約を行ないません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥　前３項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第46条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第47条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第48条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第49条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定に従い新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第50条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更を行ないません。

⑤　委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第50条の2 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（公告）

第51条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用報告書の交付省略）

第51条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　　則

第１条　　（削　除）
第２条　　変更後の第35条の規定は、平成11年７月１日より適用します。
第３条　　変更後の第６条第１項の規定は、平成12年４月４日以降行なわれる追加信託について適用するものとします。
②　　変更後の第６条第２項の規定は、平成11年９月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとします。
第４条　　変更後の第36条第１項の規定は、平成11年12月１日以降計上される信託報酬より適用します。
②　　変更後の第36条第３項の規定は、平成９年４月１日以降計上される信託報酬より適用します。
第５条　　変更後の第10条の各規定は、平成12年４月３日以降の取得申込より適用します。
第６条　　第39条第４項および第41条第５項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年３月31日以前の取得申込に係る受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年３月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとします。
第７条　　変更後の第43条の各規定は、平成12年４月３日以降の買取請求より適用します。
第８条　　平成18年12月29日現在の信託約款第８条、第９条、第11条から第13条までおよび第39条の２の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　1994年２月４日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
委託者　日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
受託者　三井住友信託銀行株式会社

＜追加型証券投資信託　財形株投（一般財形50）＞

運　用　の　基　本　方　針

約款第15条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基　本　方　針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として安定運用を行ないます。

運　用　方　法

(1)投資対象

財形公社債マザーファンド受益証券およびインデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸ受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

財形公社債マザーファンド受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保を図り、インデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸ受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長を目指します。

インデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸ受益証券およびわが国の株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の50％とし、原則として常時相当程度の組入れ比率を維持することを基本とします。

運　用　制　限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50％以下とします。

(2)新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。

(3)同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

(4)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

(5)同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

(6)外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30％以下とします。

(7)有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行ないます。

(8)スワップ取引は、約款第18条の２の範囲で行ないます。

(9)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

利子・配当等収益を中心に安定的に分配を行ないますが、分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託　財形株投（一般財形50）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第１条の2 受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金３億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第45条、第46条第１項、第47条第１項および第49条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第３条の2 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第４条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第５条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第５条　委託者は、第２条第１項による受益権については３億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第６条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第６条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第23条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第７条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第８条　この信託の受益権は、平成19年１月４日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消さ

れた場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第５条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第９条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第10条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第５条第１項の規定により分割される受益権を、別に定める「勤労者財産形成貯蓄約款」に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。

②　前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③　第１項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る売却価額は、１口につき１円とします。

④　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第10条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第10条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および

受託者に対抗することができません。

（受益証券の再交付）

第11条　　（削　除）

（毀損した場合等の再交付）

第12条　　（削　除）

（受益証券の再交付の費用）

第13条　　（削　除）

（投資の対象とする資産の種類）

第13条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、第18条および第18条の２に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲および株式への投資制限等）

第14条　委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 インデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸおよび財形公社債マザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書ならびに第９号および第13号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第10号の証券ならびに第９号および第13号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②　前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とインデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

④　委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　第３項および第17条第１項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するインデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸの受益証券の時価総額にインデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第14条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第24条において同じ。）、第24条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条の２ならびに第14条第１項および第２項に定める資産への投資を行なうことができます。

②　前項の取扱いは、第16条から第18条の２、第20条から第21条まで、第23条および第29条から第30条の２までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第15条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、安定した収益の確保を目的として安定運用を行なうようその指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第16条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第17条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とインデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第17条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第18条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

③　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組

入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第18条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第３条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（投資する公社債の範囲）

第19条 （削　除）

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と財形公社債マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項および第21条第１項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンドの受益証券の時価総額に財形公社債マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第20条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産への投資制限）

第21条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と財形公社債マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第22条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第23条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（信託業務の委託等）

第24条　受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第25条　（削　除）

（混蔵寄託）

第26条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（一括登録）

第27条　（削　除）

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却の代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第30条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎年２月２日から翌年２月１日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間の開始日は1994年２月４日とします。

（信託財産に関する報告）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税および地方消費税相当額（以下「諸

経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額）

第36条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の52の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第37条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　（削　除）

③　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（追加信託金および一部解約金の計算処理）

第38条　（削　除）

（収益分配金の再投資等）

第39条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者に交付されます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第８条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　第44条第３項により信託の一部解約が行なわれた場合および第43条第１項により委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

④　収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（記名式受益証券への変更ならびに受益証券の返還請求の取扱い）

第39条の2　（削　除）

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第40条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第41条第１項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第41条第２項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金および一部解約金の支払い）

第41条　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金

は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

② 一部解約金は、第44条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として４営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前２項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において行なうものとします。

④ 第39条第３項に規定する信託の一部解約に係る受益権に帰属する収益分配金および委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合の当該受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において受益者に支払います。

⑤ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金の時効）

第42条 受益者が、償還金については前条第１項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第43条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者の請求があるときは、１口単位をもってその受益権を買取ります。

② 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。

③ 受益者は、平成19年１月４日以降の第１項の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第１項の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第１項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消すことができます。

⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第２項の規定に準じて算定された価額とします。

（一部解約）

第44条 受益者（前条の委託者の指定する第一種金融商品取引業者を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第４項の規定に準じて算定した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）
第44条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。
（信託契約の解約）
第45条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
②　委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約を行ないません。
⑤　委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
⑥　前３項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。
（信託契約に関する監督官庁の命令）
第46条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従うものとします。
（委託者の登録取消等に伴う取扱い）
第47条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）
第48条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）
第49条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定に従い新受託者を選任します。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
（信託約款の変更）
第50条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。
②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したと

きは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更を行ないません。

⑤　委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第50条の2 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（公告）

第51条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用報告書の交付省略）

第51条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　　則

第１条　　（削　除）
第２条　　変更後の第35条の規定は、平成11年７月１日より適用します。
第３条　　変更後の第６条第１項の規定は、平成12年４月４日以降行なわれる追加信託について適用するものとします。
②　　変更後の第６条第２項の規定は、平成11年９月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとします。
第４条　　変更後の第36条第１項の規定は、平成11年12月１日以降計上される信託報酬より適用します。
②　　変更後の第36条第３項の規定は、平成９年４月１日以降計上される信託報酬より適用します。
第５条　　変更後の第10条の各規定は、平成12年４月３日以降の取得申込より適用します。
第６条　　第39条第４項および第41条第５項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年３月31日以前の取得申込に係る受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年３月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとします。
第７条　　変更後の第43条の各規定は、平成12年４月３日以降の買取請求より適用します。
第８条　　平成18年12月29日現在の信託約款第８条、第９条、第11条から第13条までおよび第39条の２の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　1994年２月４日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
委託者　日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
受託者　三井住友信託銀行株式会社

＜追加型証券投資信託　財形株投（年金・住宅財形30）＞

運　用　の　基　本　方　針

約款第15条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基　本　方　針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として安定運用を行ないます。

運　用　方　法

(1)投資対象

財形公社債マザーファンド受益証券およびインデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸ受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

財形公社債マザーファンド受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保を図り、インデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸ受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長を目指します。

インデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸ受益証券およびわが国の株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の30％とし、原則として常時相当程度の組入れ比率を維持することを基本とします。

運　用　制　限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30％以下とします。

(2)新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。

(3)同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

(4)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

(5)同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

(6)外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30％以下とします。

(7)有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行ないます。

(8)スワップ取引は、約款第18条の２の範囲で行ないます。

(9)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

利子・配当額を中心に安定的に分配を行ないますが、分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託　財形株投（年金・住宅財形30）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第１条の2 受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金１億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第45条、第46条第１項、第47条第１項および第49条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第３条の2 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第４条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第５条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第５条　委託者は、第２条第１項による受益権については１億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第６条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第６条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第23条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第７条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第８条　この信託の受益権は、平成19年１月４日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在し

ない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第５条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第９条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第10条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第５条第１項の規定により分割される受益権を、別に定める「勤労者財産形成年金貯蓄約款」または「勤労者財産形成住宅貯蓄約款」に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。

②　前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③　第１項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る売却価額は、１口につき１円とします。

④　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第10条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第10条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および

受託者に対抗することができません。
（受益証券の再交付）
第11条　　（削　除）
（毀損した場合等の再交付）
第12条　　（削　除）
（受益証券の再交付の費用）
第13条　　（削　除）
（投資の対象とする資産の種類）
第13条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。
1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、第18条および第18条の２に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。
1. 為替手形

（運用の指図範囲および株式への投資制限等）
第14条　委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 インデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸおよび財形公社債マザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書ならびに第９号および第13号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第10号の証券ならびに第９号および第13号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②　前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とインデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

④　委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　第３項および第17条第１項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するインデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸの受益証券の時価総額にインデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第14条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第24条において同じ。）、第24条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条の２ならびに第14条第１項および第２項に定める資産への投資を行なうことができます。

②　前項の取扱いは、第16条から第18条の２、第20条から第21条まで、第23条および第29条から第30条の２までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第15条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、安定した収益の確保を目的として安定運用を行なうようその指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第16条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第17条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とインデックス マザーファンド ＴＯＰＩＸの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第17条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第18条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

③　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組

入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第18条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第３条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（投資する公社債の範囲）

第19条 （削　除）

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と財形公社債マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項および第21条第１項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンドの受益証券の時価総額に財形公社債マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第20条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産への投資制限）

第21条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と財形公社債マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第22条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第23条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（信託業務の委託等）

第24条　受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第25条　（削　除）

（混蔵寄託）

第26条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（一括登録）

第27条　（削　除）

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却の代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第30条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎年２月２日から翌年２月１日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間の開始日は1994年２月４日とします。

（信託財産に関する報告）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税および地方消費税相当額（以下「諸

経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額）

第36条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の52の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第37条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　（削　除）

③　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（追加信託金および一部解約金の計算処理）

第38条　（削　除）

（収益分配金の再投資等）

第39条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者に交付されます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第８条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　第44条第３項により信託の一部解約が行なわれた場合および第43条第１項により委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

④　収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（記名式受益証券への変更ならびに受益証券の返還請求の取扱い）

第39条の2　（削　除）

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第40条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第41条第１項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第41条第２項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金および一部解約金の支払い）

第41条　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金

は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

② 一部解約金は、第44条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として４営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前２項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において行なうものとします。

④ 第39条第３項に規定する信託の一部解約に係る受益権に帰属する収益分配金および委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合の当該受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において受益者に支払います。

⑤ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金の時効）

第42条 受益者が、償還金については前条第１項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第43条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者の請求があるときは、１口単位をもってその受益権を買取ります。

② 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。

③ 受益者は、平成19年１月４日以降の第１項の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第１項の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第１項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消すことができます。

⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第２項の規定に準じて算定された価額とします。

（一部解約）

第44条 受益者（前条の委託者の指定する第一種金融商品取引業者を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第４項の規定に準じて算定した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）
第44条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。
（信託契約の解約）
第45条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
②　委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約を行ないません。
⑤　委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
⑥　前３項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。
（信託契約に関する監督官庁の命令）
第46条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従うものとします。
（委託者の登録取消等に伴う取扱い）
第47条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）
第48条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）
第49条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定に従い新受託者を選任します。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
（信託約款の変更）
第50条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。
②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したと

きは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更を行ないません。

⑤　委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第50条の2 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（公告）

第51条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用報告書の交付省略）

第51条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　　則

第１条　　（削　除）
第２条　　変更後の第35条の規定は、平成11年７月１日より適用します。
第３条　　変更後の第６条第１項の規定は、平成12年４月４日以降行なわれる追加信託について適用するものとします。
②　　変更後の第６条第２項の規定は、平成11年９月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとします。
第４条　　変更後の第36条第１項の規定は、平成11年12月１日以降計上される信託報酬より適用します。
②　　変更後の第36条第３項の規定は、平成９年４月１日以降計上される信託報酬より適用します。
第５条　　変更後の第10条の各規定は、平成12年４月３日以降の取得申込より適用します。
第６条　　第39条第４項および第41条第５項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年３月31日以前の取得申込に係る受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年３月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとします。
第７条　　変更後の第43条の各規定は、平成12年４月３日以降の買取請求より適用します。
第８条　　平成18年12月29日現在の信託約款第８条、第９条、第11条から第13条までおよび第39条の２の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　1994年２月４日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
委託者　日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
受託者　三井住友信託銀行株式会社